

# 特別史跡新居関跡保存活用計画



令和6年3月

湖西市教育委員会



# 凡 例

## 1. 新居関跡の名称について

特別史跡新居関跡の名称について以下のとおりとする。

特別史跡新居関跡：史跡としての正式名称および史跡として指定された範囲

新居関跡：大正 10 年（1921）の史蹟指定後から現在に至るまでの名称

新居関所：慶長 5 年（1600）の関所設置後から大正 10 年に史蹟指定を受けるまでの名称

## 2. 建物の名称について

関所機能時に構内に存在した建物についての表記は、以下の表のとおりとする。

建物区分		建物名	部屋名
関所建物	現存する関所建物	面番所棟	上之間
			中之間
			次之間
		書院棟	御書院
			御書院次之間
		下番勝手棟	下番勝手
	同心休息所		
	消滅した関所建物	上番勝手棟	上番勝手
			御用達場
			台所
土間			
附属施設	大御門	—	
	裏御門	—	
	女改之長屋	—	
	船会所	—	
	土蔵	—	

# 目次

<b>第1章 計画策定の沿革・目的</b>	<b>1</b>
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的・範囲	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の対象範囲	2
第3節 委員会の設置・経緯	3
(1) 委員会の設置	3
(2) 策定までの経緯	3
第4節 関連計画との関係	5
(1) 上位関連計画	5
(2) 関連する個別の計画	6
(3) 新居閑跡の整備事業に関連する計画・基本設計	6
<b>第2章 史跡等の概要</b>	<b>9</b>
第1節 指定に至る経緯	9
第2節 指定の状況	10
(1) 指定告示	10
(2) 指定地の範囲	11
(3) 指定後の調査概要	11
第3節 指定地および周辺の状況	13
(1) 追加指定地の公有地化	13
(2) 指定地の管理	13
(3) 指定地に関わる法規制等	14
第4節 史跡を取り巻く環境	19
(1) 自然環境	19
(2) 社会・文化環境	22
(3) 歴史環境	28
第5節 特別史跡指定後の調査成果と整備経過	41
(1) 調査成果	41
(2) 整備事業の経過	53
<b>第3章 史跡の本質的価値</b>	<b>57</b>
第1節 指定説明文	57
第2節 本質的価値の明示	58
第3節 新たな価値視点の明示	59
第4節 構成要素の特定	60
<b>第4章 史跡の現状と課題</b>	<b>68</b>
第1節 保存管理の現状と課題	68
(1) 特別史跡指定地全体の保存管理における現状と課題	68
(2) 本質的価値を構成する枢要の要素の保存管理における現状と課題	68
(3) 防災における現状と課題	71

第2節 活用の現状と課題 .....	72
(1) 特別史跡全体の活用における現状と課題	72
(2) 個別要素の活用における現状と課題	72
(3) 新居関所史料館での活用事業における現状と課題 .....	73
(4) イベント面での活用における現状と課題	75
(5) 教育分野での活用における現状と課題	76
(6) 周辺の文化財や施設と連携した活用における現状と課題 .....	76
(7) ユニークベニユーの活用における現状と課題 .....	77
(8) 広報活動における現状と課題	78
(9) 関係する関所や博物館との連携における現状と課題 .....	78
(10) 新居関所史料館所蔵史資料や調査・研究成果の活用における現状と課題	79
第3節 整備の現状と課題 .....	80
(1) 特別史跡指定地全体の整備における現状と課題 .....	80
(2) 保存のための整備における現状と課題	80
(3) 活用のための整備における現状と課題	83
第4節 運営体制の現状と課題 .....	86
(1) 計画の実施体制における現状と課題	86
(2) 関係機関等との連携における現状と課題	86
<b>第5章 大綱・基本方針</b> .....	<b>88</b>
第1節 大綱 .....	88
第2節 基本方針 .....	88
<b>第6章 保存（保存管理）</b> .....	<b>89</b>
第1節 保存管理の方向性 .....	89
第2節 指定地の地区区分と保存管理の方法 .....	90
(1) 地区区分 .....	90
(2) 保存管理の方法 .....	90
第3節 関所建物の保存管理 .....	94
(1) 部分の設定と保護の方針 .....	94
(2) 部位の設定と保護の方針 .....	94
(3) 関所建物の部分の設定 .....	95
(4) 関所建物の部位の設定 .....	97
第4節 現状変更の取扱方針および取扱基準 .....	98
(1) 現状変更に関わる総則 .....	98
(2) 区域ごとの現状変更等の許可基準	98
(3) 現状変更等の行為の許可権者	101
(4) 現状変更許可等を要しない行為	102
(5) き損届・復旧届 .....	103
第5節 追加指定および公有地化の方針 .....	104
第6節 防災 .....	104
(1) 防災体制 .....	104

- (2) 建物の防災方法 . . . . . 106
- (3) 地下遺構の防災方法 . . . . . 107

**第7章 活用** \_\_\_\_\_ 108

第1節 活用の方向性 .....108

第2節 活用の方法 .....109

- (1) 特別史跡指定地全体の活用 . . . . . 109
- (2) 個別要素の活用 . . . . . 109
- (3) 新居関所史料館での活用事業 . . . . . 109
- (4) イベント面での活用 . . . . . 110
- (5) 教育分野での活用 . . . . . 110
- (6) 周辺の文化財や施設と連携した活用 . 110
- (7) ユニークベニュー等における活用 . 110
- (8) 広報活動 . . . . . 111
- (9) 関係する関所や博物館との連携 . . 111
- (10) 新居関跡関係史資料および調査・研究  
成果の活用 . . . . . 111

**第8章 整備** \_\_\_\_\_ 113

第1節 整備の方向性 .....113

第2節 整備の方法 .....113

- (1) 特別史跡指定地全体の整備方法 . . 113
- (2) 保存のための整備方法 . . . . . 114
- (3) 活用のための整備方法 . . . . . 114
- (4) 新居関所史料館の整備 . . . . . 115

第3節 既存計画の見直し .....117

- (1) 保存整備基本計画の見直し . . . . . 117
- (2) 段階的整備計画の見直し . . . . . 119

**第9章 運営体制** \_\_\_\_\_ 122

第1節 運営体制整備の方向性 .....122

第2節 運営体制整備の方法 .....122

- (1) 計画の実施体制 . . . . . 122
- (2) 関係機関等との連携 . . . . . 122

**第10章 実施計画** \_\_\_\_\_ 124

第1節 施策の実実施計画 .....124

第2節 経過観察 .....126

**【資料編】**

関所建物（面番所）の部位の設定

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 第1節 計画策定の沿革

新居関跡は、湖西市新居町新居の旧東海道浜名湖西岸の沿岸部に位置している。慶長5年(1600)に徳川家康によって設置され、<sup>いまざれ</sup>今切渡船場に隣接していたので、今切関所とも呼ばれた。

江戸幕府が設置した全国の関所とその管理者をまとめた延享2年(1745)の「諸国御関所覚書」によると、全国53カ所の関所のうち20カ所が「重キ関所」であり、その中でも特に重要な関所として東海道の箱根と新居、中山道の木曾福島をあげている。しかしながら、全国に53カ所存在した関所は、明治2年(1869)の廃関令によりそのほとんどが取り壊され、関所建物が現存しているのは新居関所のみである。現在の新居関所の建物は安政2年(1855)～安政5年(1858)に建て替えられたものである。

新居関所は、明治2年の廃関後、中心建物の面番所棟や書院棟、下番勝手棟が明治6年(1873)に新居学校として活用された後、新居尋常高等小学校・新居町役場として使用され、昭和26年(1951)以降は見学施設として現在に至っている。その間、大正10年(1921)3月に史蹟名勝天然記念物保存法に基づき内務大臣より史蹟として指定され、後の昭和30年(1955)8月には文化財保護委員会より国の特別史蹟に指定されている。

新居関跡の整備が本格的に実施されたのは、平成5年度からである。これ以降、特別史蹟指定地内外での発掘調査や、文献・史資料等の調査を行っている。

復元整備方法や整備事業の方針は、平成12年(2000)3月に策定した『特別史蹟新居関跡保存整備基本計画書』に示した。また平成16年(2004)3月に『特別史蹟新居関跡保存整備構内整備基本設計』を作成した。

その後、整備基本計画書の事業期間等の大幅な延長・見直しをしたうえで、平成19年(2007)3月に『平成18年度特別史蹟新居関跡保存整備基本設計報告書』を策定した。続いて、平成29年(2017)3月に『特別史蹟新居関跡構内設備基本計画』を策定し、新居関跡構内の防災設備について検討を行った。

これらの設計書や計画を基に、平成13年度から令和2年度にかけて関所構内の復元整備を段階的に進めてきた。また復元整備事業に合わせ、平成10年度には関所建物の西側と



図1-1 新居関跡位置図 (下図：国土地理院地図\_GPIMaps)

東側が、平成 26 年度には大御門と<sup>ますがた</sup>櫛形の周辺および国道 301 号の北側歩道部分の一部が追加指定されている。

上記のとおり復元整備は段階的に進行しているものの、事業の実施期間が当初の想定から大幅に延長しており、平成 12 年（2000）3 月の整備基本計画策定からすでに 20 年以上が経過している。そこで現状の特別史跡新居関跡における調査成果や整備事業の到達点を示し、本質的価値について再確認を行ったうえで、今後の保存・活用について長期的な方針を明確にするため、文化庁の国庫補助（史跡等保存活用計画等策定費補助金）を受け、令和 4～5 年度にかけて保存活用計画を策定するに至った。

## 第 2 節 計画の目的・範囲

### （1）計画の目的

新居関跡は日本で唯一江戸幕府の設置による関所建物が現存しており、江戸時代の交通政策と各種旅人の様相等を知り、江戸時代を理解するうえで非常に重要な史跡である。

本計画は、特別史跡新居関跡の本質的価値や構成要素についての再確認を行うとともに、将来にわたって史跡を適切に保存管理していくために講ずべき措置や方針を明示することを目的とする。

### （2）計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、特別史跡新居関跡の特別史跡指定地内とする。ただし、計画の対象範囲外にも関連する施設や文化財が点在しているため、それらについても必要に応じて検討を行う。



図 1-2 計画の対象範囲

### 第3節 委員会の設置・経緯

#### (1) 委員会の設置

特別史跡新居関跡の保存活用計画を策定するにあたっては、文献などの史資料や考古学、建造物についての史実を明確にし、同時に観光や地元住民の意見といった多様な観点についても計画に取り入れる必要がある。そこで令和4年(2022)5月に、関連の学識経験者や地元住民代表により構成する保存活用計画策定委員会を組織した。

#### 【特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会】

役職	氏名	所属等(令和6年3月時点)
委員長	渡辺 和敏	愛知大学名誉教授 交通史学会顧問(歴史学)
委員	箱崎 和久	国立文化財機構 奈良文化財研究所 都城発掘調査部(考古学・歴史学)
	石本 東生	國學院大學 観光まちづくり学部 観光まちづくり学科(観光学)
	金原 孝宜	本果寺住職(地元住民代表)
	後藤 建一	湖西市文化財保護審議会委員(考古学)
	寺田 敏幸	新居宿史跡案内人の会(ボランティアガイド) NPO法人新居まちネット(文化財保存活用推進団体)

※全員が特別史跡新居関跡整備委員を兼任

#### 【オブザーバー】

氏名	所属等
渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官
武田 寛生	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課(令和4年度)
大谷 宏治	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課(令和5年度)

#### 【事務局】

氏名	役職名
渡辺 宜宏	湖西市教育委員会 教育長
太田 英明	湖西市産業部長
松山 智次郎	湖西市産業部文化観光課長(令和4年度)
白井 保司	湖西市産業部文化観光課長(令和5年度)
鈴木 紀子	湖西市産業部文化観光課文化係
大須賀 広夢	湖西市産業部文化観光課文化係

#### (2) 策定までの経緯

特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会を全6回開催し協議を行った。また、現状の新居関跡へのニーズを正確に把握し、計画期間内に効果的な事業を展開するため、令和5年(2023)6

月下旬から令和5年7月中旬にかけて、新居関所史料館の来館者、ボランティアガイド、地元団体および地元住民を対象としたアンケートを実施した。

【保存活用計画策定委員会の開催履歴】

日 程		主な議題
第1回	令和4年 7月19日（火）	(1) 第1章～第3章の構成について (2) 本質的価値について (3) 新たな価値視点について (4) 構成要素について
第2回	令和4年 11月17日（木）	(1) 前回からの主な修正箇所の確認 (2) 第4章「現状と課題」について (3) 第5章「大綱・基本方針」について
第3回	令和5年 2月9日（木）	(1) 前回からの主な修正箇所の確認 (2) 第6章「保存（保存管理）」について (3) 第8章「整備」について
第4回	令和5年 5月29日（月）	(1) 前回からの主な修正箇所の確認 (2) 第7章「活用」について (3) 第8章「整備」について (4) 第9章「運営体制」について
第5回	令和5年 8月18日（金）	(1) アンケート結果について (2) 前回からの主な修正箇所の確認 (3) 第8章「整備」における整備計画について (4) 第10章「実施計画」について (5) 第5章「大綱・基本方針」について
第6回	令和5年 12月26日（火）	(1) 第1章から第10章の内容について

【アンケートの詳細】

期 間 令和5年(2023)6月27日～令和5年7月21日

- 対 象 ①新居関所史料館来館者（回答116件）  
 ②新居宿史跡案内人の会（回答25件）  
 ③NPO法人新居まちネット会員（回答11件）  
 ④新居関跡周辺商店（回答6件）  
 ⑤埋蔵文化財包蔵地「新居関跡」範囲内の住民（回答4件）

## 第4節 関連計画との関係

### (1) 上位関連計画

#### ◆ 第6次湖西市総合計画(期間:2021~2033)

市の最上位計画に位置し、「誰もが住みたい・住みたい」と思えるまちづくりの指針を示したものである。本計画では、今後の湖西市の基本構想として、「安心して暮らすことができるまち」「結婚・出産・子育ての希望がかなえられ、誰もが活躍できるまち」「稼ぐ力に満ち、安心して働けるまち」「新たなつながりを築き、新しいひとの流れがあるまち」の4項目を挙げている。またこれらの基本構想を実現するために、「安全・安心、医療、福祉」「結婚、出産、子育て、教育」「産業」「交流」の4つの戦略を挙げている。

#### ◆ 第2次湖西市教育振興基本計画(期間:2021~2025)

湖西市内における今後の教育行政を総合的かつ計画的に推進するための、教育に関するすべての要素を含む総合計画である。文化財については保護・保存・活用に努め、誰もが資料を利用できる環境の充実を図ることを目標としている。

#### ◆ 静岡県文化財保存活用大綱

『静岡県文化財保存活用大綱』(以下、大綱)は平成30年(2018)に改正された文化財保護法に基づき策定された。大綱内では、県内の文化財が目指す姿として「地域の宝が未来に確実に継承されている」「文化財を担う人材が各地域で活動している」「住んでよし、訪れてよし、の好循環に貢献している」の3点が挙げられている。またこれに対応する形で、「文化財の確実な保存」「文化財を支える多様な人材の育成」「文化財の効果的な活用」の3点が、今後の静岡県の取組の方向性として挙げられている。

#### ◆ 湖西市都市計画マスタープラン(期間:2014~)

湖西市と新居町の合併を機に、将来目指すべきまちの姿を「将来都市像」として定め、その実現に向けた長期的なまちづくりの考え方を明らかにするため策定された。新居関跡の周辺地域については「新居宿の歴史的街並みの保全・活用」が課題とされており、取組として「建築物や屋外広告物の景観誘導」「地域住民等を中心とする景観啓発や景観教育の充実」「歴史的資源・施設を回遊する観光ルートの整備推進」等を挙げている。

#### ◆ 湖西市立地適正化計画(2021~2040)

人口減少や少子高齢化社会を背景に、医療・福祉・商業施設といった都市機能や居住機能の集約および公共交通の充実等により、将来にわたり持続可能な都市構造の実現を目指し、湖西市におけるコンパクトなまちづくりを進めるために策定された。

計画では、湖西市全体の利便性向上とにぎわい創出を図る場である「都市機能誘導区域」と、一定の人口密度を維持することで生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する「居住誘導区域」が設定されている。新居関跡周辺は津波による浸水が広範囲に及ぶことが予測されているため、いずれにも該当していない。一方で交通アクセスが比較的良好であり、現時点で一定の都市機能が集約されているため、市内の地域拠点に設定されている。

#### ◆ 公共施設再配置基本計画（2017～2045）

各施設における公共サービス提供のあり方や今後の施設の方向性等についてまとめた計画であり、施設総量の縮減の視野を前提に、安全性の確保と機能の複合化に重点を置いている。公共施設ごとに、施設の老朽化や利用者数、公益性や施設の統合・複合の可否などの観点から評価を行い、今後の方向性について判定を行っている。

新居関所史料館は、耐震性が低く老朽化も著しいことから施設評価は良くないものの、他施設との複合化が困難であるため、機能を充実し継続していくとの判定がなされている。

### （2）関連する個別の計画

#### ◆ 新居町景観計画（期間：2009～）

景観法に基づいて定められた新居関所周辺地区における歴史や文化、温かな心づかいを受け継ぎ伝え、「関所を中心とした宿場町、人にやさしい歴史香る都市景観をつくる」ことを目標とした計画であり、建築物や工作物の形態意匠に一定の制限を定めることにより、調和のとれた町並みの形成を目指している。

計画内では新居関所周辺地区が設定されており、計画地区内での建築物や工作物の設置、外観等の変更については「新居関所周辺地区景観条例」によって規制されている（詳細は第2章第3節を参照）。

#### ◆ 第2次湖西市観光基本計画（期間：2021～2025）

2021年度から2025年度までの、湖西市の観光交流に対する取組を定めた個別計画である。計画では「浜名湖」と「東海道」に関連する資源を湖西市の観光の中心に位置づけており、また「重点戦略② 地域ブランドによるプロモーション」の項目では、取組の方向性として同一資源を有する市町との連携を挙げている。

#### ◆ 湖西市公共施設再配置個別計画（2017～2045）

公共施設再配置基本計画の下位計画であり、個別施設ごとの具体的な行動計画に関して取組スケジュールとともに想定事業費を示した計画である。

新居関所史料館については、現状での課題として、建物が建築後47年を経過し、展示施設が老朽化している点、バリアフリー化ができていない点、津波浸水想定区域に位置している点が指摘されており、関所建物の耐震性の課題も指摘されている。そのうえで、今後の方針として、史料館施設の建て替えが挙げられており、具体的な事業スケジュールとして、2031年から2035年の間に実施設計と建築工事を行うことが計画されている。

### （3）新居関跡の整備事業に関連する計画・基本設計

#### ◆ 新居関跡保存整備基本計画報告書（H12・2000.3）

新居関跡の整備と関所史料館を新居町の歴史的拠点として位置づけ、史跡の総合的な復元と史料館の充実を図るため、①遺構の確実な保存、②面番所を中心とした新居関跡の特徴の視覚的な表現、③関所の体験を重視した展示・運営、④新居宿まちなみ・まちづくりの核、運営・連携の中心、の4項目を目標に整備方針を定めた計画である。事業期間はSTEP1・2の短期計画、STEP3の長期計画として具体的な時期を定めず計画した。護岸整備、復元建築物の復元、史料館の移設を掲げている（図1-3）。

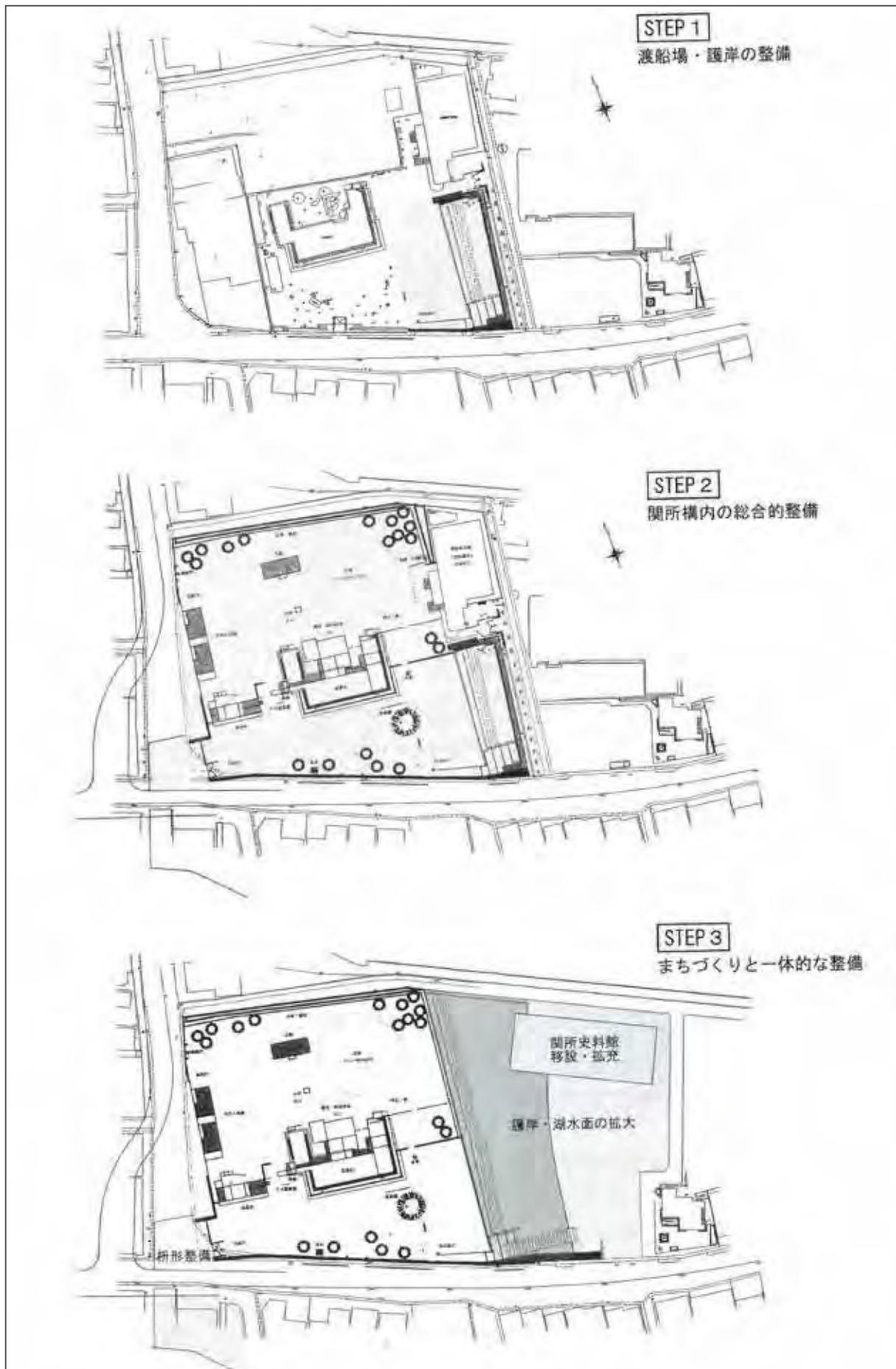


図 1-3 整備事業ステップ図

◆ 特別史跡新居関跡保存整備構内整備基本設計報告書（H 16・2004.3）

平成 14 年度に実施した北区域の基本設計と、平成 15 年度に実施した西区域の基本設計の成果を合わせ、特別史跡新居関跡の指定地内における整備の全体に関わる基本設計報告書として取りまとめたものである。具体的な復元建築物の構造や、地形、電気設備、排水、植栽などの基本設計である。

◆ 新居町歴史を生かしたまちづくり整備計画 歴史的環境整備街路事業調査業務委託（H 17・2005.3）

新居町の都市計画部門で歴史的地区環境整備街路事業（通称：歴みち事業）調査としての基本的な検討項目を整理し、将来まちづくり像を明確化するとともに、事業化に向けての段階整備プログラムの策定を目的として、住民意向の把握や交通量実査、歴史的町並み等の概要調査を実施した。

計画の中で、国道 301 号と大御門の復元整備について整理した。

◆ 平成 18 年度特別史跡新居関跡保存整備基本設計報告書（平成 18 年度まちづくり交付金事業特別史跡新居関跡復元検討にともなう基本設計）（H 19・2007.3）

特別史跡新居関跡復元検討にともなって、周辺状況や計画との整合を図るべく、平成 16 年 3 月に策定した『特別史跡新居関跡保存整備構内整備基本設計報告書』の内容を調整したものである。

◆ 特別史跡新居関跡<sup>あらため</sup>構内設備基本計画（H 29・2017.3）

今後復元する女<sup>あらため</sup>改之長屋、船会所、土蔵に必要となる防災設備や電気設備についての基本計画を策定した。

\*このほかに工事にともなう実施設計あり。

## 第2章 史跡等の概要

### 第1節 指定に至る経緯

明治2年(1869)に廃関令が出された後、全国の関所建物のほぼすべてが破却された一方で、新居関所の中心的な建物は小学校として用いられ、破却から免れた。その後、小学校は教室不足を理由に大正6年(1917)に移転するものの、旧の関所建物は引き続き新居町役場として用いられた。

大正9年(1920)の秋頃から内務省の調査官による調査が行われ、新居関跡は翌大正10年(1921)3月3日に「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき、内務大臣の名で「史蹟」に指定された。大正10年の史蹟台帳には指定の事由に「保存要目申史蹟ニ関スル部第七(古関隘、一里塚、窯隘、其ノ他産業交通土木等ニ関する重要ナル史蹟)ニ依ル」と記されており、これを根拠として史蹟指定を受けたことが分かる。また、史蹟台帳の保存の要件には「旧建物ヲ保存シ新ニ建物建設其ノ他現状ノ変更ヲ許可セサルト同時ニ同建物ノ修理ニ付テモ十分ノ注意ヲ加フルヲ要ス」とあり、指定にあたっては現存する関所建物の存在が重要視されていたことがうかがえる。次いで史蹟指定の翌年、大正11年(1922)には新居町が史蹟の管理者に指定されている。

新居関跡が史蹟指定を受ける根拠となった「史蹟名勝天然紀念物保存法」は昭和25年(1950)に廃止され、同年に施行された現行の「文化財保護法」となって受け継がれている。新居関跡も同法に基づき、昭和30年(1955)8月22日に「史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの」であるとして、関所建物の所在地とその北側3,023㎡が文部省文化財保護委員会より特別史跡に指定された。しかし当時の特別史跡指定地は江戸時代の関所構内の一部分のみであり、町有地も関所建物の所在する付近のみという状況であった。

その後、平成5年(1993)に当時の特別史跡指定地全体が公有地化され、このことが契機となり新居関跡の整備事業が本格的に開始された。平成8年度末には特別史跡新居関跡整備委員会が発足し、これまでの調査成果と課題・整備方針を協議したうえで、関所の構内全体を含む特別史跡指定地の拡大および追加指定が、今後の史跡整備における課題・方針として示された。

この方針に従い、平成10年度には特別史跡の隣接土地所有者と協議を行い、平成11年(1999)1月27日付で2,453.72㎡が特別史跡に追加指定され、特別史跡指定地の総面積は5,476㎡となった。また追加指定と並行し、渡船場・護岸整備予定地付近と関所建物西側の土地の買上げおよび発掘調査を計画・実施した。

さらに平成26年(2014)10月6日には国道南側の柵形広場、大御門復元整備予定地および国道301号北側歩道部分の一部、計1,210.15㎡が追加指定された。これにより、特別史跡指定地の総面積は6,686.87㎡となった。そして平成26年度までに柵形広場と大御門の復元整備が完了した。

## 第2節 指定の状況

### (1) 指定告示

指定・追加指定についての告示は次のとおりである。いずれも原文の和暦表示に西暦年を括弧内に加筆し、旧字体を新字体に置き換えて一部抜粋している。

#### ■ 大正 10 年（1921）内務省告示第 38 号

史蹟名勝天然紀念物保存法第一条ニ依リ左ノ通指定ス

大正 10 年 3 月 3 日 内務大臣 床次竹二郎

種別	名称	所在地	区域
史蹟	新居関跡	静岡県浜名郡新居町 大字新居字関門跡	1235ノ2、1227ノ1、1227ノ2、 1227ノ3、1228、1230ノ2ノ1 以上区域内ニ包含する道路

#### ■ 昭和 30 年（1955）文化財保護委員会告示第 51 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 2 項の規定により、次の史蹟を特別史跡に、天然記念物を特別天然記念物に指定する。

昭和 30 年 8 月 22 日 文化財保護委員会 委員長 高橋誠一郎

種別	名称	所在地	指定告示
特別史跡	新居関跡	静岡県浜名 居町	大正10年内務省告示第38号

#### ■ 平成 11 年（1999）文部省告示第 17 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項および第 2 項の規定により、特別史跡新居関跡（大正 10 年内務省告示第 38 号および昭和 30 年文化財保護委員会告示第 51 号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成 11 年 1 月 27 日 文部大臣 有馬 朗人

所在地	地域	備考
静岡県浜名郡新居町 新居字関門跡	1227番ノ5のうち実測 377.19平方メートル、 1227番ノ6のうち実測 12.58平方メートル、1227 番ノ7、1228番ノ2、 1228番ノ4、1228番ノ 5、1228番ノ6、1228番 ノ7、1230番ノ1、1230 番ノ3、1235番ノ1	一筆の土地のうち一部のみを指定 するものについては、地域に関す る実測図を静岡県教育委員会及び 新居町教育委員会に備え置いて縦 覧に供する。

■平成26年(2014)文部科学省告示第139号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年10月6日 文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名 称	関係告示	所在地	地 域
新居関跡	大正10年内務省告示第38号、昭和30年文化財保護委員会告示第51号及び平成11年文部省告示第17号	静岡県湖西市新居町新居字関門跡	1230番4、1235番3、1241番1、1241番2、1242番1、1242番2、1243番1、1243番2、1244番1、1244番2、 1245番1のうち実測26.25平方メートル、 1245番2の1のうち実測132.29平方メートル、 1245番2の2のうち実測32.66平方メートル、 1246番1のうち実測23.03平方メートル、 1246番2のうち実測4.93平方メートル、 1247番1のうち実測0.91平方メートル、 1247番2のうち実測0.42平方メートル、 1247番3のうち実測5.41平方メートル  静岡県湖西市新居町新居字関門跡1228番4に南接し同字関門跡1245番2の1に南接するまでの道路敷のうち実測304.20平方メートル、 同字関門跡1230番3に西接し同字関門跡1235番3に西接するまでの道路敷のうち実測216.30平方メートル、 同字関門跡1245番1に北接し同字関門跡1245番2の1に東接するまでの水路敷のうち実測15.98平方メートル、 同字泉町1248番2に東接する水路敷のうち実測2.79平方メートル、 同字泉町1248番2に南接する道路敷のうち実測0.89平方メートルを含む。  備考 一筆の土地、道路敷及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を静岡県教育委員会及び湖西市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

(2) 指定地の範囲

特別史跡指定地の範囲は前記告示の範囲であり、図で示すと図2-1のようになる。なお、指定範囲の面積は、3,023㎡(昭和30年8月22日指定)、2,453.72㎡(平成11年1月27日指定)、1,210.15㎡(平成26年10月6日指定)であり、現在の合計は6,686.87㎡である。

なお指定地の範囲には、指定後に行われた分筆や地番付与により、指定告示と現在の地番が異なる土地が一部存在しているため、対応関係表を掲載する(図2-1)。

(3) 指定後の調査概要

特別史跡指定後には、指定地内外で19次に及ぶ発掘調査を実施している。また、構内建造物等の復元検討や発掘調査成果との照合を行うため、絵図や文献などの調査も実施している。これら一連の調査成果については第2章第5節に記載する。

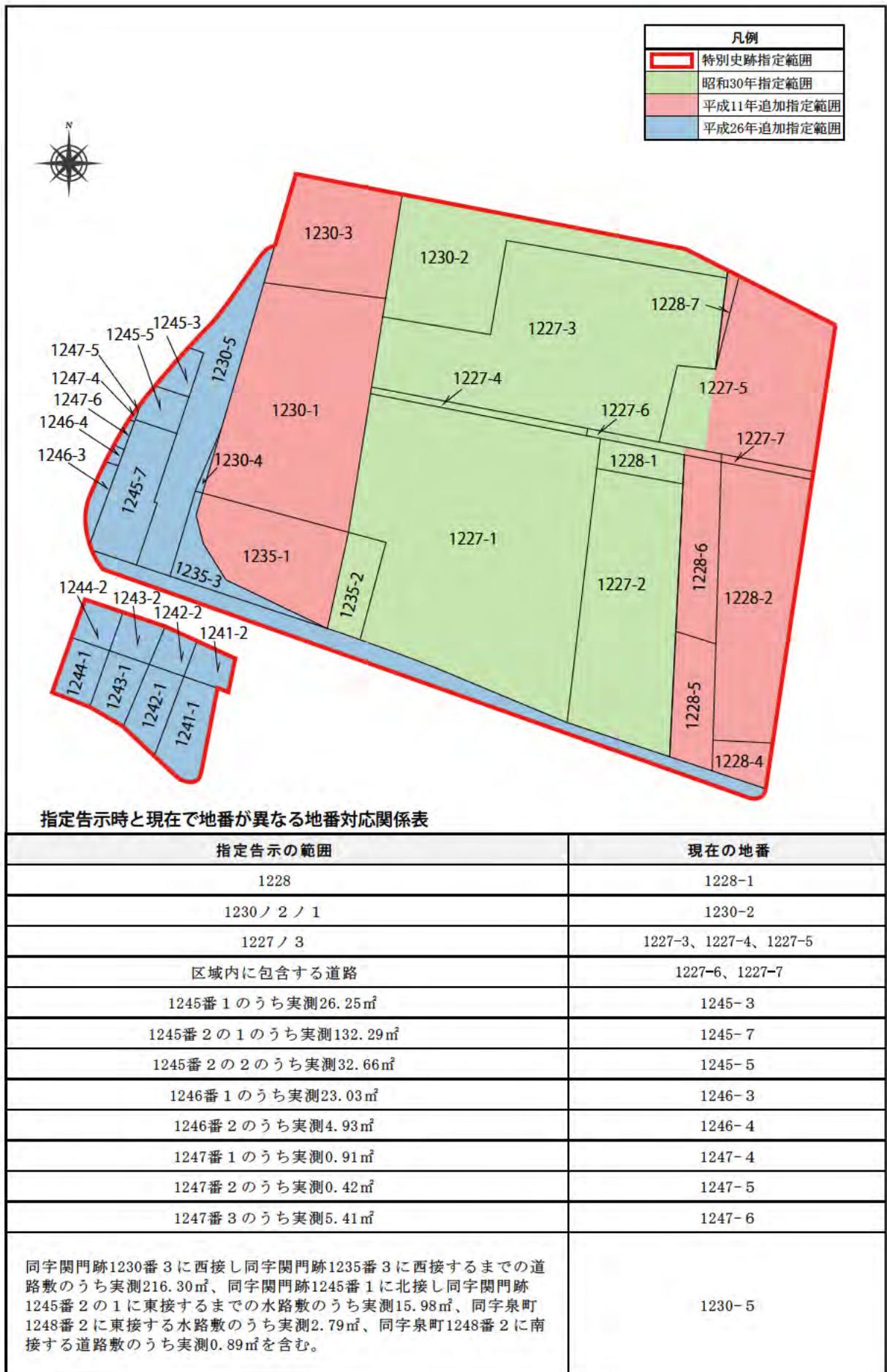


図 2-1 指定範囲図

### 第3節 指定地および周辺の状況

#### (1) 追加指定地の公有地化

平成4年(1992)に特別史跡指定地(当時の面積3,023㎡)を含んだ一括の土地について土地所有者より売却の打診があり、平成5年(1993)には文化庁・静岡県の協力により関所建物北側の1,010㎡の民有地を買い上げ、当時の特別史跡指定地全体が公有地化された。

その後、関所建物の東西の民有地が江戸時代には関所構内であったことが明白となり、平成10年(1998)7月に隣接する土地の所有者と追加指定に向けての協議・申請を開始し、平成11年(1999)1月27日付けで総面積5,476㎡が特別史跡指定地に追加指定された。さらに平成26年(2014)10月6日には、高札場と榊形の周辺が追加指定された。

なお、現在の特別史跡指定地は全域が公有地化されているが、そのうち平成26年(2014)に追加指定された国道301号の北側歩道部分および南側榊形広場の歩道部分は国土交通省が所有している。

#### (2) 指定地の管理

史蹟名勝天然記念物保存法第5条第1項に基づき、大正11年(1936)5月3日付けで浜名郡新居町が史跡の管理者に指定されている。前法が引き継がれ、文化財保護法施行後も平成22年(2010)3月23日の湖西市との合併までは浜名郡新居町が、それ以降は湖西市が特別史跡の管理団体として管理を行っている。

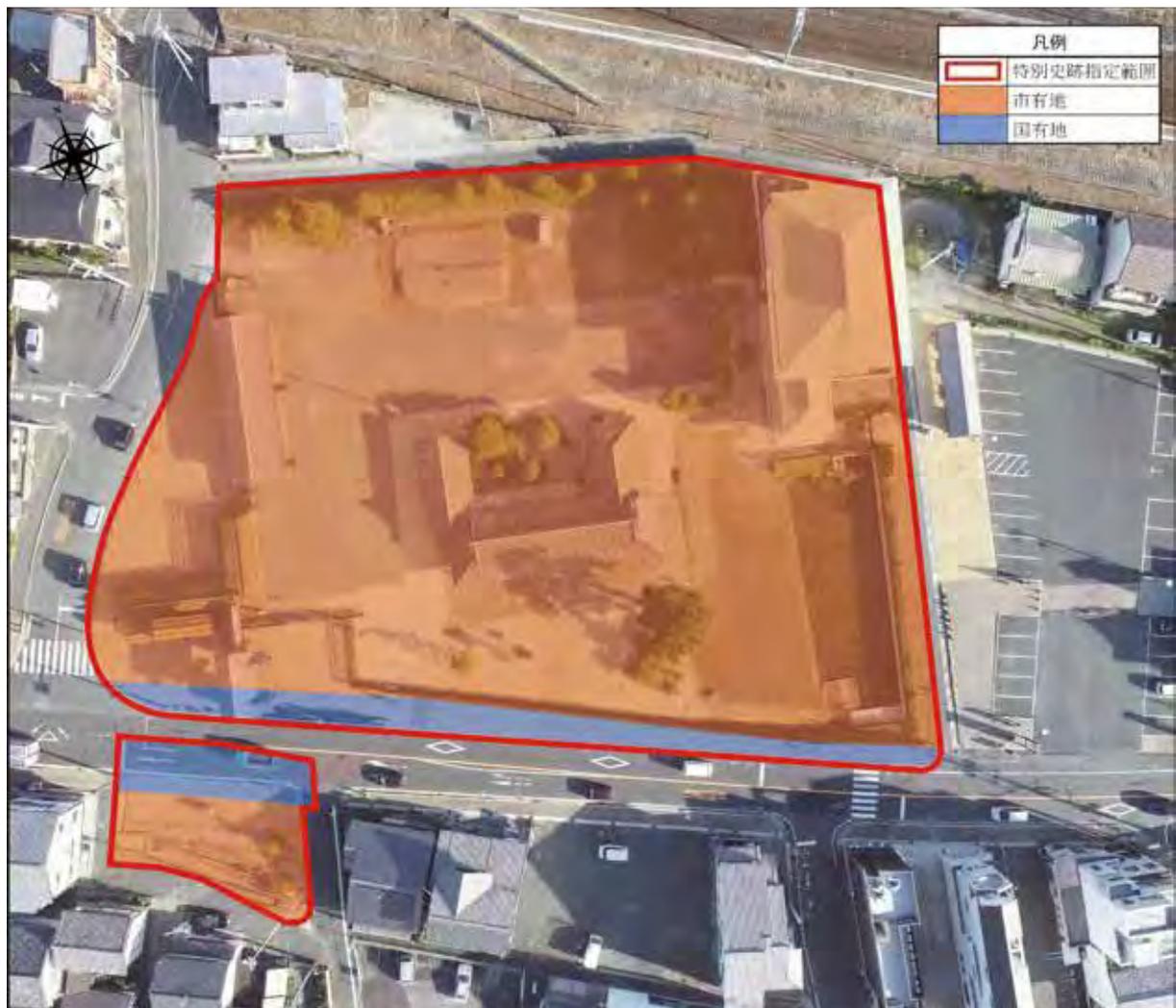


図 2-2 指定地の土地所有図

なお、前項に記載のとおり国道 301 号の歩道部分については国土交通省が土地を所有しているため、歩道部分の管理は道路管理者である静岡県が行っており、歩道上の工作物として扱われる大御門については静岡県との協定により湖西市が管理を行っている。

### (3) 指定地に関わる法規制等

史跡指定地に関わる土地利用および防災に関わる法規制等は、次のとおりである。

#### 【文化財関連法】

##### ① 文化財保護法（現状変更の制限）

新居関跡は文化財保護法に基づき特別史跡に指定されている。指定地において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、同法第 125 条の規定に基づき文化庁長官の許可を得る必要がある。

#### 【都市計画関連法】

##### ① 都市計画法（市街化区域・用途地域）

新居関跡の特別史跡指定地は全域が市街化区域に属しており、用途地域は「近隣商業地域」に定められている（図 2-3）。

##### ② 下水道法・湖西市下水道条例

下水道供用区域のため、汚水を新たに排除する場合や既存を改造する場合、事前に下水道課との協議が必要となる。

##### ③ 道路法

事業用地と道路用地の境界が明確でない場合は、境界確定が必要となる。また、承認工事や占用物件が発生する場合は届出が必要となる。

##### ④ 建築基準法

建築行為をする場合、建築基準法第 3 条または同法第 6 条に基づく建築確認申請手続が必要となる。

##### ⑤ 建築物省エネ法

建築基準法第 6 条の建築確認申請をする場合、非住宅部分の床面積 300㎡以上の建築物の新築工事では、建築確認申請の事前に省エネ基準の適合判定を受ける必要がある。

##### ⑥ 建設リサイクル法

特定建設物を使用する特定規模以上の解体工事や建築物の新築工事、工作物等の工事を実施する場合、工事着手の 7 日前までの届出が必要となる。

##### ⑦ 静岡県福祉のまちづくり条例

特定公共施設等（公園等含む）に該当する場合は、工事着手の 30 日前までに届出の提出が必要となる。また、工事の際には基準適合の努力義務がある。

##### ⑧ 景観法・湖西市新居関所周辺地区景観条例（景観形成）

景観法第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度に新居町景観計画が定められている。計画内では新居関所周辺地区（以下、周辺地区）での良好な景観形成に必要な事項が規定されており、周辺地区内での建築物または工作物の新築や増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕、模様替え、色彩の変更等を行う場合は、建築基準法に基づく建築確認申請、もしくは行為着手の 30 日前までに届出を行うことが義務付けられている（図 2-4）。

なお湖西市には、周辺地区内での歴史的景観の保存に必要な建築物の修理や、新たに歴史的景観に調和する建築物を建てる場合の補助金制度（湖西市新居関所周辺地区まちづくり事業補助金）が存在している。

## 【環境関連法】

### ① 騒音規制法・振動規制法

建設工事として行われる作業で、著しい騒音・振動を発生させる、特定建設作業を実施する場合は、作業開始7日前までに届出の提出が義務付けられている。

### ② 湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則

再生可能エネルギー発電事業（例：太陽光パネル）を抑制する区域として定められている。

## 【防災関連法】

### ① 地震防災対策特別措置法・津波防災地域づくりに関する法律（ハザードマップ）

地震防災対策特別措置法第14条には、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲およびその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、各都道府県が住民に周知するよう努める必要があると規定されており、静岡県では平成27年度に第4次地震被害想定を公表している。この想定を基に湖西市ではハザードマップを作成・公開しており、新居関跡周辺の津波浸水深は最大2.0～3.0mに及ぶことが想定されている。また、嘉永7年（1854）に発生した安政東海地震の際には津波の浸水域であったと推定されている（図2-5）。

### ② 消防法

消防法第7条第1項に基づき、新たに建物を建てる場合は、面積によっては「消防同意」が必要な場合がある。また、同法第17条の3の2に基づき、消防用設備を新設、増設、移設等する場合は、「消防へ届出及び消防検査」が必要な場合がある。この他にも、建造物の新築または既存建屋の増改築等により、既存の消防用設備の改修が必要になる場合がある。

### ③ 湖西市火災予防条例

電気自動車の急速充電スポット等、湖西市火災予防条例第72～76条に基づき、設置の事前に届出が必要となる施設がある。

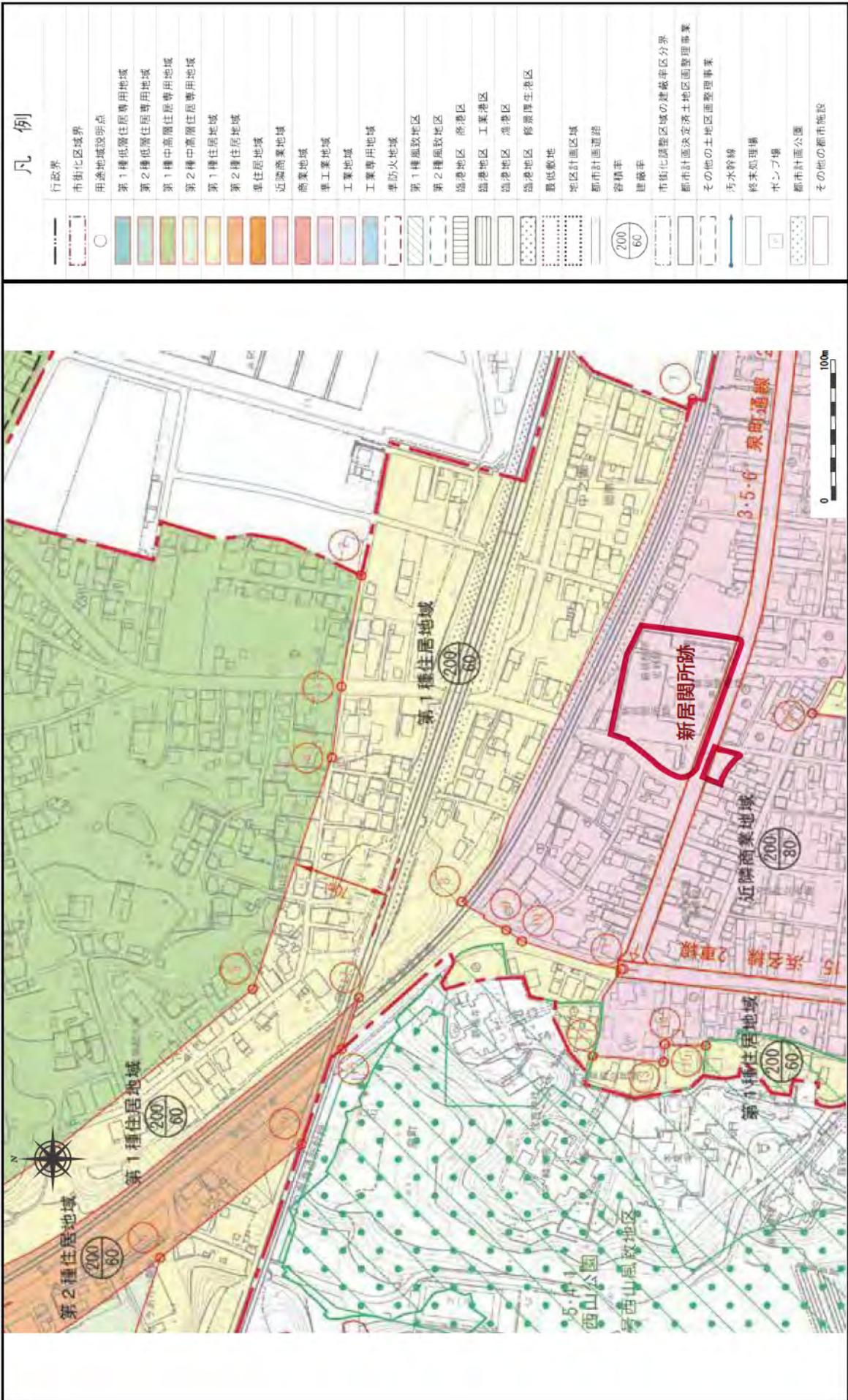


図 2-3 都市計画図

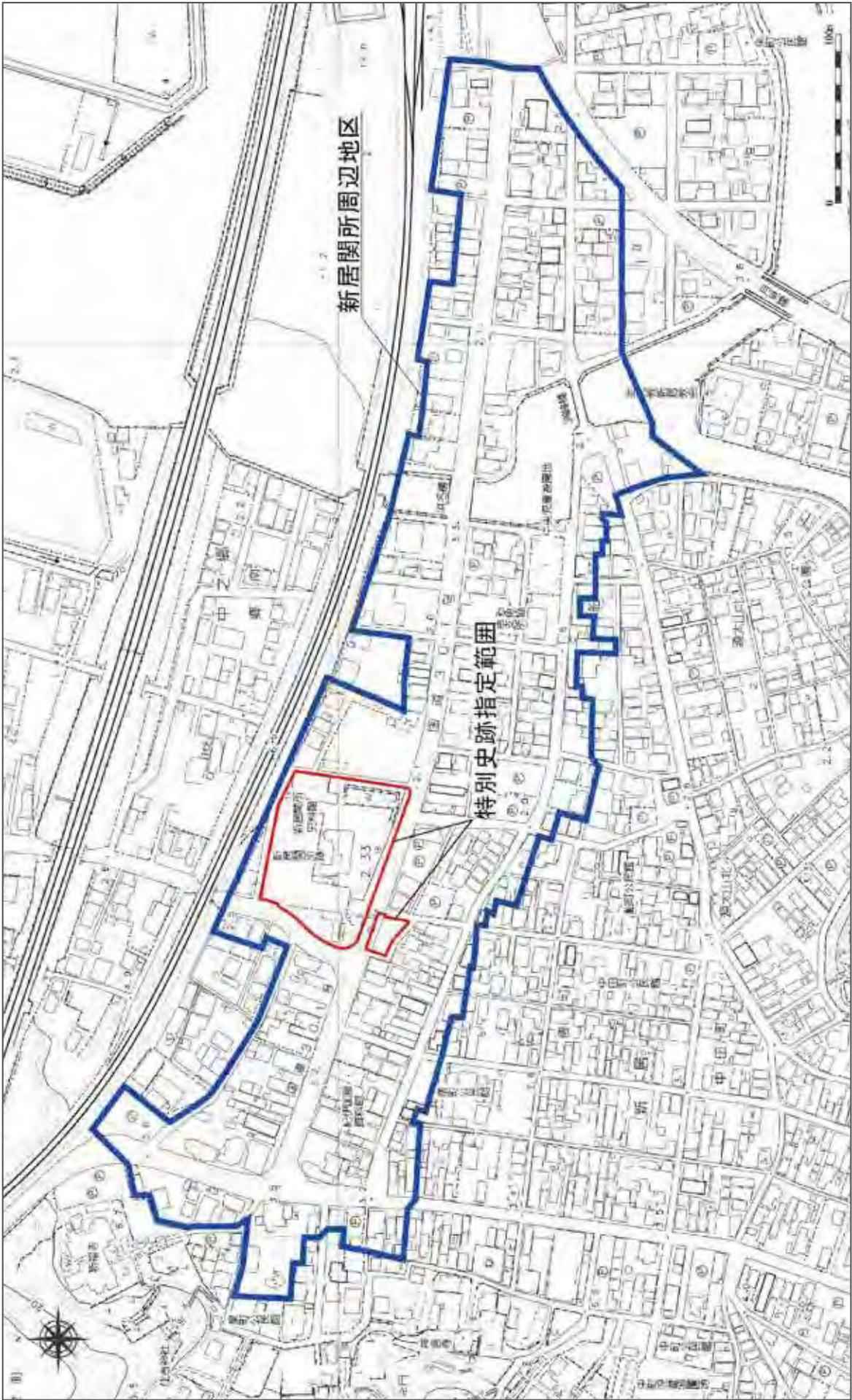


図 2-4 新居関所周辺地区図（青枠内が条例の対象区域）



## 第4節 史跡を取り巻く環境

### (1) 自然環境

#### a. 位置

湖西市は、静岡県の最西端に位置し、東側を浜松市と、西側を愛知県豊橋市と接している。総面積は86.56km<sup>2</sup>で、東西11.4km南北12.5kmである。市の北西部には赤石山脈から延びる弓張山地の山塊が存在し、東部と南部はそれぞれ浜名湖と遠州灘に面する。



図 2-6 湖西市航空写真  
今切口上空より 令和2年(2020)

#### b. 地形・地質

湖西市の東側に広がる浜名湖は、都田川水系に属する面積約65km<sup>2</sup>の汽水湖である。現在は南端の「今切口」によって直接遠州灘と接続しているが、かつては新居と舞阪が浜堤によってつながっており、浜名川という河川を経由したのち外海へと通じる淡水湖であったと言われている。浜名湖の水深は平均で4.8mであるが、北部は水深10m以上の場所がある一方で、湖南部では水深は2～3mとなっている。湖南部については、湖底から縄文時代～中世にかけての遺物が採集されることがあり、これは中世段階まで陸地であった場所が、中世以降の地形変化により湖底になったことを示唆している。

新居関跡は湖西市東南部の沖積平地に位置しているため、地下の堆積土は砂質であり、地下水位も高い。また、新居地域の浜名湖岸付近は、近代以降の埋立てによる造成地が広く展開し、特に新居関跡の東側全体と南側の大半は近代以降に浜名湖を埋め立ててできた造成地である。

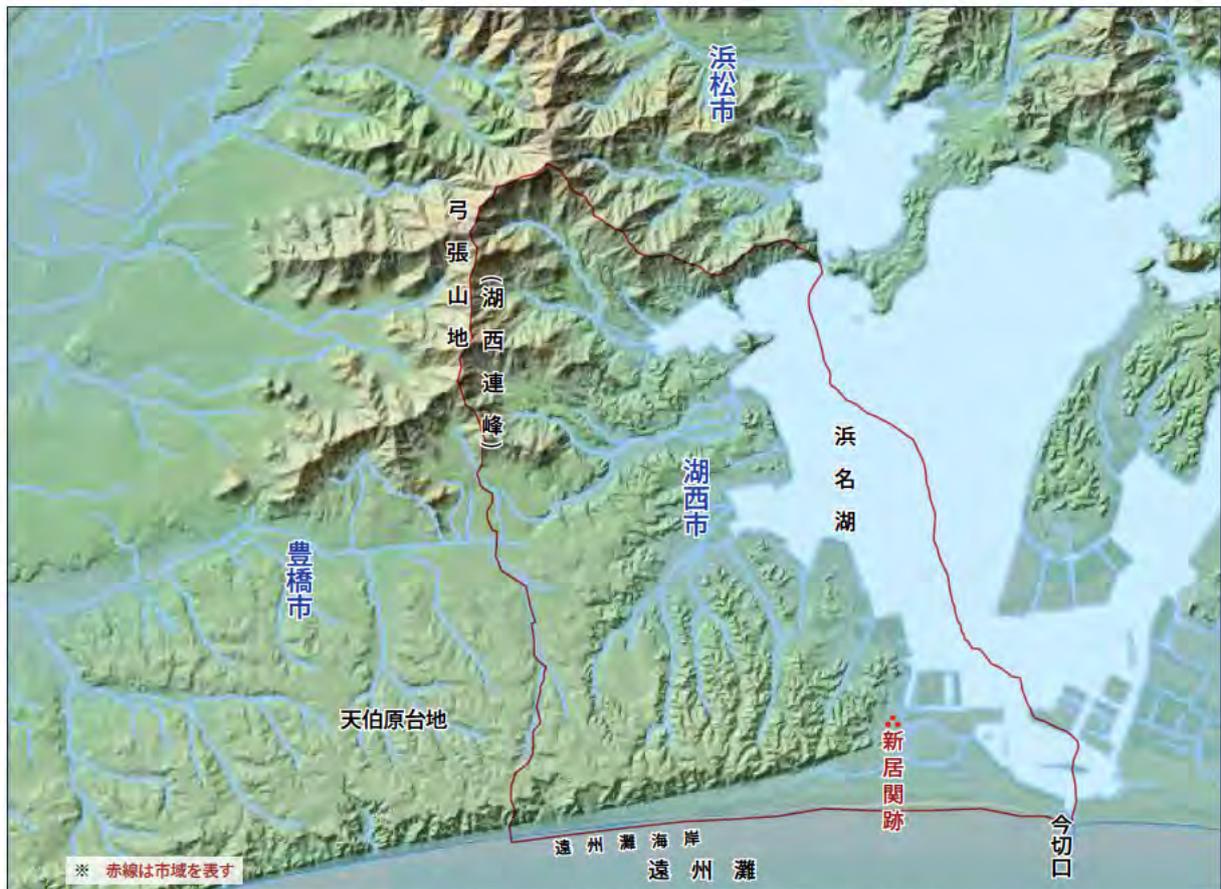


図 2-7 湖西市地形図（下図：国土地理院地図色別標高図）

### c. 気候

湖西市の年平均気温は 17℃前後であり、静岡県内でも比較的高温である。特に冬は暖かく、真冬日がほとんどない。年間の降水量は 2,000mm 前後であり、冬は「遠州のからっ風」とも呼ばれる西北西の強い風が吹く。

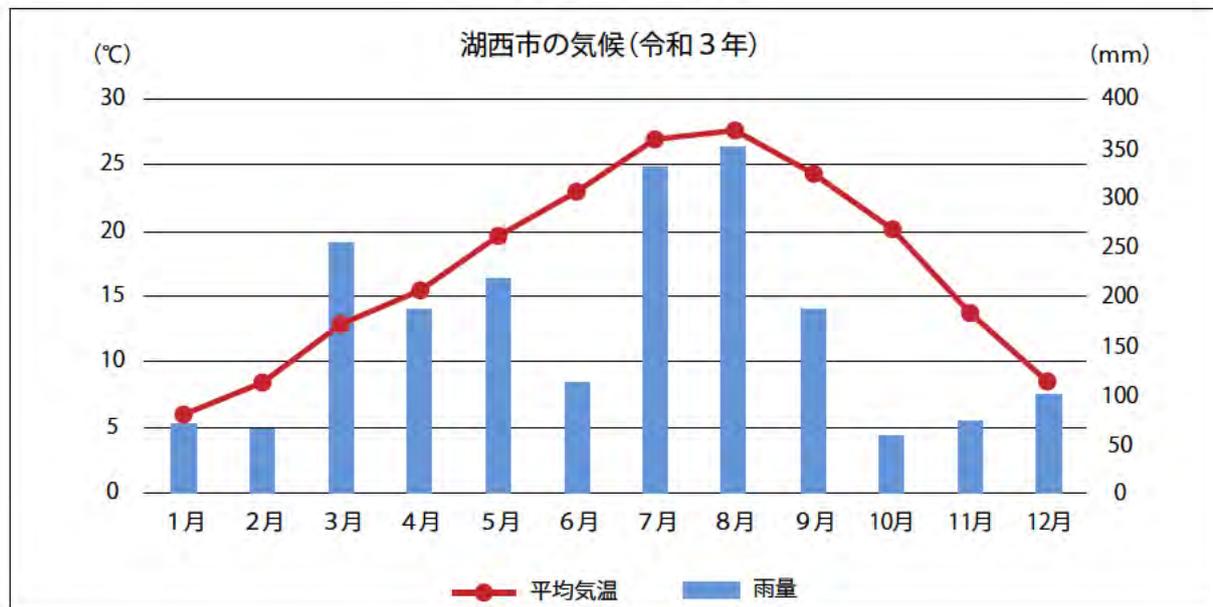


図 2-8 令和3年気象年報・雨温図

### d. 地震災害・気象災害

遠州灘沖には、フィリピン海プレートおよびユーラシアプレートが接する南海トラフが存在しており、古くからこれに起因する地震に見舞われてきた。湖西市域に被害をもたらしたと考えられる地震のうち、記録に残る最古例では天武天皇 13 年（684）の白鳳地震がある。明応 7 年（1498）に発生した明応地震は、地震の規模がマグニチュード 8.6 と推定されるほどの大規模な地震であったと考えられており、『円通松堂禅師語録』や『後法興院記』には静岡県の沿岸部全域で地震および津波により多数の民家や人々が流された様子が記されていて、その被害の甚大さがうかがえる。江戸時代になると慶長 9 年（1604）の慶長地震、貞享 3 年（1686）の遠江・三河地震、宝永 4 年（1707）の宝永地震、嘉永 7 年（1854）の安政東海地震などの大地震が湖西市域を襲っている。昭和 19 年（1944）に発生した東南海地震では、湖西市内各所で地割れや液状化等の被害が生じ、今切口付近に 0.6～1 m の津波が押し寄せたと記録されている。

気象災害についても、遠州灘に面した湖西市域は台風や高波による風水害を受けやすく、その被害の様子が多くの古文書に記録されている。遠江国での気象災害記録の初出である『続日本紀』には、大宝元年（701）8月に大風が吹いて家屋が壊れ、農作物に被害が出たことが記されている。湖西市域に特定できる記録としては、明応 5 年（1496）から永正 7 年（1510）にかけて大雨や洪水、高潮が集中的に発生したことが多くの史料から知ることができる。これら一連の水害と前述の明応地震により、浜名湖と遠州灘の近接地点に今切口が開いたと考えられている。

江戸時代になると気象災害に関する史資料が多く残されており、これらの史資料からは当地域が風水害の被害を繰り返し受けていた様子を見ることが出来る。また、台風にもなう竜巻被害もまれに生じており、平成 6 年（1994）の台風 26 号の接近により発生した竜巻では、住宅 101 棟と新居小学校が被害を受けた。

江戸時代の新居関所は浜名湖岸に位置しており、外海（遠州灘）の影響も強く受けていた。そのため、地震による津波、暴風雨時の高波、満潮時と重なる台風等の高潮には無防備に近い立地条件下にあって、これらの災害による被害を頻繁に受けていた。元禄 12 年（1699）に発生し

た高潮は、湖西市域の沿岸部に甚大な被害を与えたことが記録されている。当時の新居関所は、新居宿と共に甚大な被害を受け、設置場所の移転を余儀なくされた。

宝永地震や安政東海地震も、新居関所に壊滅的な被害を与えた。宝永地震の際は津波による被害が大きく、元禄 12 年の高潮により移転したばかりの関所と宿場が壊滅的な被害を受けたため、現在の泉町付近へ二度目の移転を行った。また安政東海地震の際には、関所周辺に 3 m 程度の高さの津波がきたという記録がある。そして安政東海地震の揺れにより関所建物が倒壊したため、安政 2 年（1855）から安政 5 年（1858）にかけて関所の改築を行っており、現在に残る関所建物はこの時に建てられたものである。

表 2-1 新居関所災害年表

年 月 日	災害原因	主な被害
慶長 9 年 (1604) 12 月 16 日	地震・津波 (慶長地震)	<ul style="list-style-type: none"> <li>志都呂の今切関所役人宅が壊滅し、新居宿も甚大な被害を受けるが翌年に再興する。</li> <li>津波により橋本周辺の民家 80 軒程が消失し、人馬が数多く死傷する。釣り船約 20 艘が消失する。</li> </ul>
延宝 8 年 (1680) 閏 8 月 6 日	地震 (遠江三河地震)	<ul style="list-style-type: none"> <li>関所の面番所は無事であったものの、その他は流潰する。</li> </ul>
貞享 3 年 (1686) 8 月 16 日	地震 (遠江三河地震)	<ul style="list-style-type: none"> <li>関所や民家が破損する。</li> </ul>
元禄 12 年 (1699) 8 月 15 日	高潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>関所も町屋も大被害を受けたため、幕府に移転を願い出て、元禄 14 年 7 月 19 日藤十郎山に関所と城町 289 軒の引っ越し工事が始まる。</li> <li>元禄 15 年に関所が吉田藩の管轄となる。</li> </ul>
宝永 4 年 (1707) 10 月 4 日	地震 津波 (宝永地震)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地震により、3 度大波が来たため、関所はほとんど破壊された。</li> <li>新居の町屋では家屋 340 余軒が潰れ、流された舟は 40 余艘、溺死の男女 24 人、渡船業務は 4～5 日できなかった。</li> <li>この地震により関所は潰れ、3 m ほどの波が来たため、関所役人は後ろの土手に上り、この難を避けた。</li> <li>未の刻（2-3 時）に地震が発生。家が動き、屋根の石瓦が落ち、人の歩行もままならず、大地は割れ、泥が吹き出した。倒れた家屋から火が上がった。津波は 3 度襲来し、今切湊の大船も打ち上ったのちに、波にさらわれることが 3 度あった。関所の船着場には、停泊中の船の荷物がたくさん打ち寄せられていたが、一時流失した。</li> <li>この災害により、12 月から源太山のふもとの弥太郎新田（現在地）で関所工事が始まり翌 2 月 21 日に完成した。4 月には宿場の移転が完了した。</li> </ul>
嘉永 7 年 (1854) 11 月 4 日	地震 津波 (安政東海地震)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新居・浜名新開・松本新田・松山西田がほぼ潮につかる。浜手水門御船小屋辺りにて、新居の人が 14 人溺死した。</li> <li>関所に附属する屋敷や門は 6 軒半壊・8 軒が大破。足軽・町同心の家屋は 10 軒半壊、足軽・町同心・下目附の家は 25 軒大破。渡船の流失と破船は 48 艘、漁船の流失と破船 92 艘。破損した家、土蔵、物置などは数が知れない。</li> <li>関所は崩れ、町方の家は 50～60 軒程潰れ、死人もあった。</li> </ul>
昭和 19 年 (1944) 12 月 7 日	地震 (昭和東南海地震)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新居町付近は震度 5 程度であったと推定されており、町内各所で液状化や湧水が生じる。新居関跡の関所建物が傾き、応急対策として外側に支柱が複数本入れられる。</li> </ul>

※『新居町史』第 3 巻風土編 92～93 頁より作成

## (2) 社会・文化環境

### a. 人口

湖西市の人口は、令和2年(2020)の国勢調査によると57,885人、世帯数は23,005である。人口は昭和60年(1985)以降増加傾向にあったが、平成17年(2005)の60,994人をピークに減少傾向に転じている。『第6次湖西市総合計画』では、現状の減少推移が継続した場合、2040年には49,305人にまで減少すると試算されている。なお世帯数は、1955年以降一貫して増加を続けている。人口構成比は、生産年齢人口が減少傾向であるのに対し、高齢人口が増加傾向にあり、高齢化が進んでいる。

湖西市の社会動態については、全体では毎年3,000人前後の転入・転出があり、転出超過の傾向を示している。このうち、外国人については、転出超過の傾向が年々弱まり、2016年度以降は転入超過に転じている。日本人については、2017年度まで転出超過の傾向が強くなっていたが、2018年度以降は回復傾向を示している。

### b. 観光

湖西市南東部の新居弁天地域は、湖西市の主要な観光地として、市内外を問わず多くの観光客が訪れている。現在、湖西市では浜松市や地域連携DMOである(公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューローと連携し様々な事業に取り組んでいる。DMOでは「海の湖」をブランドコンセプトに観光体験や食の魅力などを介し浜名湖周辺エリアの観光振興を行っている。湖西市の観光交流客数は令和元年度に677,299人を数えている。こうした中で旧東海道とそれに関する歴史資源は、湖西市の重要な観光基盤となっている。

新居関跡の周辺には観光マップや無料の駐車場、観光トイレ等が整備されており、旧東海道や新居宿を観光する際の拠点として利用されている。また周辺の商店では新居関所を利用した関連商品が販売されている。

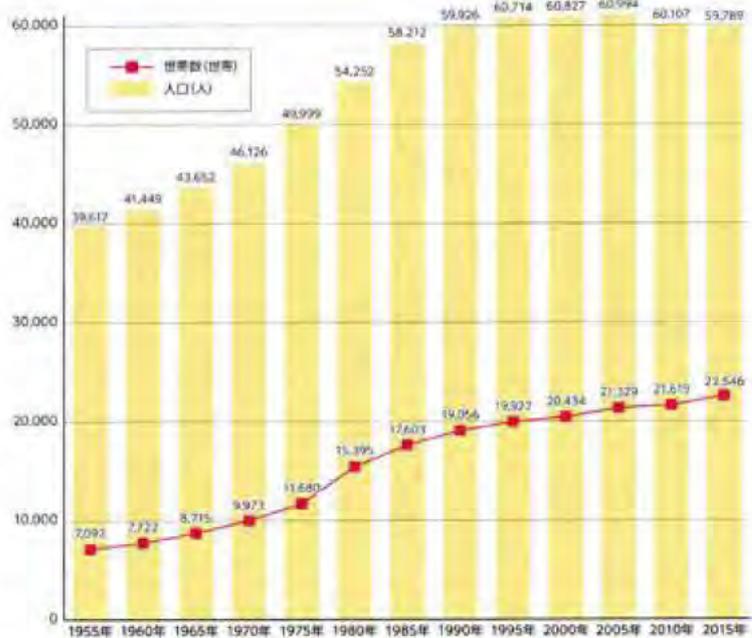


図 2-9 人口・世帯数推移 (湖西市総合計画)

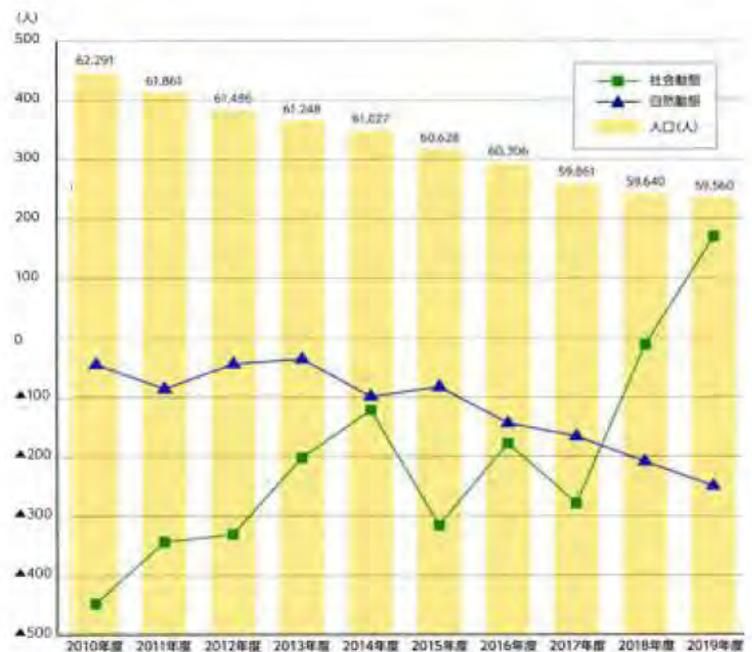


図 2-10 社会動態推移 (湖西市総合計画)

### c. 交通

湖西市の鉄道路線は、JR 東海道本線と天竜浜名湖鉄道の2路線が整備されている。JR 東海道本線は新居町駅・鷺津駅・新所原駅の3駅が、天竜浜名湖鉄道は新所原駅・アスモ前駅・大森駅・知波田駅の4駅が湖西市内に設置されている。運行本数は、JR 東海道本線は1時間に3本(ピーク時4本)、天竜浜名湖鉄道は1時間に1本(ピーク時2本)である。

東海道新幹線は浜松駅と豊橋駅に停車する。新居町駅からのアクセスは、豊橋駅へ19分、浜松駅へ16分であり、東海道新幹線の利用可能な2駅のほぼ中間地点に位置している。



図 2-11 湖西市交通図

バス路線は、市営のコミュニティバスが運行されている。コミュニティバスについては新居鷲津線や白須賀鷲津線など7路線が設定されており、平日のみ1日1～9便を運行している。

湖西市の道路交通は、浜松市や愛知県豊橋市に連絡する国道1号や国道42号、浜名湖の湖岸線沿いに南北に延びる国道301号などの主要幹線道路のほか、主要地方道豊橋・湖西線、県道太田・中原線、県道入出・太田線などの幹線道路が東西方向に配置されている。国道1号については、湖西市内を通る部分の全域が「浜名バイパス」「潮見バイパス」の二つのバイパス道路で構成されている。いずれも豊橋・浜松道路を構成する地域高規格道路であり、市内には新居弁天・大倉戸・白須賀の3つのインターチェンジが存在する。国道301号は市内の南端から北端までを結び、さらに東名高速道路三ヶ日インターチェンジ方面へと接続している。

新居関跡までのアクセスは、鉄道の場合は新居町駅下車後、徒歩約8分を要する。また、自動車の場合は東名高速道路三ヶ日インターチェンジより約30分、浜名バイパス新居弁天インターチェンジより約7分を要する。

#### d. 新居地域の土地利用と地域資源

新居関跡が所在する新居地域（現在の新居中学校区）は、平成22年（2010）3月に湖西市と合併するまで、浜名郡新居町であった。旧新居町は東側を浜名湖、南側を遠州灘に面しており、JR新居町駅周辺やJR東海道線の沿線を中心に市街地が形成されている。地域の中央に所在する新居関所や東海道の宿場町であった新居宿の周辺には、江戸時代の地割が今も残っているため、歴史を感じさせる町並みが広がっている。東側の浜名湖に面した地区には観光施設が集中しており、新居弁天海水浴場や海釣り公園、海湖館などがある。旧新居町役場の地には新居支所（新居地域センター）があり、一部の行政サービスが提供されている。

特別史跡新居関跡や市指定文化財の旅籠紀伊国屋資料館、徳川家康より朱印地を与えられた応賀寺やそれにまつわる宝物類など、多数の文化財がこの地区に集積している。毎年7月に開催される新居諏訪神社祭礼奉納煙火は、市の無形民俗文化財に指定されており、開催日には湖西市内外を問わず多くの観客が訪れる。



図 2-12 新居地域図

### e. 文化財

令和6年(2024)1月現在、湖西市内には7件の国指定文化財、1件の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財、17件の静岡県指定文化財、76件の湖西市指定文化財、2件の国登録有形文化財が存在する。このうち指定の有形文化財は78件存在し、これらの多くは市内の寺社にて保管されているが、新居関所に関する史資料の一部は新居関所史料館で保管されている。



図 2-13 文化財位置図

表 2-2-1 湖西市文化財一覧 令和6年(2024)1月1日現在

番号	指定区分	種別1	種別2	名称	指定年月日
1	国	記念物	史跡	大知波峠廃寺跡	平成13年1月29日
2	県	有形	建造物	大神山八幡宮境内社 熱田神社本殿 附棟札3枚	昭和56年3月16日
3	市	有形	彫刻	木造聖観音像	昭和56年4月1日
4	市	有形	彫刻	木造青面金剛像	昭和56年4月1日
5	国(登録)	有形	建造物	天竜浜名湖鉄道利木隧道	平成23年1月26日
6	県	記念物	名勝	浜名湖	昭和29年1月30日
7	市	有形	絵画	宇津山城古図	昭和59年11月30日
8	市	有形	彫刻	木造毘沙門天像	昭和56年4月1日
9	市	有形	彫刻	木造韋駄天像	昭和56年4月1日
10	県	民俗文化財	無形民俗	女河八幡宮例大祭神事	平成24年3月30日
11	市	有形	建造物	法泉寺山門	平成元年5月1日
12	県	記念物	天然記念物	トキワマンサク北限群生地	昭和52年12月20日
13	市	有形	書跡	夏目麿関係資料	昭和53年5月1日
14	市	有形	歴史資料	伝夏目麿肖像画	平成25年7月25日
15	市	記念物	史跡	火除地及び火防樹	昭和59年11月30日
16	市	有形	彫刻	薬師如来立像	昭和51年3月13日
17	市	有形	工芸	雲版	昭和51年3月13日
18	市	有形	工芸	鱒口	昭和51年3月13日
19	市	民俗文化財	無形民俗	熱田一宮神社例大祭流鏝馬神事	平成25年7月25日
20	市	記念物	史跡	豊田佐吉邸	平成元年5月1日
21	国	有形	書跡	紺紙金字法華経(開結共)	昭和24年5月30日 昭和25年8月29日
22	県	有形	絵画	絹本著色仏涅槃図	昭和53年10月20日
23	市	有形	建造物	妙立寺山門	昭和59年11月30日
24	市	有形	彫刻	大黒天立像	昭和51年3月13日
25	市	有形	古文書	今川氏真寺領安堵状	平成元年5月1日
26	市	有形	古文書	今川氏真判物	平成9年4月24日
27	市	有形	工芸	鱒口	昭和51年3月13日
28	市	民俗文化財	無形民俗	古見八幡神社例大祭流鏝馬神事	平成25年7月25日
29	国	有形	建造物	本興寺本堂	明治40年5月27日 昭和25年8月29日
30	国	有形	絵画	絹本著色法華経曼荼羅図	明治43年8月29日 昭和25年8月29日
31	国	有形	書跡	紺紙金字法華経(開結共)	昭和28年11月14日
32	国	有形	書跡	紺紙金字法華経	昭和28年11月14日
33	県	有形	建造物	本興寺奥書院	昭和60年3月19日
34	県	有形	書跡	紙本墨書法華経	昭和31年5月24日
35	県	有形	書跡	後深草天皇御消息(両門跡筆)	昭和31年5月24日
36	県	有形	書跡	後伏見上皇御消息	昭和31年5月24日
37	県	有形	書跡	寛性法親王御消息	昭和31年5月24日
38	県	有形	書跡	古版法華経	昭和31年5月24日
39	県	有形	絵画	紙本水墨四季山水障壁図	昭和31年1月7日
40	市	有形	建造物	本興寺山門	昭和59年11月30日
41	市	有形	建造物	本興寺中門	平成元年5月1日
42	市	有形	建造物	本興寺千仏堂	平成9年4月24日
43	市	有形	建造物	本興寺客殿	平成9年4月24日
44	市	有形	建造物	本興寺番神堂	平成24年5月25日
45	市	有形	絵画	本興寺大書院板戸絵	昭和62年6月26日
46	市	有形	古文書	日暹上人置文	平成元年5月1日
47	市	有形	古文書	今川氏親禁制	平成元年5月1日
48	市	有形	古文書	瀬名一秀判物	平成元年5月1日
49	市	有形	工芸	鱒口	昭和59年11月30日
50	市	有形	建造物	八幡神社神殿	昭和53年7月4日

表 2-2-2 湖西市文化財一覧 令和6年(2024)1月1日現在

番号	指定区分	種別1	種別2	名称	指定年月日
52	市	民俗文化財	無形民俗	八幡諏訪神社例大祭流鏝馬神事	平成25年7月25日
53	市	有形	建造物	二宮神社本殿附：棟札18枚	平成22年3月4日
54	市	有形	工芸	二宮神社の曲玉	昭和54年3月12日
55	市	民俗文化財	無形民俗	二宮神社例大祭流鏝馬神事	平成25年7月25日
56	県	有形	建造物	応賀寺薬師堂	昭和56年10月23日
57	県	有形	彫刻	木造阿弥陀如来座像	昭和55年3月21日
58	県	有形	彫刻	木造薬師如来座像	昭和55年3月21日
59	県	有形	彫刻	木造毘沙門天立像	昭和55年11月28日
60	市	有形	絵画	絹本著色文殊菩薩像	昭和54年3月12日
61	市	有形	絵画	絹本著色不動明王像	昭和54年3月12日
62	市	有形	彫刻	木造不動明王立像	昭和54年3月12日
63	市	有形	彫刻	木造弘法大師座像	昭和54年3月12日
64	市	有形	彫刻	木造四天王立像	昭和57年12月22日
65	市	有形	工芸	鱧口	昭和54年3月12日
66	市	有形	工芸	織地三十三体観音像	昭和54年3月12日
67	市	有形	書跡	紺紙金字写経	昭和54年3月12日
68	市	有形	歴史資料	源頼朝関係遺品	昭和54年3月12日
69	国	記念物	特別史跡	新居関跡	昭和30年8月22日 (追加)平成11年1月27日 (追加)平成26年10月6日
70	県	有形	歴史資料	新居関所関係遺品	昭和58年2月25日
71	県	有形	古文書	今切御関所留	平成18年3月29日
72	市	有形	建造物	新居宿旅籠紀伊国屋	平成14年3月29日
73	国(登録)	有形	建造物	旧小松楼本館	平成21年1月8日
74	市	有形	彫刻	木造ジキジキ座像	平成11年3月25日
75	市	有形	建造物	土肥孫兵衛奉納石燈籠と願書	平成18年3月29日
76	市	有形	典籍	算額	平成7年12月4日
77	市	記念物	天然記念物	諏訪神社ケヤキ	昭和54年3月12日
78	市	有形	彫刻	木造金剛力士立像	昭和54年3月12日
79	市	有形	書跡	紙本墨書大般若経巻第528	昭和57年12月22日
80	市	記念物	天然記念物	東福寺のマキ	昭和54年3月12日
81	市	民俗文化財	無形民俗	湊神社祭祀ギスカゴ囃子	昭和59年2月15日
82	市	民俗文化財	無形民俗	猿田彦煙火	昭和59年2月15日
83	市	民俗文化財	無形民俗	新居町細工花火	昭和60年2月25日
84	市	民俗文化財	無形民俗	諏訪神社手筒花火	平成6年4月27日
85	市	民俗文化財	無形民俗	橋本大般若経お経守	昭和60年2月25日
86	市	記念物	史跡	堂頭の松	昭和54年3月12日
87	市	記念物	史跡	風炉の井	昭和54年3月12日
88	市	記念物	史跡	旧東海道の松並木	昭和54年3月12日
89	市	民俗文化財	無形民俗	大倉戸のチャンチャコチャン	昭和57年12月22日
90	市	有形	古文書	斯波義雄書状	令和元年10月31日
91	市	有形	古文書	中山生心判物	令和元年10月31日
92	市	有形	古文書	中山生心判物	令和元年10月31日
93	市	有形	古文書	今川氏親禁制	令和元年10月31日
94	市	有形	古文書	長池親能禁制	令和元年10月31日
95	市	有形	古文書	朝比奈氏泰判物	令和元年10月31日
96	市	有形	古文書	今川氏真書状写	令和元年10月31日
97	市	有形	古文書	今川氏真判物	令和元年10月31日
98	市	有形	古文書	今川家朱印状	令和元年10月31日
99	市	有形	古文書	大原資良制札	令和元年10月31日
100	市	有形	古文書	大原資良書状	令和元年10月31日
101	市	有形	古文書	全阿弥書簡	令和元年10月31日
102	国(選択)	民俗文化財	無形民俗	新居のこと八日行事	昭和58年1月11日
103	市	有形	考古資料	浜名湖新居町沖湖底遺跡群【(セ)セラ遺跡(地区)・スモラ遺跡(地区)・西浜名橋遺跡(地区)】出土品	令和3年6月3日

### (3) 歴史環境

#### a. 新居関跡を取り巻く歴史環境

##### 【東海道】

7世紀後半から8世紀にかけての律令制下では官道の整備が進められ、東海道は豊橋市南部の高師原から新居を通り磐田市の国府へ抜けるコースに設けられたと考えられている。9世紀になると浜名湖から遠州灘に向かって注いでいた浜名川に浜名橋が架橋され、橋のたもとに橋本宿が形成された。

鎌倉時代以降、京都と鎌倉を結ぶ道として東海道の利用者が増加した。橋本宿は、京から鎌倉までのほぼ中間に位置して東西交通の要衝であったので、宿泊所として頻りに利用された。

しかし明応7年（1498）から永正7年（1510）にかけての大地震と暴風雨により橋本宿が甚大な被害を受け、浜名湖に今切が開口して対岸の舞坂との往復に船が用いられるようになり、橋本宿は次第に衰退した。代わって、対岸の舞坂とを結ぶ渡船場が設置された新居が交通の要地となり、発展していくこととなる。

江戸時代になると、東海道は江戸幕府の支配下に置かれて宿駅制度をはじめとする様々な交通制度が整備された。江戸時代初期には将軍上洛の大通行が頻りにあり、元和5年（1619）の徳川秀忠の上洛の折には、新居宿に将軍の休泊施設である御殿が設置された。寛永3年（1626）と同11年（1634）の家光上洛の際にも、新居の御殿が利用されている。

このような大通行を契機に、街道施設や宿駅制度の整備が進められた。幕府はこの宿駅制度を維持するために、近隣の村々に対し宿場の伝馬役を補助させる加宿・助郷役を課した。新居宿では元禄7年（1694）の時点で加宿として橋本宿、定助郷として中之郷村、内山村、鷺津村、古見村の4ヵ村と、大助郷として浜名湖西方の16ヵ村が指定されている。



図 2-14 橋本驛古図（年代不明）

##### 【今切渡船】

上記のように今切が開口して以降は、浜名湖南部地域では新居が交通の要衝の地となり、浜名湖の東岸と西岸を結ぶ今切渡船は極めて重要な交通機関となった。

永禄5年（1562）、当時この地を統治していた今川氏真は、宇布見（浜松市）の中村氏に船2艘を与え、この2艘分については今川氏の印判状があれば村櫛（浜松市）と新居に寄港する必要はなく、公用船として船頭の糧食や積み荷には税金を課さないという特権を与えている。このことから、当時、村櫛と新居では、通行する船から関銭を徴収していたことが推察できる。



図 2-15 東海道五十三次之内 荒井  
(歌川広重 天保4年・1833)



図 2-16 東海道五十三次 荒井  
(歌川広重 天保12年・1841)

また、永禄6年（1563）には、今川氏の家臣養徳院但阿が、今川家の家臣中安定安の非分を認め、浜名湖を渡船で渡る際の関銭についての詳細を記述した書状を出している。この書状には、弘治3年（1557）の新居関の関銭について記載されているので、少なくとも弘治3年には新居に関銭を徴収する組織があったことがうかがえる。この組織は十二座と呼ばれ、以後の今切渡船の運営に引き継がれている。

徳川家康は永禄11年（1568）に遠江国へ侵攻し、天正9年（1581）頃までに遠江国全域を支配下に置いた。家康は遠江の支配を進めている最中の天正2年（1574）に、今切渡船の船守衆へ、従来から慣行として認められている各種の特権を認める定書を下している。

天正18年（1590）からは、三河吉田城主池田照政が新居を含む浜名湖西岸地域を領有し、慶長5年（1600）まで東三河と浜名湖西岸地域の計15万2000石を支配した。この際、池田照政は東海道の整備に着手しており、その一環として文禄4年（1595）には、今切渡船の運営を新居の船守に任せるとともに船守の屋敷地10町2反の地子を免除している。

江戸時代になると、今切渡船は新居関所との関係から政治的に大きな意味を持ち、新居宿にとっても今切渡船が大きな収入源となった。今切渡船は12組の渡船組織によって運営され、一組の渡船組織は渡船役人30人、渡船数10艘を単位として、30人の渡船役人のうち1人を船頭頭、2人を添頭や付番と呼んでいた。すなわち今切渡船の運営に携わった渡船役人は総勢360人で、渡船数は120艘であった。そのうち1日当たりの担当は2組であり、一方を本番、他方を遊番と称し、7日目まで本番と遊番が入れ替わっていた。また、一度に多くの船を必要とする大通行の場合には、浜名湖沿岸の村々のほか、遠く三河国渥美半島沿岸および三河湾に位置する村々から寄せ船を徴収して対応していた。

## 【新居宿】

### ① 新居宿の設置

慶長6年（1601）正月、徳川家康は東海道の宿駅を設置して伝馬の制を実施した。この時、宿駅に指定された場所には「御伝馬之定」や「伝馬朱印状」が下付されたが、新居宿にはどちらの文書も残っていない。しかし、対岸の舞坂宿に宛てた慶長6年の「御伝馬之定」の第二条に、「上口は新居まで、下は浜松まで」と記されており、慶長6年の時点で既に新居に宿駅が設置されていたことが分かる。

新居宿には「御伝馬之定」と同じ日付、同じ発給者名の「新船役免許状」が下付されている。今切渡船の運営が東海道の宿駅制度を維持するうえで重要であったことを考えると、新居宿ではこの「新船役免許状」が宿駅であることを証明したものと考えられる。

慶長6年に宿駅に設定されてから約100年間、新居宿は大元屋敷（現在の向島・柏原地区）と言われる浜名湖に突き出た舌状の半島に立地していた。その東端の浜名湖畔に関所が置かれ、そこからまっすぐ西へ延びる東海道を挟んで南北両側に町屋が建ち並ぶ宿場町を形成していた。当時の町並みは約11町50間（約1.3キロ）で、東から城町（後の泉町）、中町、西町と続き、西町のはずれに榊形があって、その西側が加宿の橋本村であった（図2-19）。

### ② 元禄・宝永の移転

新居宿は北・東・南の三方を湖面と遠州灘に囲まれていたため、たびたび津波や高潮の被害を受けた。なかでも元禄12年（1699）8月の暴風雨では関所をはじめ新居宿の城町が高潮被害に遭い、特に湖畔に立地した関所は大きな被害を受けた。新居周辺では、延宝8年（1680）にも高潮被害を受けていたことから、この元禄12年の被災で幕府は関所の移転を検討し、関所とともに新居宿の城町の移転を決定した。元禄14年（1701）7月に移転する関所の普請が始まり、続いて城町も同年10月に移転が完了した。関所は元の場所から約2町（約220m）ほど西の藤

十郎山に移転し、また城町は従来の中町の北側に移転した。こうしてそれまで東西方向に直線的に形成されていた新居の町並みは、南北方向にも広がりをもつようになった（図 2-19）。

元禄の移転から間もない宝永4年（1707）10月4日、東海地方は大地震と津波に襲われた。新居宿一帯も大きな被害を受け、関所をはじめ宿場は壊滅状態となり、関所と宿場の総移転が行われることになった。関所と宿場の移転工事は宝永5年正月に開始し、関所の移転は3月21日、宿場の移転は4月に完了した。これより前の元禄15年（1702）に新居宿が吉田藩領となっていたため、新居宿の移転費用については土地の埋立て・整地分のみ吉田藩が負担し、町家の建設費は吉田藩からの拝借金で賄った。

宝永の総移転は、現在の泉町から源太山の間を弥太郎新田と呼ばれた水田地や、内山地先を埋め立てて行われた。新しい新居宿の地形造成を行うにあたり、吉田藩から作事奉行として土肥豊隆が派遣された。土肥豊隆は浜松や吉田のような城下町風の宿場形態を志したと言われている。そのため、新居宿の移転に際して、街道筋だけでなく裏通りにも町家が配された碁盤目状の街区に整えられ、その周辺に寺社を配置した計画的な町割りが行われた（図 2-19）。

宝永移転後の新居宿は、舞坂宿から海上1里半の今切渡船で関所構内の船着場に至る道のりとなった。関所大御門の外側の柵形に宿高札があり、この柵形から西方へ約1町半の町並みが泉町で、この泉町に旅籠屋が集中した。東海道は泉町の西のはずれで直角に南へ向かう柵形となり、ここに3軒の本陣があった。泉町の柵形を過ぎると中町、さらに南下すると西町へと至る。西町には江戸から68里余の一里塚がある。西町のはずれには二つの柵形があり、西側の柵形付近を棒鼻と言った。「東海道分間延絵図」によると、棒鼻には土塁が築かれ柵が設けられていたことが分かる。この棒鼻までが新居宿内で、関所からここまで8町18間（約900m）、宿内の往還の道幅は平均4間（約7.2m）であった。

### ③ 近代以降の新居

明治2年（1869）正月、明治新政府は関所の廃止を決め、同年7月に新居関所役人から静岡藩郡方へ関所建造物が引き渡された。明治5年（1872）7月には江戸時代からの宿駅を引き継いだ伝馬所が廃止され、宿駅制度が廃止となった。

今切渡船は、江戸時代には新居宿の独占運営であったが、明治6年（1873）1月に下り渡船は今までどおり新居、上り渡船は舞坂の運営に変わった。

次いで明治14年（1881）に舞坂・新居間に有料の浜名橋が架橋されると急速に今切渡船は衰退した。こうして従来に関所の町、宿駅制度、今切渡船運営などの交通都市として繁栄した新居も、その姿を大きく変貌することとなったのである。

明治22年（1889）に、東海道線の浜松・豊橋間が開通し、同年に鷺津に停車場が設置された。新居には当初停車場が設置されなかったものの、大正4年（1915）に新居町駅が開駅した。新居町駅の建設に際して、関所の東から駅敷地に至る約1万坪が埋め立てられ、この時に要した大量



図 2-17 新居古図（安政年間）



図 2-18 写真乾板宝屋風景（大正～昭和初期）  
右の松の辺りが関所

の土砂は周辺の源太山・大日山・天当山を切り崩すことで賄われた。新居でのこのような埋立てによる造成は、明治末頃から盛んに行われるようになり、昭和に入ってから引き続き行われた。これら造成の結果、新居の景観は江戸時代から大きく変化し、かつて新居関所に隣接していた浜名湖の湖岸線も遠く東方へ移動した。

大正時代以降の新居宿には歓楽街が広がっており、多数の飲食店や芸者置き屋が存在した。当時は歓楽街として県内でも有数のにぎわいを見せていた。

## b. 新居関所の変遷とその概要

### 【関所の変遷】

#### ① 関所の創設

江戸幕府による新居関所の創設時期については不明な点が多いが、一般的には徳川家康の將軍就任前の慶長5年(1600)説と6年説がある。前者は江戸中期頃成立の「今切御関所留」の記載を踏まえたうえで、慶長5年の関ヶ原の戦いにより東西関係が緊張し、そのため交通の要衝にあった新居に関所が設置されたとする説である。一方、後者は「寛政重修諸家譜」「譜牒餘録」等に記載される初代関所奉行の江馬一成の経歴や、彼の遠州地方における知行目録の発給が慶長6年7月19日付けであることに基づくものである。この問題については記録や史料に記載された内容だけでは判断できず、当時の社会情勢や、前述したように慶長年間以前にも新居に関所があったことも考慮する必要がある。確かな年代については後学の研究を待たなければならないが、本計画書では関ヶ原の戦い直後の慶長5年に、従来の関所を再構築したと考えておきたい。

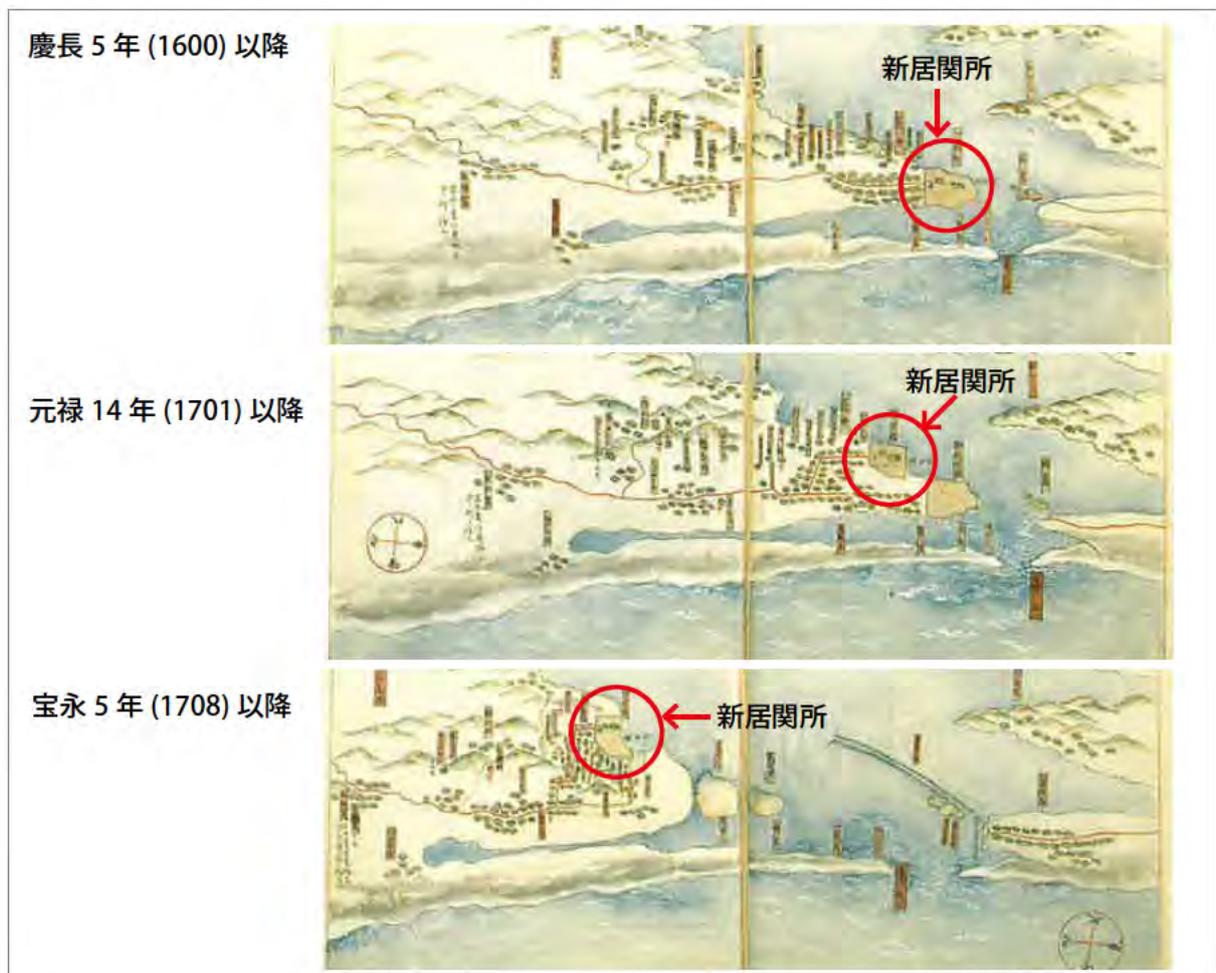


図 2-19 新居関所の移転「浜名湊変遷地図」(部分)  
(江戸時代後期)

## ② 元禄の移転

前述のとおり、元禄12年(1699)8月の暴風雨をきっかけに、関所および新居宿城町は元の場所から2町(約220m)ほど西の藤十郎山に移転した。この付近は通称「中屋敷」と言われている。関所の移転普請は元禄14年(1701)7月19日に始まり、10月20日に完成した。また移転完了後の元禄15年(1702)閏8月16日、幕府は移転に際し御手伝普請を担当した吉田藩主久世重之に対し、今後の今切関所の管理を任せると同時に、新居宿周辺の村々を吉田藩領に編入した。

## ③ 宝永の総移転

元禄の移転から数年後の宝永4年(1707)10月4日、東海道・南海道沖を震源地とする地震が発生した。その規模はマグニチュード8.4と推定され、地震に加え津波が発生したことから太平洋岸をはじめとする広範囲で被害があった。この宝永地震による被害は上記の元禄12年の暴風雨災害以上で、関所および新居宿は壊滅的な被害を受けた。この地震の後、関所・新居宿の移転が決定すると、移転先となった中之郷村と同様、飛び地の弥太郎新田、内山村、橋本村に対しては元新居の一部を交換で引き渡すことになった。

関所の移転普請は宝永5年(1708)正月に始まり、2月21日には早くも完成したが、宿場の移転に手間取ったため新しい関所の面番所での検閲は4月1日から行われた。

## ④ 安政の改築

嘉永から安政年間には巨大地震が頻発した時期であり、これらは総称して一般に安政の大地震と呼ばれている。新居周辺は嘉永7年(安政元年、1854)11月4日の安政東海地震にともない発生した津波により関所が倒壊し、その後1丈(約3m)の津波が押し寄せ、甚大な被害を受けた。

倒壊した関所建物は安政2年(1855)に建て替えられた。宝永移転の際は普請奉行として幕府から役人が派遣されたが、この安政大地震の時は幕府からの諸役人の派遣はなく、普請はすべて新居関所役人の手によって計画され、大工や請負人には地元の人々が当てられた。この時普請に従事した人々の名を記した棟札が、現在新居関所史料館に保管されている。工事の竣工は安政5年(1858)であったが、この際に改築された関所建物のうち、面番所、書院、下番勝手が原形や位置をとどめたまま現在に受け継がれている。



図2-20 棟札 表(左)、裏(右)  
安政2年(1855)

## 【関所の管理と運営】

### ① 幕府直轄時代

江戸時代の新居関所の歴史は、その管理のあり方から大きく二期に大別できる。すなわち慶長5年(1600)の関所設置以後の約100年間と、元禄15年(1702)閏8月から明治2年(1869)の関所廃止までの約170年間である。前者は幕府によって直接管理され、後者は三河国吉田藩に管理が移管された時期であった。

幕府直轄時代には、管理責任者として新居関所奉行が任命されていた。関所奉行の初代は、江馬与右衛門一成であり、彼の死後は長子である江馬与右衛門秀次が関所奉行に任ぜられた。しかし江馬親子が関所奉行を務めていた時期は、関所奉行としての役割が制度化していなかったら

く、新居関所の管理・支配方法には不明な点が多い。また、両者の関所奉行の任期期間中には、記録上では2年間の空白期間がある。

元和5年(1619)に服部奎助政重・服部権大夫政信の兄弟が三代目の関所奉行に就任した。この頃から関所の諸機構が整理され、奉行の役屋敷も今切を隔てた湖東の志都呂村に建造された。服部政重・政信の時代に始まった関所奉行2人制は、寛文4年(1664)、2人のうち一方の関所奉行であった土屋利次が奈良奉行へ転出するまで続いた。その後、元禄9年(1696)2月、再び関所奉行が2人制となったが、これは従来の2人制とは異なり両名が隔年交代で勤務する形式を採った。

関所役人の構成は江馬親子の時代は詳らかでないが、元和5年(1619)の服部政重・服部政信の時代は、各関所奉行の家来を関所の運営にあたらせていたと考えられている。その後、慶安元年(1648)、服部中保俊・佐橋甚兵衛吉次の代になって幕府から直接与力・同心が配属されることになった。それぞれの関所奉行に与力6騎・同心20人ずつが配属されたため、配属数合計は与力12騎・同心40人であった。

寛文4年(1664)に関所奉行が1人制に復すと、2組に別れていた与力・同心は関所奉行本多彦八郎助久の下に配属された。前述のとおり、元禄9年(1696)2月に再び関所奉行が2人制となったが、2人は隔年勤務であったため、与力・同心はその年に勤務する奉行に配属された。そしてこの時与力3騎・同心10人が増員され、合計与力15騎・同心50人の体制となった。

## ② 吉田藩の移管時代

元禄15年(1702)閏8月16日、幕府は三河国の吉田藩主久世出雲守重之に対し、新居関所の管理を命じた。新居関所の吉田藩への移管にともない関所奉行制が廃止され、奉行に附属した与力・同心は江戸へ引き上げ、江戸町奉行の丹羽遠江守長守の下に配属された。

この時期に関所が吉田藩へ移管された最大の理由は、関所機能の再編強化にあったと考えられる。綱吉政権下のこの時期は、江戸時代初期に続いて大名の改易・転封など強力な大名統制を強めた時代であり、新居関所の運営管理を吉田藩に任せることでその機能を強化する意図があった。同時に、この時期は幕府財政が悪化していたので、その節減も移管の理由の一つであったと考えられる。こうして明治2年(1869)正月に関所が廃止されるまで、新居関所は吉田藩によって管理されることになった。

新居関所の吉田藩移管にともない、吉田藩は江戸町奉行に配属されることになっていた旧関所役人の中から関所運営に精通した与力・同心を吉田藩士として召し抱えることにした。この時吉田藩士となったのは、与力の五味六郎左衛門と同心の神田四郎兵衛・服部加左衛門・鈴木次郎右衛門・神田新助・加藤忠太左衛門・中村源左衛門の7名であった。彼らは「貫請け役人」と言われ、これ以後、吉田藩主の転封に関係なく、子孫が代々関所運営に携わった。

吉田藩管理下の関所役人の構成は時期により多少の変動があったが、おおむね者頭(番頭)、組足軽、給人(馬廻り)、下改、関所足軽、改女等、40～50人の役人が勤務した。このうち、関所足軽と改女以外は関所から半町ほど北方の中之郷村の北屋敷と呼ばれる場所に居住した。

者頭は関所の最高責任者であり、定員は2名であった。そのうち1名は番頭とも呼ばれ、五味六郎左衛門が吉田藩内でも家老に次ぐ地位にあって代々世襲した。残る1名の者頭は吉田藩から派遣されていた。この2名の者頭の下には10人ずつ計20人の組足軽が直属し、一方を北組、他方を南組と呼称していた。

馬廻りとも呼ばれた給人は8～9人ほどいて、関所手形などの重要書類の保管のほか、門・木戸の開閉を指示するなど、関所では者頭に次ぐ地位であった。この給人は、者頭の帰宅後には者頭に代わって関所を運営差配した。

下改は6～8人で、彼らは通行人の改めに専念するとともに、足軽への上役の指示の取次ぎ等に当たった。この下改以上の関所役人は、勤務中にお茶をのむことが許された。

関所足軽と改女はそれぞれ2名ずついて、関所構内の女改之長屋に居住した。関所足軽は関所番や長屋の者とも呼ばれ、関所の武具の管理や者頭・給人の使い走りを行った。改女は主に女性の通行人の髪改めを行っており、関所足軽の妻か、あるいは母が勤めた。

### 【関所の機能】

新居関所では、通行する人や鉄砲の検閲を第一に行った。関所を通過する際には通行許可証である関所手形が必要であり、その種類には女・乱心・手負・囚人・首・死骸・鉄砲手形等があった。関所の検閲の中で特に重要であったのが、女性と鉄砲の検閲であった。前者は人質である大名の妻子が国元へ帰ることを防ぐためであり、後者は江戸での治安維持が目的であったと言われている。「女改め」と「鉄砲改め」である。また今切付近には今切湊があり、この湊を出入りする廻船の検閲を行う「船改め」も、新居関所の役割であった。

#### ① 女改め

江戸時代の全国に配置された関所のほとんどは、「出女」と言って、江戸方面から出て行く、東海道であれば京都方面へ向かう女性を検閲の対象とした。しかし新居関所の場合は、「出女」だけではなく、江戸方面へ向かう女性も「出女」と同様の検閲対象であった。

女改めの場合は、まず女性が関所に到着すると、その女性を連れた人が女手形を関所役人に提出する。提出された手形は最初に者頭が確認し、次に給人が一覧する。その後手形は者頭に返却され、今度は手形署名者の印判を調べる。者頭が確認した後、手形は再度給人へ渡され、給人は関所に備え付けられている印鑑箱の中から判鑑と手形に押されている印判とを照合し、さらに字のかすれ等を吟味する。この一連の中で、手形発行者や印判、記載事項に相違が見つかった場合は、それぞれ出所違い、印鑑違い、記載違いであるとして、通行は許可されなかった。

関所役人が手形を確認する一方で、面番所前の広場には2名の足軽が出て、乗物で来た女性については乗物のまま面番所の下手に並ばせ、駕籠や馬で来た女性については面番所の板縁に腰をかけさせておく。そうした後、改女がまず乗物から取調べを行い、次に板縁に控えさせた女性の髪を解かせて取調べを行った。このような取調べのほか、公家や大名の妻などの身分が高い女性に対しては、特別に本陣で女改めを行った(本陣改め)。この際には関所の改女ではなく、本陣の妻や母親が改女の代理を務めることになっていた。

男性が関所を通過する際は、原則として名前を聞く程度で至って簡単なものであった。特に武家に対しては簡便に済まされ、庶民でも往来手形という旅行証明書のようなものがあればただちに通過することができた。

#### ② 鉄砲改め

新居関所での鉄砲改めは、江戸から出て上方へ向かう上りの場合と、その反対の下りの場合(入鉄砲)では、取扱いが異なっていた。江戸方面から京都方面へ向かう鉄砲は原則として鉄砲手形の必要はなく、大量の鉄砲を移送する場合でもそのことを関所へ届け出ればよいことになっていた。しかし逆に江戸方面に下る入鉄砲については、格段に厳しい取調べが行われていた。

入鉄砲として関所を通る際には、二とおりの検閲方法があった。一つが「置手形」の制度である。これは幕府の要職や大藩主に対して適用されるもので、一度鉄砲を持参して江戸から上方へ向かい、同じ年や翌年に再び江戸へ帰ることが明らかな場合には、その旨を記した手形を前もって関所に提出しておけば、下りの際にはその置手形との照合を受けるだけで江戸方面へ鉄砲を持ち込むことができた。

一般の大名や武士等が、置手形を用いずに江戸へ鉄砲を持参したい場合には、すべて幕府老中が発行する鉄砲手形を必要とした。

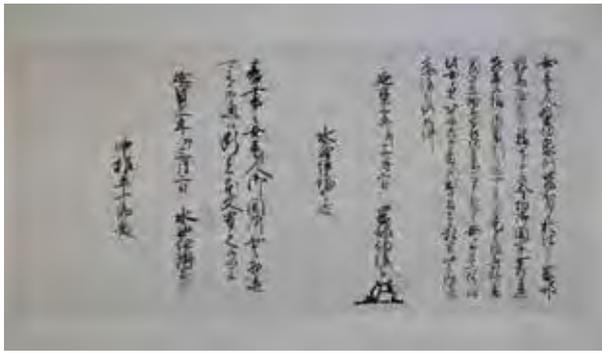


図 2-21 女手形 延宝 3 年 (1675)

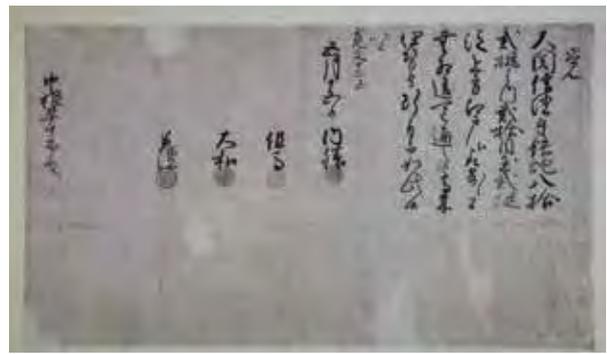


図 2-22 鉄砲手形 寛文 12 年 (1672)

### ③ 船改め

他国の廻船が遠州灘を航行して今切湊へ入港すると、新居関所では足軽 2 名を派遣し、船改めを行った。船改めでは水主の人数と積荷の量を報告するとともに、女性や鉄砲を積んでいないことを誓約した「入津手形」を提出することが義務付けていた。同様に、地元の廻船が出港する場合にも船改めが行われ、女性、鉄砲、そのほか不審者や不審荷物を積んでいないことを約束した「出船手形」を必要とした。

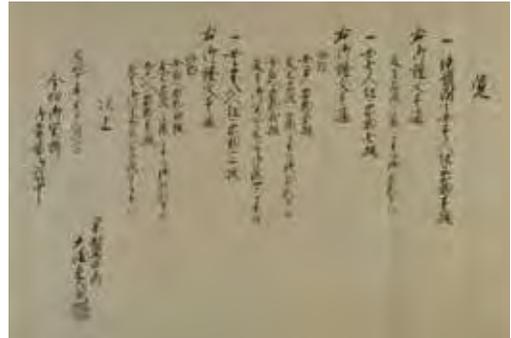


図 2-23 入津手形 文政 10 年 (1827)

このように新居関所では陸上交通とともに、海上交通の取調べにもあたっていた。

## 【廃関とその後の新居関所】

### ① 関所の廃止

嘉永 6 年 (1853) のペリー来航をきっかけに幕府はその権威を急速に低下させ、文久 2 年 (1862) 閏 8 月に参勤交代制を緩和した。これによって大名の妻子の帰国が自由になると、同年 11 月にはその検閲機関である関所の通行規定も緩和した。すなわち、従来は大名の妻子が帰国する場合には幕府留守居の手形が必要であったが、この緩和令により大名家来の証文に留守居が裏書をするだけで通行できるようになった。

ところが、幕府は元治元年 (1864) の長州征伐を機に再び強硬策に転じ、9 月には参勤交代制を従前の規則に戻し、さらに 12 月には諸国関所の検閲方法を従前に戻すように通達した。しかし諸大名はこの命令に従わず、幕府権威の失墜は決定的なものとなった。そして慶応 3 年 (1867) 7 月、関所通行規定が大幅に緩和され、関所は実質的にその役割を失うことになった。

明治 2 年 (1869) 正月、新政府は諸道の関門の廃止を決定した。新居関所へは正月 27 日に廃止決定の通達が届けられたが、翌 2 月 5 日の吉田藩の通達では「陽ニ廃止、陰ニ守衛、兵備置候様仕度奉存候」とあり、表向きは廃止としながらも、実際には番人を置いて守衛していたことが分かる。その後、同年 5 月には関所守衛のための経費も打ち切れ、7 月に新居宿周辺が静岡藩へ移管されると、新居関所は 8 月 2 日までに静岡藩郡方役所の鈴木幸一郎へ引き渡された。

### ② 新居関所の保存

明治 2 年の廃関後、旧幕臣の深津登門が関所建物を利用して士族の子弟や庶民に読み・書きなどを教えていたというが、その実態についてはよく分かっていない。

翌 3 年 7 月には静岡藩の布令に基づき、静岡・沼津・田中・小島・掛川・浜松・横須賀・相良・中泉とともに新居に修業所が設置されることになり、旧関所の建物が使用された。さらに明治 5 年 (1872) 8 月の学制頒布に基づき、新居では明治 6 年 5 月に隣海院に小学校が開校していたが、



図 2-24 新居尋常高等小学校時代の関跡  
大正 3 年 (1914)



図 2-25 昭和時代の関跡

同年 6 月の浜松県小学校設置令にともないその小学校を旧関所内に移転し、77 番新居学校として開校した。

こうして関所建物は、大正 5 年 (1916) までは新居小学校、昭和 26 年 (1951) までは新居町役場として使用された。この間、大正 10 年 3 月 3 日に内務省より史蹟に指定され、さらに昭和 30 年に国の特別史蹟に指定され、現在まで文化財として保護されている。

### c. 新居関所構内建造物の概要

安政期の新居関所構内の建物は、検閲業務を行う中枢の関所建物と、その周囲に立地する附属施設の 2 種類に分けられる。江戸時代を通じて関所建物の中枢は面番所棟、書院棟、上番勝手棟、下番勝手棟、の 4 棟であったが、現在はこのうちの上番勝手棟を除く 3 棟が残存している。以下、各建物の用途や概要について記載する。

#### 【書院棟】 (図 2-26 ①, ②, ③)

書院棟には 8 畳間の御書院と 6 畳間の次之間の二間があり、いずれにも床の間が付設されている。文化 2 年 (1805) 6 月、吉田藩主松平信明は江戸からの帰国の途中、渡船場から上がった後で関所の書院を利用している。本陣改めを行う本陣の妻の神文願いの際に、書院棟を使用することもあった。このことから、書院棟は公的な対面の場であるとともに、公式行事を行う場でもあったと考えられる。昭和 31 年度に大規模な復元改修工事を行っている。

#### 【面番所棟】 (図 2-26 ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧)

書院次之間から 2 畳の廊下を隔て南側が面番所棟である。面番所棟は、関所建物の中で検閲機能を有する公の場所にあたる。東から 10 畳の上之間、20 畳の中之間、25 畳の次之間の三部屋に分かれ、各部屋には床の間が付設されている。なお、中之間は上番所、次之間は下番所あるいは下改番所とも呼ばれた。

近藤恒次『東海道新居関所の研究』(1969 年・橋良文庫)の巻頭図版に掲載された「新居御関所平面図」には面番所での関所役人の座席位置が記されている。この絵図の存在や成立年代は不明なところがあるが、これによれば上之間には関所役人は配置されておらず、中之間には者頭 1 名と給人 3 人、次之間には下改 2 名と同心 (足軽) 小頭 1 名のほか、同心 4 名が描かれており、役職によって使用する部屋が分けられていたことが分かる。また、中之間の床の間には 25 張の弓、次之間の床の間には 25 挺の鉄砲が常備されていた。

### 【上番勝手棟】（図 2-26 ⑨, ⑩, ⑪, ⑫）

面番所の北側には、かつて棟続きで上番勝手棟が設けられていた。この上番勝手棟は廃関後しばらくして取り壊された。上番勝手棟には 12 畳の上番勝手と 8 畳の御用達場、9 畳の台所に分かれていた。上番勝手は給人勝手とも呼ばれ、関所建物で執務する給人の控室になっていた。

上番勝手の東側には 8 畳の御用達場がある。この御用達場は海辺改め実施の通達や慣例に関する話し合いが行われたほか、町方や宿方に関する用件を伝達する場としても用いられていた。このことから、御用達場は関所御用の場であるとともに、関所に入出入りする人々の御用達の場であったと考えられる。

上番勝手と御用達場の北側には 9 畳の台所があり、その西側に土間が付設していた。今切関所平面図には、台所の北側に 4 つに区切られた長方形の区画が描かれているが、これらについての詳細は記載されておらず、また土間についても詳しい用途が記されていない。しかし、平面図と同時期に描かれたと推測できる「今切御関所拾分壺之割図」（磐田市教育委員会所蔵）から、左端の区画は水流しで、残りの 3 区画は押入であること、さらに台所の西側の土間については釜屋であることが分かる。

### 【下番勝手棟】（図 2-26 ⑬, ⑭）

下番勝手棟には 8 畳の下番勝手、その北側に 8 畳の同心休息所が続いている。下番勝手は下改勝手とも呼ばれ、面番所棟の次之間（下番所・下改番所）で執務する下改の控室であった。また、同心休息所は足軽勝手とも呼ばれ、者頭に附属した足軽の休憩所であった。

### 【船会所】（図 2-26 ⑳, ㉑）

面番所の西側に路次塀があり、その西側が船会所（今切関所平面図には「船頭会所」）であったが、これも廃関直後に取り壊された。天保 14 年（1843）頃の『東海道宿村大概帳』には「人馬継問屋場壺ヶ所 但船会所兼」とあり、人馬継立業務を担った問屋場が船会所を兼務していたことが分かる。今切関所平面図に描かれた中央の土間を挟んで西側が船会所で、記載はないが東側が人馬会所であったと考えられる。新居宿は、今切渡船場を控えた宿場であったことから、人馬継立業務に加え渡船業務が重要な任務であり、夜間の公儀御用の通行に差し支えないように関所の中に会所が置かれていた。

### 【大御門】（図 2-26 ㉒）

船会所の西側に位置するのが大御門である。平面図では大御門は冠木門として描かれているが、江戸時代には門の形態にも時代により変遷があった。大御門も廃関後に取り壊されが、平成 27 年（2015）に復元された。

### 【女改之長屋】（図 2-26 ㉓）

大御門から北へ土台付笠木柵と板塀が続いたところにあるのが女改之長屋であった。今切関所平面図には「女改人長屋」とあり、棟続きの建物内に同一の間取りの部屋が南北に 2 軒分連なっている。屋根は杉板を使用した柿葺きこけらぶであった。この女改之長屋も廃関後に取り壊されたが、令和 2 年（2020）に復元された。

女改之長屋は女改めを行った改女の住居で、夫は関所の雑用などを行う足軽であったという。2 軒分の長屋であったのは、改女が 2 人いたことによる。本陣改めを行う本陣の妻の神文願いに際し、裏御門から入った関係者の待機場所としても利用されていた。

### 【裏御門】（図 2-26 ㉘）

女改之長屋から北の板塀に続いて裏御門があった。今切関所平面図には屋根のついた南側が開口門として描かれている。文化2年（1805）4月の『今切御関所御普請仕様帳二』には、軒高8尺・桁行2間の塀子門であったという。この裏御門も廃関後に取り壊されたが、平成29年（2017）に復元された。

関所役人は関所の北側に位置する中之郷村の役屋敷に居住し、そこから関所へ通っていたことから、裏御門は関所役人が勤務する際の通用門として利用されていた。また前述のように、本陣改めを行う本陣の妻の神文願いの際には裏御門から構内へ入っていることから、住民の関所御用に際しても利用されていたと考えられる。

### 【土蔵】（図 2-26 ㉙）

関所建物から北側に少し離れたところに土蔵があったが取り壊された。一般的に解釈すれば、土蔵には関所に関する道具類が保管されていたと考えられるが詳細はよく分からない。

ただ、安政3年（1856）に下改となった山本忠佐が書き写した記録によると、土蔵を開けるときは者頭へ申し出て封印を受け取り、長屋の者（関所足軽）に鍵を渡し、さらに当番の役方が刀を携帯し同行した。そして御用が済めば元のように土蔵に封印し、そのことを者頭に報告する、とあり、土蔵の開閉は厳重な監視の下に行われていたことが分かる。こうしたことから土蔵は単なる道具類の保管機能だけではなく、重要書類等の保管場所でもあったと推測される。

表 2-3 今切関所平面図記載の名称一覧

番号	名称	長さ・広さ
1	御書院	八畳
2	次之間	六畳
3	(二畳之間)	二畳
4	上之間	十畳
5	中之間	二十畳
6	次之間	二十五畳
7	床	—
8	(三畳之間)	三畳
9	御用達場	八畳
10	上番勝手	十二畳
11	臺所	九畳
12	土間	—
13	下番勝手	八畳
14	同心休息所	八畳
15	長柄掛	—
16	棒掛	—
17	三ツ道具建	—
18	板塀	一間
19	板塀	一丈

番号	名称	長さ・広さ
20	(板塀)	二間
21	路次	—
22	水溜	—
23	船頭會所	—
24	土間	—
25	板塀	一丈一尺
26	女改人長屋	—
27	尖柵	長五間四尺
28	裏御門	—
29	板塀	五尺
30	板塀	二間
31	笠木土臺付柵	長六間
32	笠木土臺付柵	長拾一間
33	(無記名)	三間半
34	大御門	二間五尺二寸
35	(無記名)	三間五尺
36	尖柵	長四間
37	尖柵	長七間
38	同断	三間

番号	名称	長さ・広さ
39	笠木土臺付柵	九間
40	御高札	—
41	笠木土臺付柵	長五拾四間半
42	角尖柵	二間
43	尖柵	長拾一間半
44	船着場土留石	長四拾壹間
45	同断	—
46	同 土留木	長同断
47	尖柵	一丈
48	石垣	長拾五間
49	尖柵	長五間三尺
50	尖柵	長三間
51	尖柵	長七間二尺
52	笠木土臺付裏板柵	長七間一尺
53	笠木土臺付柵	長七間五尺
54	尖柵	長三拾三間半
55	土蔵	二間
56	井戸	—
57	袖	二間

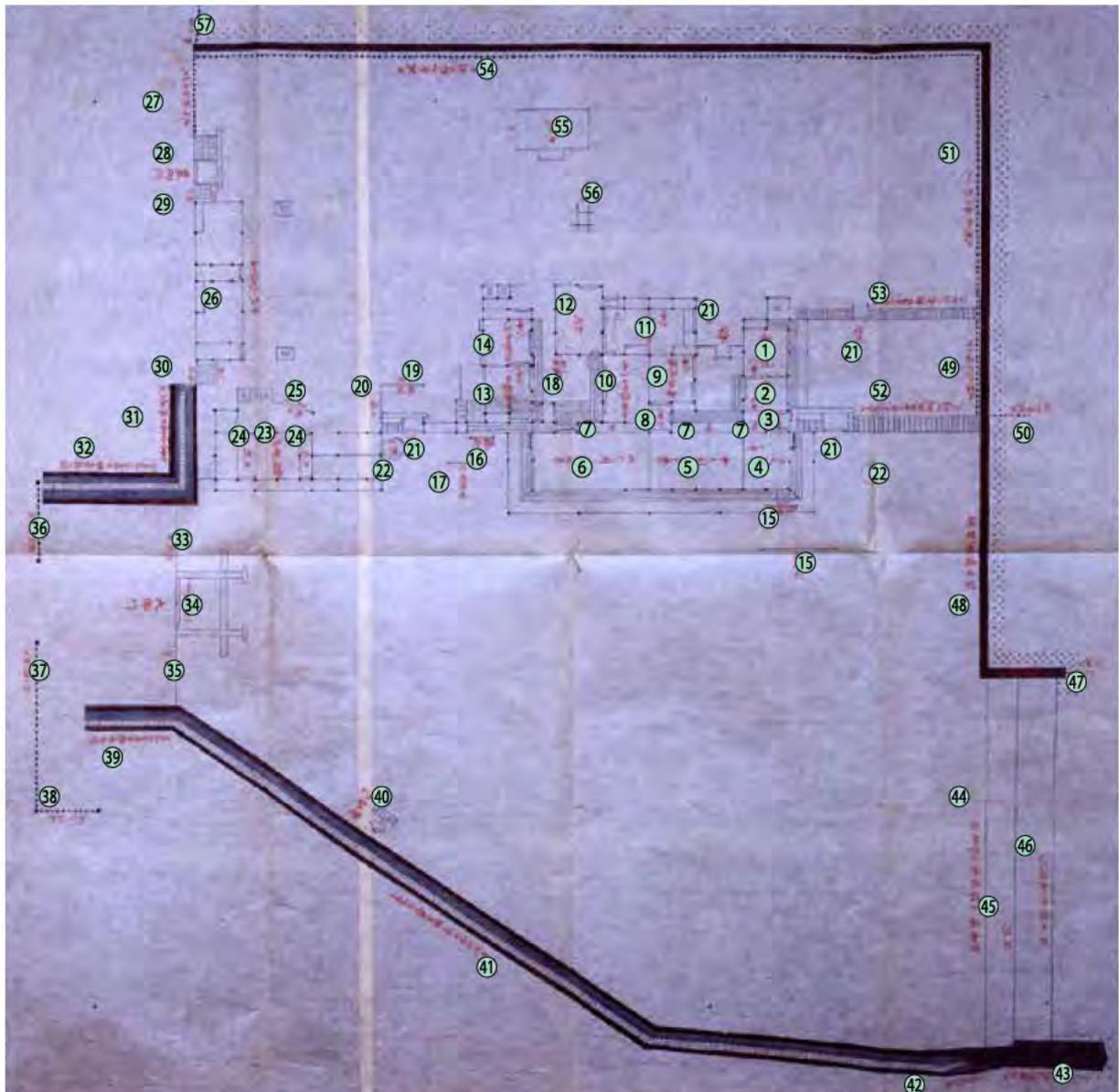


図 2-26 今切関所平面図 (安政 5 年・1858 建替以降)

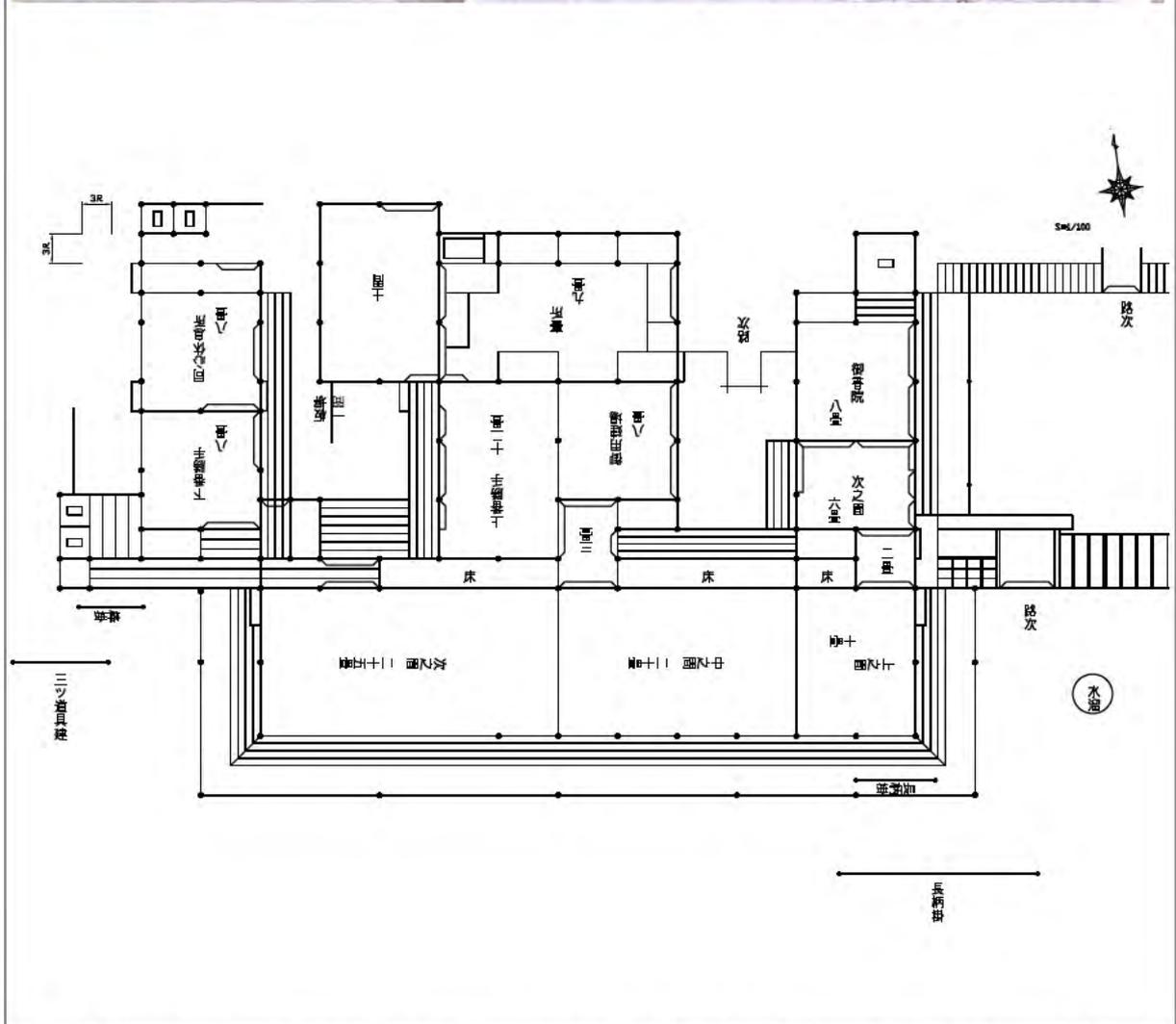
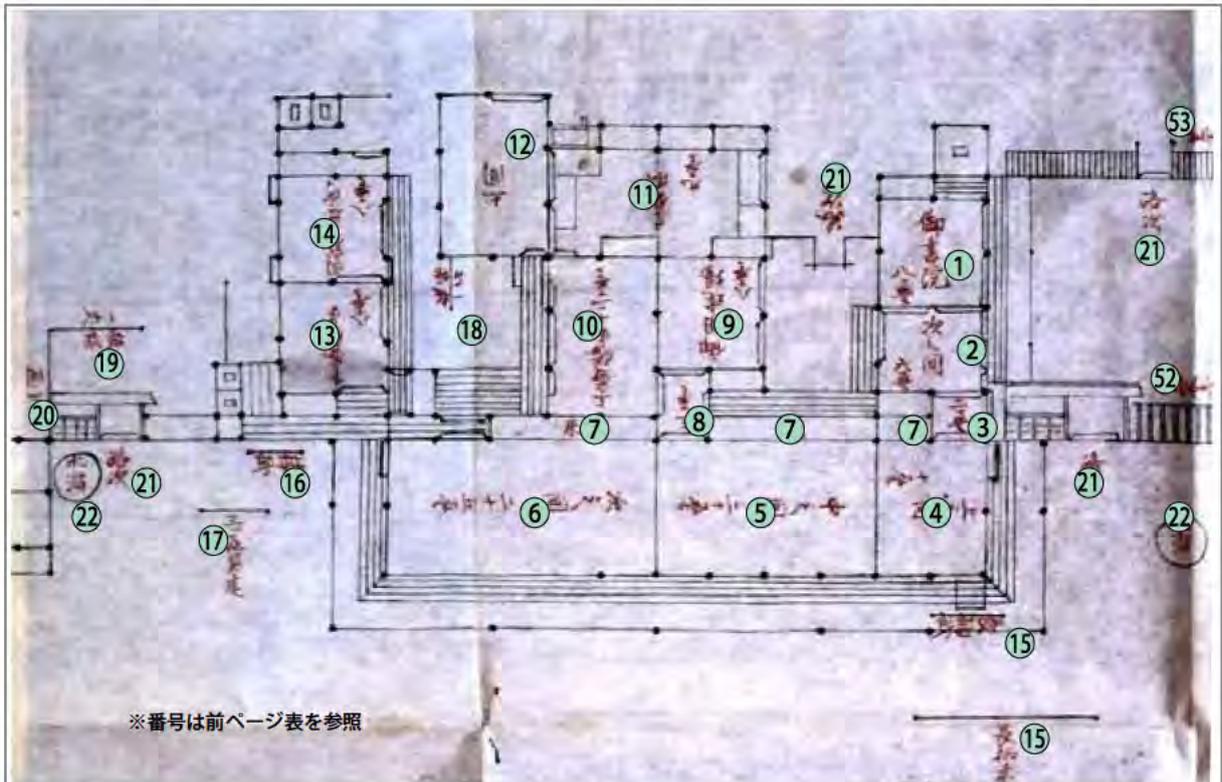


図 2-27 上：今切関所平面図（安政 5 年・1858 建替以降）面番所部分の拡大図、下：トレース図

## 第5節 特別史跡指定後の調査成果と整備経過

### (1) 調査成果

新居関跡では史跡整備や周辺の遺構の残存状況、関所建物の構造把握を目的として、建造物調査や発掘調査、文献調査を行ってきた。これまでに刊行した報告書は合計19冊である(表2-4)。以下、過去に実施した調査について記載する。

表2-4 報告書一覧

報告書番号	図書名	発行	発行年
①	特別史跡新居関跡修理工事報告書	(財)文化財建造物保存技術協会	昭和46年
②	特別史跡新居関跡 発掘調査概要	新居町教育委員会	平成元年
③	特別史跡新居関跡 -平成5年度遺構調査の概要-	新居町教育委員会	平成6年
④	特別史跡新居関跡 -平成6年度発掘調査概報-	新居町教育委員会	平成7年
⑤	特別史跡新居関跡調査報告書Ⅰ	新居町教育委員会	平成8年
⑥	特別史跡新居関跡調査報告書Ⅱ	新居町教育委員会	平成9年
⑦	特別史跡新居関跡 記念物保存修理・一般事業概報 -平成10年度-	新居町教育委員会	平成11年
⑧	特別史跡新居関跡 発掘調査概報 -平成12年度保存修理事業-	新居町教育委員会	平成13年
⑨	特別史跡新居関跡 発掘調査概報 -平成14年度保存修理事業-	新居町教育委員会	平成15年
⑩	特別史跡新居関跡 発掘調査概報 -平成15年度保存修理事業-	新居町教育委員会	平成16年
⑪	特別史跡新居関跡 保存整備事業報告書Ⅰ -渡船場・護岸整備事業-	新居町教育委員会	平成18年
⑫	特別史跡新居関跡 発掘調査報告書Ⅲ	新居町教育委員会	平成18年
⑬	特別史跡新居関跡 発掘調査報告書Ⅳ	新居町教育委員会	平成19年
⑭	大御門復元に伴う史跡調査委託事業 国特別史跡 新居関跡復元整備に関する文献資料集	新居町教育委員会	平成19年
⑮	新居関跡 第12次・第13次発掘調査概要	新居町教育委員会	平成22年
⑯	新居関跡-第12次～第15次調査・遺構-	湖西市教育委員会	平成25年
⑰	新居関跡(静岡県埋蔵文化財センター調査報告第40集) -平成22年度(国)301号社会資本整備総合交付金事業及び平成23・24年度(国)301号地域自主戦略交付金事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-	静岡県埋蔵文化財センター	平成25年
⑱	市内遺跡発掘調査報告書 -平成23・24年度-	湖西市教育委員会	平成25年
⑲	特別史跡新居関跡保存整備事業報告書Ⅱ -大御門・女改之長屋等整備事業-	湖西市教育委員会	令和4年

### a. 発掘調査の成果

新居関跡に係る発掘調査は、特別史跡指定地内外で計 19 次にわたって実施した（図 2-28・表 2-5）。

史跡整備を目的に実施した第 4 次調査から第 10 次調査までは、当時の町有地であった関所建物の周辺で行った。調査では、主に関所建物東側で渡船場や東護岸に関連する遺構が、西側で女改之長屋や船会所、大御門に関連する遺構が見つかり、北側では土蔵や裏御門、上番勝手棟のほか、北側護岸に関連する遺構が見つかった。この一連の調査により、新居関跡の構内建物の構造や変遷過程、江戸期の構内範囲等が明らかになった。また、調査で検出された建物遺構は江戸時代の絵図や史資料と合致する部分が多く、その絵図や史資料の正確さを示す契機にもなった。

第 11 次調査から第 18 次調査までは新居関跡の南側を走る国道 301 号整備事業およびそれに関連して進められた史跡整備事業を目的に実施した。主な調査地点は新居関所西側に存在した枳形とその周辺部であり、調査の結果、枳形に付随する土塁や石垣、柵列等の遺構が見つかった。これら一連の調査で得られた成果が基となり、平成 26 年度に大御門周辺と国道南側の枳形の一部が特別史跡に追加指定されている。

なお調査で見つかった遺構のうち、現在の特別史跡指定地内に存在する遺構は、調査後に浜砂等で養生した後、地下に埋め戻しを行っている。また特別史跡指定地外の調査地点のうち、第 3 次および第 12 次調査地点は浜砂で養生の後に埋め戻しを行っており、現在も店舗の地下に保存されている。第 19 次調査地点も同様に埋め戻しを行っており、現在は新居関所史料館の第 2 駐車場として利用している。第 17 次調査地点は道路工事に際して記録保存のために実施され、調査後に一部が保存されることとなったものの、残りの地点は消滅している。



図 2-28 発掘調査位置図

表 2-5 新居関跡における調査履歴

調査回数	調査年次	調査原因	調査機関	主な検出遺構	報告書 番号
第 1 次	昭和 61 年度	店舗移転	新居町教育委員会	明治時代の埋立層	②③
第 2 次	昭和 61 年度	史料館増築	新居町教育委員会	東側護岸	②③
第 3 次	平成 5 年度	町有地管理	新居町教育委員会	焼土層、整地土層	③
第 4 次	平成 5 ～ 7 年度	史跡整備	新居町教育委員会	土蔵跡、北側護岸、井戸	③④
第 5 次	平成 10 年度	史跡整備	新居町教育委員会	東護岸、渡船場、硬化面	⑦
第 6 次	平成 12 年度	史跡整備	新居町教育委員会	東護岸、丸太杭列、旧浜名湖湖底面、船着場、硬化面、通路面	⑧⑩
第 7 次	平成 14 年度	史跡整備	新居町教育委員会	船会所、女改之長屋、大御門、裏御門、土塁	⑨⑫
第 8 次	平成 15 年度	史跡整備	新居町教育委員会	上番勝手棟跡、地盤礫面	⑩⑫
第 9 次	平成 16 年度	史跡整備	新居町教育委員会	関所建物南側地盤礫面・硬化面、石列、通路	⑫⑬
第 10 次	平成 17 年度	史跡整備	新居町教育委員会	大御門礎盤石の一部、柵跡、北護岸、東護岸	⑫⑬
第 11 次	平成 20 年度	国道 301 号整備事業 (確認調査)	静岡県教育委員会	地盤礫面、遺構面	—
第 12 次	平成 21 年度	店舗兼住宅建設	新居町教育委員会	硬化面	⑮⑯
第 13 次	平成 21 年度	町有地整備	新居町教育委員会	柵列、石垣、硬化面	⑮⑯
第 14 次	平成 21 年度	町道付替	新居町教育委員会	柵列、北側柵形土塁、地盤礫面	⑰
第 15 次	平成 21 年度	町有地整備	新居町教育委員会	南側柵形土塁	⑰
第 16 次	平成 22 ～ 23 年度	国道 301 号整備事業	(助)静岡県埋蔵文化財調査 研究所(平成 22 年度)・ 静岡県埋蔵文化財セン ター(平成 23 年度)	南側柵形土塁・石垣、地盤礫面、硬化面	⑰
第 17 次	平成 23 年度	遺構確認	湖西市教育委員会	大御門北側本柱跡、北側柵形土塁、柵形南側土塁、石垣	⑱
第 18 次	平成 23 年度	史跡整備	湖西市教育委員会	関所建物南側地盤面、通路面、石列	⑱
第 19 次	令和元年度	市有地処分	湖西市教育委員会	焼土層、硬化地盤面	—

## b. 史資料調査の成果

新居関跡の整備事業や発掘調査と並行して、絵図や古文書等の史資料調査を行っており、調査で得られた成果は発掘調査で検出した遺構の特定や、復元建物の意匠・構造を検討するために用いてきた。

関所絵図の調査成果は、『特別史跡新居関跡調査報告書Ⅰ』に詳細を記載している。この時の絵図調査では「新居御関所平面図」と「今切関所平面図」の作成年代について検討を行い、それまで安政2年（1855）の関所改築後の作成であると認識されてきた「新居御関所平面図」の作成年代が天明以前であること、「今切関所平面図」の作成年代が関所改築後の文化期以降であることを考察している。

新居関跡に関する文献史料は、昭和62年に刊行された『新居町史：別巻関所資料編』と平成19年度に刊行された『国特別史跡新居関跡復元整備に関する文献資料集』に収録されている。前者は江戸幕府の関所関連法令や関所役人が記した諸記録、および町方・地方文書をはじめとする新居関所に関する史料を中心に収録しており、後者は新居関所の建替えや構造・構築物等に関わる史料を中心に集成・掲載している。

また復元検討委員会において、主要な4カ所の関所（新居、箱根、木曾福島、碓氷・図2-29）それぞれの絵図の比較検討が行われ、4カ所の関所すべてに共通する建物がある一方で、それぞれの立地や機能に応じて独自の建物があったことが判明した。新居関所では、構内に渡船場、女改之長屋、船会所が設置されていたこと、大御門が西側にのみ設置されていたこと、物置として独立した土蔵が設置されていたことがほかの3カ所にはない独自性であり、これは浜名湖沿岸の渡船場に立地されたという地理的特性を大きく反映していると言える。

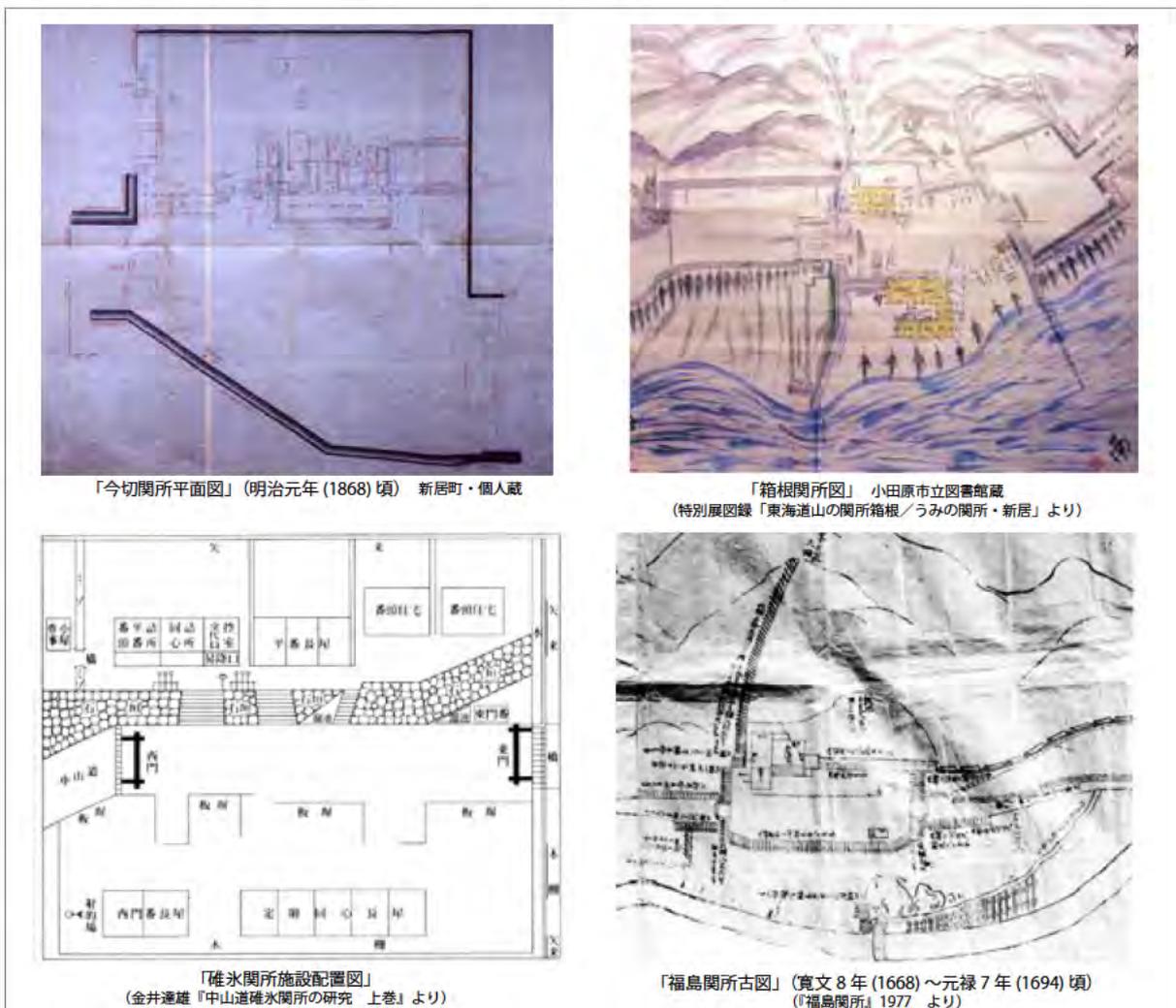
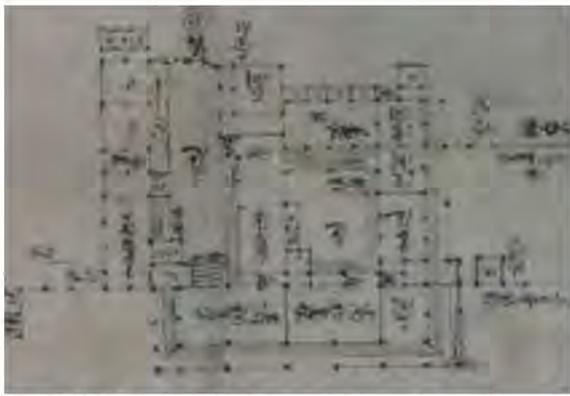


図 2-29 主要関所（新居・箱根・木曾福島・碓氷）各図

表 2-6 図面史料一覧（関所建物に係るもの）

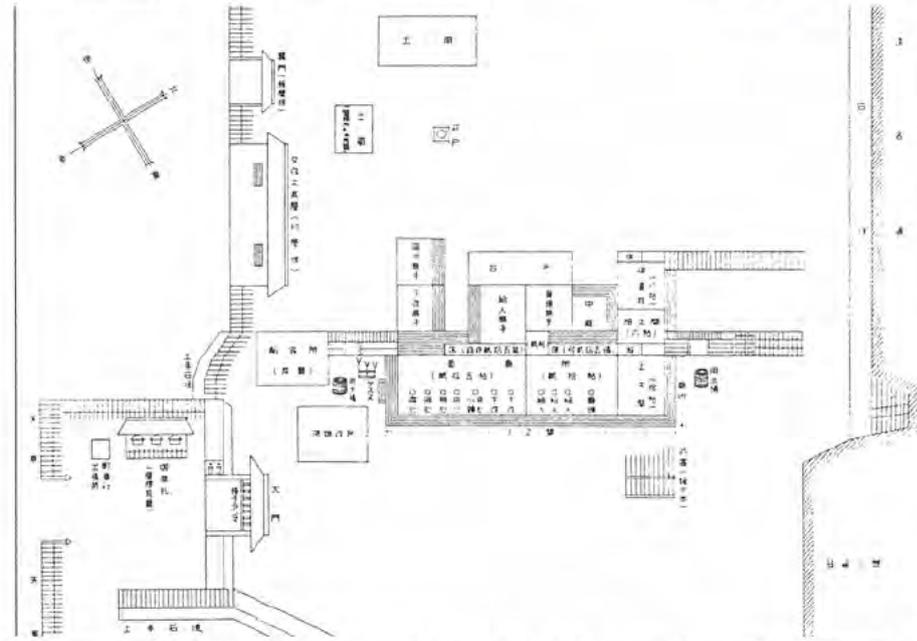
描かれている 新居関所の 時期	番号	調査原因		特 徴
		所蔵館または掲載資料		
第一次移転 (元禄 14 年・ 1701) 以前 の図面史料	移転前 図面 1	「関所普請当時之平面図」 元禄 6 年 (1693)		・移転前であるが、関所の区画や構内の主要な建物の配置は第二次移転後と酷似する。 ・面番所棟の平面構成も現状建物と一致する。
		新居関所史料館蔵		
	移転前 図面 2	「今切関所之図」 元禄 6 年 (1693)		・関所の平面構成は移転前図面 1 と同じで、大御門や柵・塀の立面を表現する。
		郵政博物館蔵		
第二次移転 (宝永 5 年・ 1708) 以降 の図面史料	図面 1	「新居御関所平面図」 年代不明		・下番勝手および同心休息所の配置や、台所に土間がない点が図面 3～6 と異なる。 ・台所および土間周辺の発掘調査と矛盾する。 ・図面 2 と同原図の書写しと考えられている。 ・関所建物の配置・平面形が異なる。建築的に簡略的な表現である。
		『東海道新居関所の研究』 (S44) 収録		
	図面 2	「遠州新居関所之図」 年代不明		・掛軸に仕立てられ、平面図の上に面番所棟や船会所の姿図画が貼り付けられ、めくり上げる仕掛けになる。 ・昭和初期の書写しで平面図は図面 1 と同じ。 ・原史料の所在は不明。 ・関所建物の配置・平面形が異なる。建築的に簡略的な表現である。
		新居関所史料館蔵		
	図面 3	「今切関所平面図」 安政 5 年 (1858) 建替以降		・台所・勝手の平面は発掘調査結果と一致する。 ・現存する関所建物に対し、次之間表側の柱 1 本のみ描かれない。 ・発掘調査結果と一致した建造物として渡船場、護岸石垣、大御門、榭形、船会所、女改之長屋、裏御門、尖柵がある。 ・関所構内全体が描かれ、現存建物や発掘調査結果との一致点が多い。 ・最も信ぴょう性が高い図面であるため、復元整備の基礎資料として使用した。
		個人蔵		
	図面 4	「今切関所平面図」 年代不明		・描かれる形状は図面 3 と近似する。建物名称等はない。 ・別図の写しと考えられている。 ・現存建物や発掘調査結果との一致点が多い。
		新居関所史料館蔵		
	図面 5	「今切関所拾分壹割図」 年代不明		・関所建物のみで、「甚五郎控」とある。 ・建築平面は図面 3 と一致する。 ・現存する関所建物に対し、図面 3 に描かれない柱は表現される一方、上之間・次之間の表側の柱本数が異なる。 ・現存する関所建物や発掘調査結果との一致点が多い。
		磐田市教育委員会蔵		
図面 6	「今切関所面番所平面図」 年代不明		・関所建物のみで、図面 3～5 の関所建物と基本的な平面構成は近似するが、書院棟東側に「九畳」の部屋が描かれる。小学校当時の増築との共通性がうかがわれる。 ・面番所棟内は、中之間・次之間の区別がされない。	
	橋良文庫			
廃関 (明治 2 年・ 1869) 以降 の図面史料	図面 7	「新居尋常小学校建物絵図」 明治 19 年 (1886)10 月		・新居関所は明治 6 年～大正 5 年 (1873～1916) の間、尋常高等小学校に転用されたが、供用から 13 年後の状況と考えられる。 ・それ以前の建物に増改築を加えた様子が描かれる。
		新居関所史料館蔵		
	図面 8	半解体修理前の平面図 昭和 45・46 年 (1970～71)		・昭和 32 年の書院棟の解体修理を終えた状況の平面図と考えられる。 ・記録によると書院は図面 3 を参考に復元的に整備したとあるが、現状では旧材も少なくないと見られる。 ・小学校当時と比較して台所・勝手にあたる部分が縮小し、町長室が設けられている。
『特別史跡新居関跡修理工事報告書』(S46) 収録				
図面 9	半解体修理後の平面図 昭和 45・46 年 (1970～71)		・修理後の図面であり、これが現状となる。 ・修理では面番所の屋根替え・部分修理、下番勝手・同心休息所の半解体修理が行われ、図面 3 に基づいて当初形状の復旧に努めたとある。 ・町長室は撤去された。	
	『特別史跡新居関跡修理工事報告書』(S46) 収録			



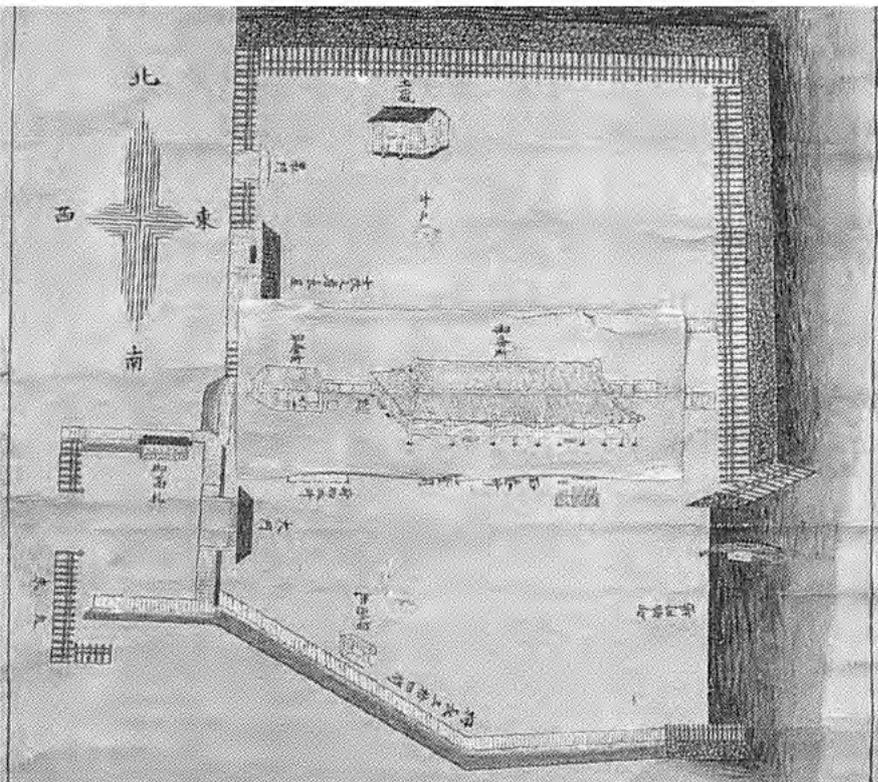
移転前図面1 元禄6年(1693)「関所普請當時之平面図」



移転前図面2 元禄6年(1693)「今切関所之図」

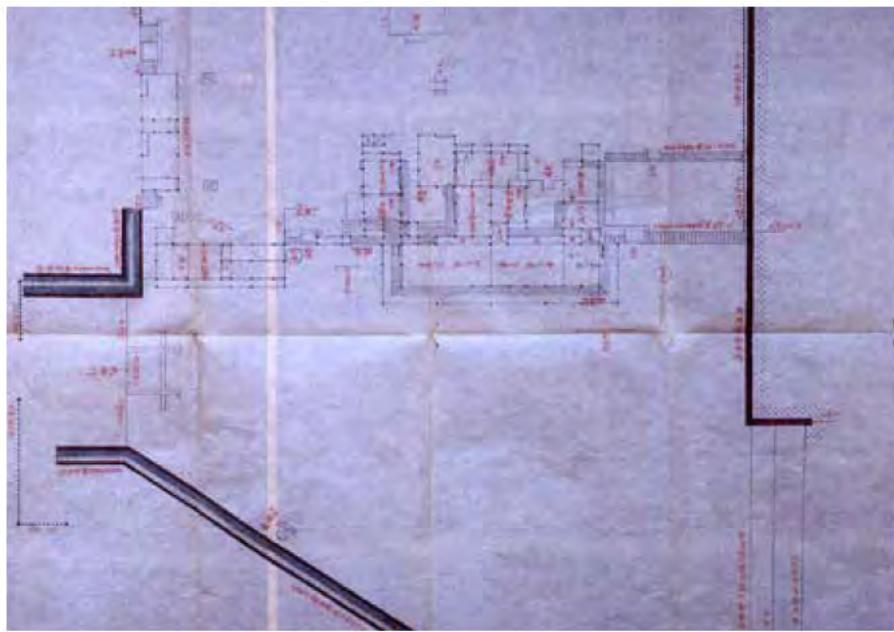


図面1 年代不明  
「新居御関所平面図」



図面2 年代不明  
「遠州新居関所之図」

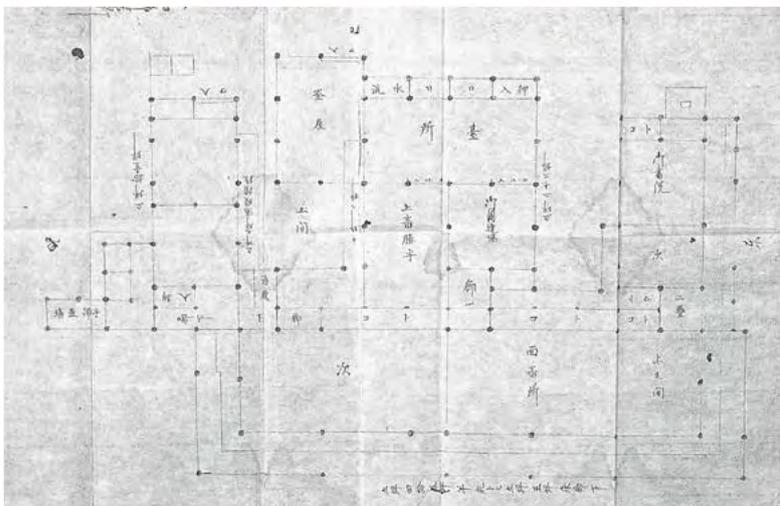
図 2-30-1 図面史料



圖面 3 安政 5 年 (1858) 建替以降  
「今切關所平面図」

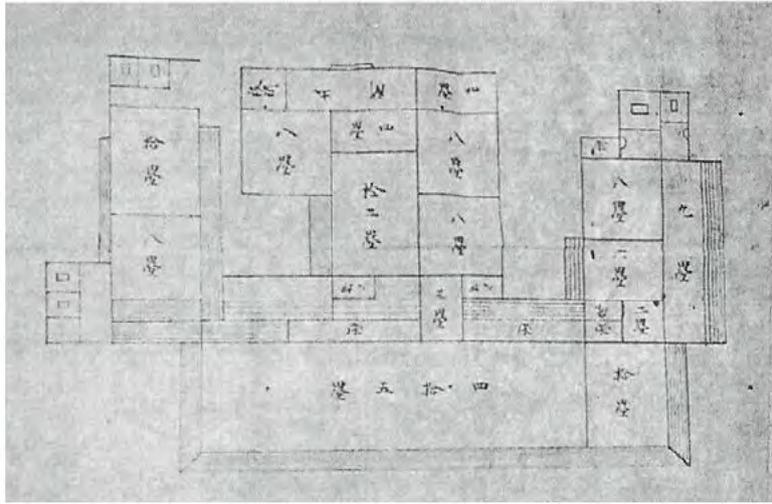


圖面 4 年代不明  
「今切關所平面図」



圖面 5 年代不明  
「今切關所給分老制圖」

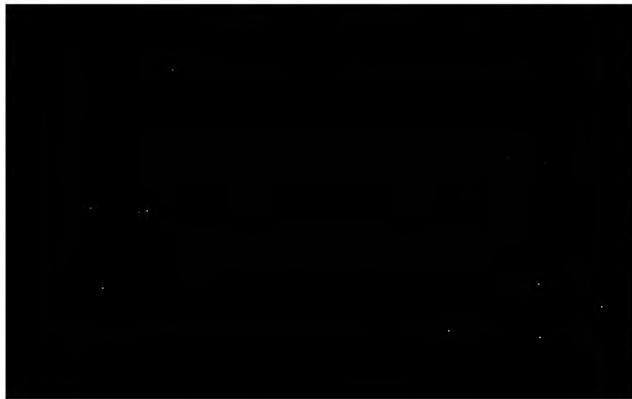
圖 2-30-2 圖面史料



図面6 年代不明  
「今切関所番所平面図」



図面7 明治19年(1886)  
「新居尋常小学校建物絵図」



図面8 昭和45・46年(1970～1971)  
半解体修理前の平面図『特別史跡新居関跡修理工事報告書(S46)』



図面9 昭和45・46年(1970～1971)  
半解体修理後の平面図『特別史跡新居関跡修理工事報告書(S46)』

図 2-30-3 図面史料

表 2-7 関所建物の修復に係る文献史料一覧

番号	名 称	特 徴	
	作成年代	修復内容	考 察
文献 1	『今切関所修復破風・附増目論見仕様帳』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属棟の柿葺部分の葺替え</li> <li>・関所建物の瓦屋根の部分修理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存建物および台所・土間の遺構から想定される平面形状は図面 3 と一致し、その平面形から推定した屋根面積と近似する。</li> <li>・東西隅の降り棟に関する修復であり、入母屋屋根であることに矛盾しない。</li> </ul>
	天明 2 年 (1782)		
文献 2	『一 今切御関所御普請 目論見帳』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する記述なし</li> </ul>	—
	寛政 4 年 (1792)		
文献 3	『三 今切御関所普請 目論見帳 本扣』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下番勝手・同心休息所および台所の建具・板庇等の修繕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下番勝手・同心休息所は後補の材が多く対応しない。台所は現存しない。</li> </ul>
	寛政 4 年 (1792)		
文献 4	『今切御関所御普請仕様帳 二』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関所建物の建具廻りの部分修理</li> <li>・関所建物の隅木取替え及び屋根漆喰修理</li> <li>・書院の天井および庇廻り他部分修理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部材構成は一致する。</li> <li>・記される部材寸法で修復可能な部材が多く見られる。</li> <li>・部材等の記述は欠落しており比較できない。</li> <li>・後補の材が多く対応しない。</li> </ul>
	文化 2 年 (1805)		
文献 5	『特別史跡 新居関跡修理工事報告書』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面番所棟の半解体修理</li> <li>・下番勝手棟の解体修理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材を時代別に区分し修理前の工法について詳しく解説を述べるとともに実施工法について解説している。</li> </ul>
	昭和 46 年 (1971)		
文献 6	『大御門復元に伴う史跡調査委託事業 国特別史跡新居関跡復元整備に関する文献史料集』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大御門の復元検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関所構内に関して過去の文献史料を解説している。</li> </ul>
	平成 19 年 (2007)		

表 2-8 絵画史料一覧（関所建物に係るもの）

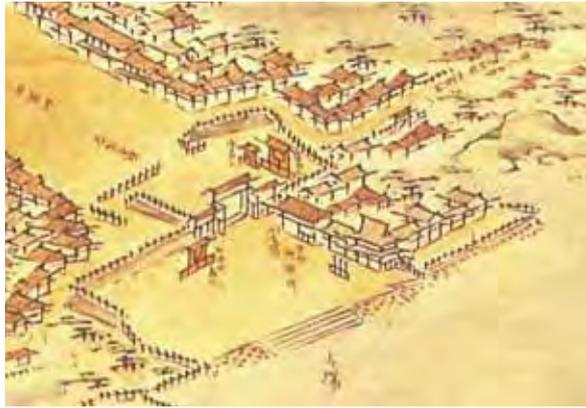
番号	名 称	特 徴				
	作成年代	修復内容	屋根形状・屋根材	庇屋根表現	表縁	その他
絵画 1	「富士荒井関之図」 (英 一蝶)	不明瞭	入母屋 不明	なし	あり	・簡略な表現
	江戸中期					
絵画 2	「新居駅御関所の図」 (『東街便覧図略』高力種信)	桁行 7～8 間、 梁間 3 間 程度	入母屋 瓦葺	あり	なし	・屋根形状は現存 建物に近い ・後方の附属棟は 茅葺に描かれる。
	天明 6 年 (1786)					
絵画 3	「東海道分間延絵図」	桁行 3 間、 梁間 2 間 程度	入母屋 不明	—	なし	・ 2 階建て ・ 社寺の堂のよう に描かれる。
	寛政～文化 3 年 (1789～1806)					
絵画 4	「東海道五十三次 荒井」 (葛飾北斎)	不明	入母屋 柿葺	板庇	あり	・ 東部分が写実的 に描かれる。 ・ 庇柱の表現があ る。
	文化年間 (1804～17)					
絵画 5	「東海道勝景図巻」 (谷文晁)	桁行 11 間、 梁間 3 間 程度	寄棟 瓦葺	あり	あり	・ 屋根形状は現存 建物に近い。 ・ 建物の形状が現 存面番所に近い。
	文化 13 年 (1816) 頃					
絵画 6	「東海道五拾三次之内 荒井」 (歌川広重)	桁行 5～6 間、 梁間 2 間 程度	不明 茅葺	なし	なし	・ 遠方に小さく描 かれる。
	天保 3～4 年 (1832～3)					
絵画 7	「東海道五拾三次 荒井」 (歌川広重)	不明	不明 瓦葺	板庇	あり	・ 東端の一部が描 かれる。
	天保末年 (1844)					
絵画 8	「遠州荒井崎季秋朝陽図」 (墨江武禪)	桁行 3 間、 梁間 2 間 程度	入母屋 瓦葺	—	あり	・ 2 階建て ・ 社寺の堂のよう に描かれる。
	江戸後期					
絵画 9	「五十三次名所図会 あら井」 (歌川広重)	不明	入母屋か 不明	あり	あり	・ 建物の一部が描 かれる。
	安政 2 年 (1855)					
絵画 10	「東海道荒井之勝景」 (歌川 (五雲亭) 貞秀)	桁行 5 間以上、 梁間不明	切妻 瓦葺	あり	あり	・ 屋根形状は現存 建物に近い。 ・ 庇柱の表現があ る。
	文久 3 年 (1863)					
絵画 11	「東海道五十三次 新井風景」 (歌川芳盛)	桁行 8 間、 梁間不明	切妻 瓦葺	板庇	あり	・ 正面側から屋内 の一部が描かれ る。 ・ 庇柱の表現があ る。
	文久 3 年 (1863)					
絵画 12	「末広五十三次 荒井」 (二代歌川国輝)	桁行 3～4 間、 梁間 2 間 程度	寄棟 瓦葺	あり	あり	・ 規模・屋根は現存 建物と異なる。 ・ 庇柱の表現があ る。
	慶応元年 (1865)					



絵画1 江戸中期「富士荒井関之図」(英 一蝶)



絵画2 天明6年(1786)  
「新居駅御閑所の図」(『東街便覧図略』高力種信)



絵画3 寛政~文化3年(1789~1806)「東海道分間延絵図」



絵画4 文化年間(1804~17)  
「東海道五十三次 荒井」(葛飾北斎)



絵画5 文化13年(1816)頃  
「東海道勝景図巻」(谷文晁)



絵画6 天保3~4年(1832~3)  
「東海道五拾三次之内 荒井」(歌川広重)

図 2-31-1 絵画史料



繪畫7 天保末年(1844)「東海道五拾三次 荒井」(歌川広重)



繪畫8 江戸後期「遠州荒井崎季朝陽園」(墨江武祥)



繪畫9 安政2年(1855)「五十三次名所図会 あら井」(歌川広重)



繪畫10 文久3年(1863)「東海道荒井之勝景」(歌川(五雲亭)貞秀)



繪畫11 文久3年(1863)「東海道五十三次 新井風景」(歌川芳盛)



繪畫12 慶応元年(1865)「末広五十三次 荒井」(二代歌川国輝)

図 2-31-2 繪画史料

## (2) 整備事業の経過

### a. 関所建物の修理工事

安政期以降に行われた新居関跡建物の修理工事のうち、記録が残る中で最も古いものは昭和25年(1950)から2年にわたって行われた復興工事である。これは昭和19年(1944)の東南海地震などの震災や、太平洋戦争中の艦砲射撃の余波により、被害を受けていた面番所棟と書院棟の傾斜修理およびそのほか破損箇所<sup>箇所</sup>の修繕を目的に実施された。続いて昭和32年(1957)には、小学校の校長室や役場の物置として用いられて大きく改造されてしまっていた書院棟の復元修理を実施している。その際、柱と屋根の組み直しや腐朽箇所<sup>箇所</sup>の修繕が行われ、江戸時代の姿に近い外観へ復元された。

昭和44年(1969)には関所建物の修繕が行われた。この時、垂木25本の取替えや畳の張替えなどが行われ、これまで面番所棟の正面に使われていたガラス戸も雨戸と障子戸に置き換わった。しかしこの時点では未だ老朽化した関所建物の根本的な修理は行われなかった。

昭和46年(1971)には大規模な修理が実施された。この時の修理では、面番所棟は「半解体修理」、過去の改造と腐朽が深刻であった下番勝手棟は「解体修理」が実施され、屋根瓦<sup>ふき</sup>の葺替えや傷んだ部材の取替え、旧町長室の撤去等が行われた。この昭和46年の修理以降は小規模な修繕を繰り返しながら現在に至っている。

昭和51年(1976)には当時の特別史跡指定地の隣接地に新居関所史料館が開館し、史跡・建造物と展示施設が一体化した歴史的空間として公開されるようになった。

### b. 新居関跡保存整備事業の概要

#### 【整備事業の開始】

平成4年(1992)になって、特別史跡指定地(当時:3,023㎡)を含む土地一括の売却についての打診があり、平成5年度にはその土地の買上げを行って当時の史跡地全体が公有化された。これを契機として新居町は新居関跡の史跡整備構想を掲げた。

史跡地買上げ直後の平成5～6年度の史跡整備構想は漠然としたものであったが、平成5～7年度に実施された史跡地内外での発掘調査で江戸期の遺構が確認されたことや、関所絵図等の調査で一定の成果が得られたことから、建物の復元を含む史跡整備を行うという方向性が示された。

平成9年(1997)3月には、史跡整備のための指導機関である特別史跡新居関跡整備委員会(以下、整備委員会)が発足し、特別史跡指定地の拡大と追加指定が今後の史跡整備における課題・方針として示された。平成10年度には特別史跡の隣接土地所有者と協議を行い、平成11年1月27日付けで2,453㎡が特別史跡に追加指定され、指定地の総面積は5,476㎡となった。また、平成10年度の整備委員会では、新居関所の位置づけを端的に示すものとして、護岸・渡船場の整備が最優先であると指摘されたため、追加指定作業と並行して渡船場・護岸整備予定地の買上げと発掘調査を計画・実施した。

#### 【保存整備基本計画の策定】

平成11年度には史跡の買上事業と並行し、整備委員会で整備基本計画の策定作業を進め、平成12年(2000)3月に前述の『特別史跡新居関跡保存整備基本計画書報告書』(以下、基本計画)を策定した。基本計画では、新居関跡の保存整備の位置づけと基本方針を示している(図2-32)。各建造物の復元検討においては「今切関所平面図」を優先史料とし、関所の整備対象とする時代設定として、現存する関所建物の再建が開始した安政2年(1855)から明治2年(1869)の廃関までと定められた。

整備基本計画では、STEP 1～3までの事業計画を策定した。STEP 1は短期の事業計画であり、

## 保存整備の基本方針

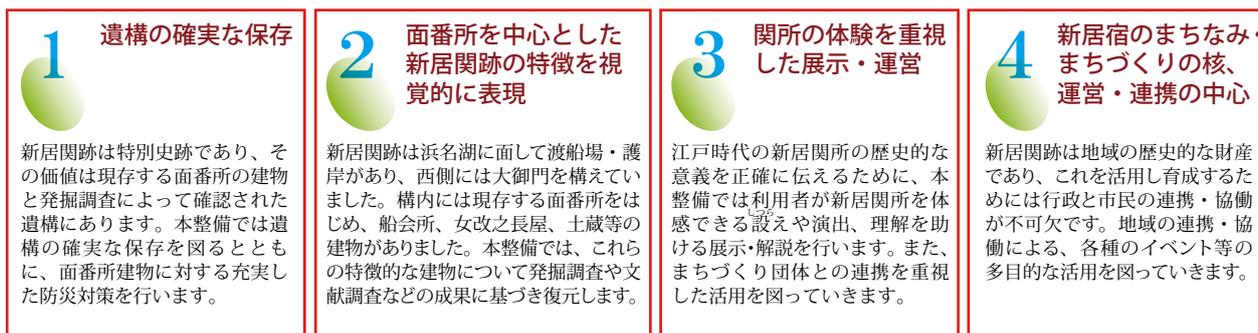


図 2-32 保存整備の基本方針図

渡船場・護岸の復元修理を実施し、湖底面を当時のレベル付近まで下げ、渡船場周辺の空間構成を再現することを目標とした。STEP 2 も同様に短期の事業計画ではあるが、関所構内全体の総合的な整備を目標にして、船会所・女改之長屋・大御門・土蔵等の復元や、尖柵を用いた道路との境界表示、西側導入口の追加等を挙げた。STEP 3 は長期の事業計画であり、護岸整備範囲の拡大、関所史料館の移設・拡充、大御門の復元展示を目標に掲げた。

### 【復元整備の経過】

平成 14 年度には、事業計画の STEP 1 にあたる渡船場・護岸の復元が完了した。なお、渡船場付近に存在していた常夜灯については、発掘調査時に基礎の痕跡と考えられる遺構が発見されているものの、上部構造に関する資料が不足していたことから、整備が見送られている。その後、平成 16 年度の整備委員会で、特別史跡地内整備事業の計画期間を大幅に延長・変更することが了承されたのを受け、『平成 18 年度特別史跡新居関跡保存整備基本設計報告書』を作成した。また整備事業当初は史跡整備に関わる事業報告書は整備事業の最終年度に印刷する計画であったが、事業計画の延伸にともない渡船場・護岸の整備事業報告書を先に印刷する計画へと変更し、平成 17 年度に『特別史跡新居関跡保存整備事業報告書 I』を刊行した。

平成 19 年度の整備委員会では、平成 14～28 年次計画案、平成 19 年度事業計画案、平成 20 年度事業計画案について承認を受けた。当初の計画案では、平成 20 年度から史跡整備特別事業を立ち上げ、船会所、女改之長屋、大御門、土蔵などの建造物の復元を平成 28 年度までに完了する予定であった。しかしながら平成 21 年度に予定されていた市町合併に絡む財政問題や道路整備の進捗状況などの諸課題に直面したため、平成 20～23 年度の間は小規模整備の実施に止まり、この間に関所北辺柵、駐車場、東屋、多目的トイレの整備を完了した。

平成 23 年度からは整備委員会の中に、建築専門部会を設置し、建物復元に関する検討作業を行った。建築専門部会は令和 4 年までに計 14 回開催され、そこでの検討結果は建物復元に向けた文化庁の諮問機関である「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」（以下、復元検討委員会）資料として文化庁との協議材料となった。そして、平成 24 年度から平成 26 年度までの計 6 回の復元検討委員会での審議の結果、復元を計画している大御門・裏御門・船会所・女改之長屋・土蔵の建物復元の承認を受けた。

平成 25 年度には柵形広場整備工事を完了し、平成 26 年度には大御門・脇堀の復元整備を完了した。また平成 26 年（2014）10 月 6 日には大御門の復元工事に先駆けて、柵形広場と国道 301 号歩道部分の 1210.15㎡が追加指定された。続いて平成 27 年度に裏御門、令和元年度に女改之長屋の復元整備を完了した。

令和 2 年度には、それまで面番所の西側と北側を取り囲んでいた防火壁を撤去するとともに、面番所西側に隣接していた電柱を特別史跡指定地外へ移設した。そして令和 3 年度には、平成 18 年度以降に実施した種々の復元整備事業についてまとめた『特別史跡新居関跡保存整備事業

報告書Ⅱ『大御門・女改之長屋等整備事業』を刊行した。

**【整備基本計画の達成状況】**

令和6年現在、整備基本計画で示された事業計画のうち最も短期の事業に位置づけられていたSTEP 1は達成されているものの、同じく短期事業計画に位置づけられているSTEP 2については未だに船会所・土蔵の復元整備や上番勝手棟の立体展示が完了していない。一方で、国道301号整備事業の実施にともない、整備基本計画ではSTEP 3に位置づけられていた大御門の復元と枳形の表示が前倒しで実施されているため、現状ではSTEP 2の半分とSTEP 3の一部が完了したことになる。

図 2-33 に、平成 13 年度からの復元整備事業の進捗経過を示す。

平成 13 年度以降の復元整備事業の進捗経過

年度	整備内容	図の色	年度	整備内容	図の色
平成13	護岸石垣・渡船場・水面の復元整備工事	水色	平成25	(社会資本整備) 樹形整備工事	茶色
平成14	護岸水面下の礫敷復元・給排水設備工事	水色	平成26	大御門・脇塀復元建築工事	赤色
平成16	整地路盤工事・既存植栽移植工事	緑色	平成26	(社会資本整備) 樹形広場・歩道整備工事	黄色
平成17	整地路盤工事・既存植栽移植工事	緑色	平成26	樹形整備(国道301号より南側)	水色
平成18	現存関所建物(面番所)前の地盤復元工事	黄色	平成27	特別史跡北辺の景観整備工事	水色
平成19	現存関所建物(面番所)前の地盤復元工事	黄色	平成28	特別史跡北辺の裏御門工事	紫色
平成20	特別史跡北辺の尖櫓・石積護岸の一部整備工事	紫色	平成29	北区域排水工事	水色
平成21	特別史跡北辺・東辺の尖櫓・石積護岸の一部整備工事	青色	平成30	女改之長屋復元整備工事(1年目)	赤色
平成22	特別史跡北辺の尖櫓・石積護岸の一部整備工事	水色	令和1	女改之長屋復元整備工事(2年目)・外構等設計	赤色
平成23	特別史跡北辺の尖櫓・石積護岸の一部整備工事	緑色	令和2	外構・設備工事・復元報告書(大御門、裏御門、女改)	紫色
平成24	特別史跡南辺の既存木柵の補修工事	緑色	令和3	説明板設置工事・復元報告書製本	緑色
平成25	特別史跡北辺の尖櫓・石積護岸の一部整備工事	黄色	将来計画	土蔵・船会所等復元整備ほか平面表示等の整備	赤色

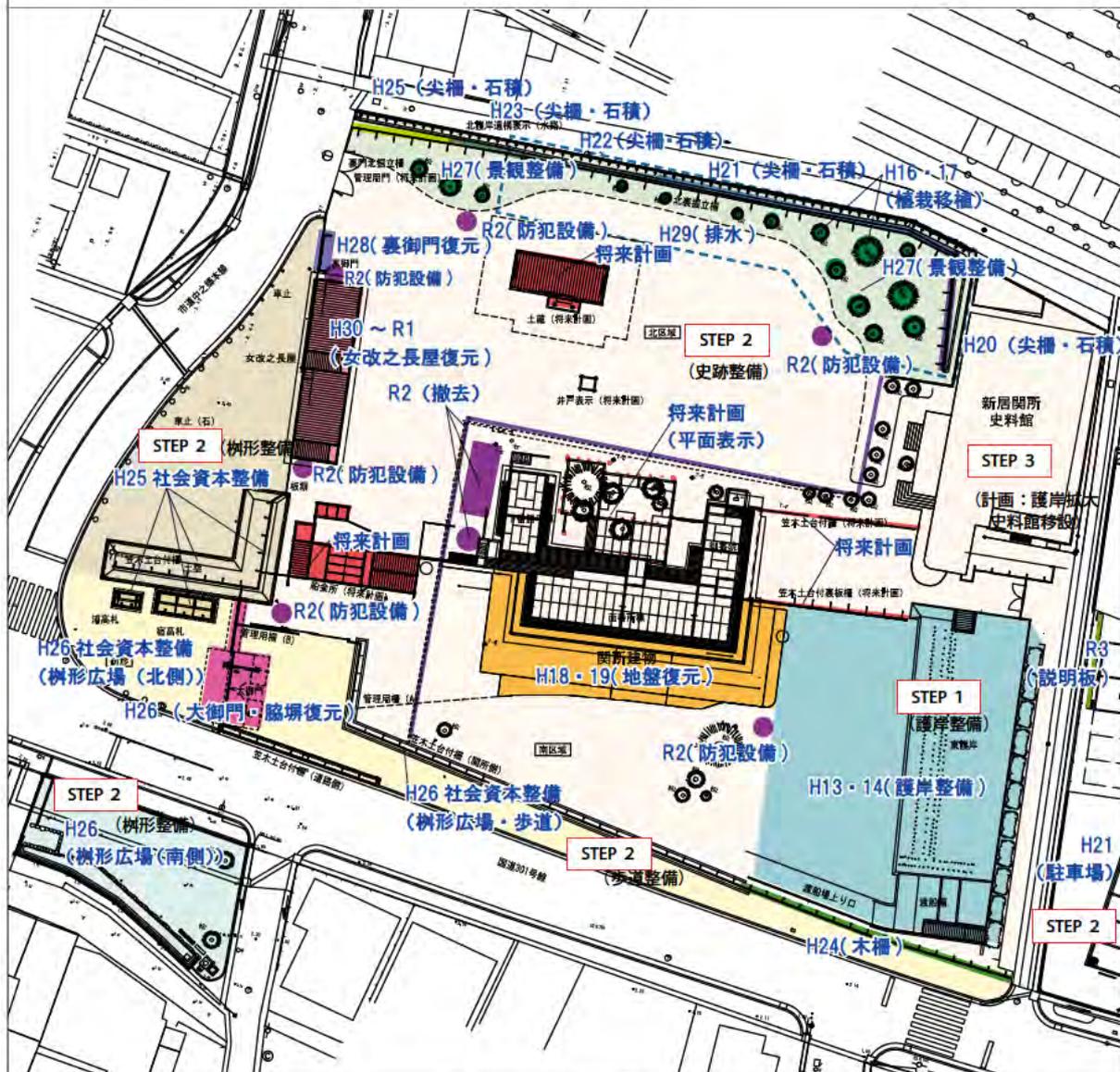


図 2-33 整備経過図

## 第3章 史跡の本質的価値

### 第1節 指定説明文

新居関跡の本質的価値を述べるにあたり、的確にその価値を言い表すものとして、新居関跡の特別史跡指定時と追加指定時の指定説明文を引用する。

新居関跡の文化財としての指定基準は「史跡の部 六. 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡」に該当する。説明文は以下のとおりである。

#### ■ 大正10年（1921）3月3日指定

新居關ハ慶長五年ニ創マル海瀟ノ爲其ノ位置ヲ転スルコト二回現今ノ場所ハ寶永五年ニ移セシモノニテ其ノ建物ハ安政二年十二月ニ成リシモノナリ

#### ■ 昭和30年（1955）8月22日指定（特別史跡指定）

慶長5年（1600）の創設と伝えられる。もとは現在地の東方向島にあったが、津波のため移転、更に地震のため、宝永5年（1708）現在地に移転したものである。もと浜名湖口に面し、船着場もあったのであるが、いまは埋立てのため、地形は一変して旧観を偲ぶよすがもない。

併しながら主要部たる関所建物の現存しているのは幸いである。建物は安政2年（1855）12月の改築にかかり、平家建南面し、本屋は入母屋造、本瓦葺、東西に長く、上之間、中之間、次之間に分たれ、その背部に御書院間、御用達場および上番勝手台所、下番勝手同休息所の棧瓦葺の3棟が附設されている。

この内御用達場および上番勝手台所の棟は失はれ、そのほか間々改変のあともあるが、旧規を偲ぶに十分である。殊に箱根、小仏等何れも建物の失はれている現在、主要街道の関所建物としては、唯一の遺存例であり、江戸時代における交通政策、ひいては幕府の統治形態を示すものとしてその価値は極めて高い。

（出典：文化庁「国指定文化財等データベース」）

#### ■ 平成11年（1999）1月27日指定（追加指定）

新居関跡は、新居町の中心部に位置し、浜名湖西岸の標高2メートルの低地に立地する江戸時代の東海道の関所である。関所は、慶長5年（1600）の創建と推定されており、当初は現在地よりも東にあったが、元禄年間および宝永年間の災害により関所建物が全壊し、その後現在地に移転したものである。関所は、明治2年（1869）に廃止されたが、中心部分の面番所の建物は、小学校・役場として昭和26年（1951）まで使用されており、昭和46年（1971）には解体修理され、現在も新居関跡の当時を偲ばせる建物として保存されている。

今回は、西側の船会所・女改め長屋・大門のあった部分と東側の船着き場の部分を追加して指定し、関所全体の保存を図ろうとするものである。

（出典：『月刊文化財』1998年12月号）

#### ■ 平成26年（2014）10月6日指定（追加指定）

江戸時代、箱根関所とともに東海道に置かれた関所で、今切関所とも呼ばれた。慶長5年（1600）、浜名湖今切口近くの渡船場に設置された。元禄12年（1699）の大風雨により移転を余儀なくされ、さらに宝永4年（1707）に発生した地震と津波により壊滅的な被害を受け、翌年現在地に宿場ごと移転した。嘉永7年（1854）の地震による被害も大きく、安政2年（1855）に全面的な改修が行われている。江戸時代には面番所のほか、大御門、女改之長屋、船会所などの建物があり、東側に渡船場があった。明治2年（1869）明治政府からの関所廃止令により、

その役割を失った。唯一、江戸時代の関所建物（面番所・書院・勝手）を残す関所で昭和30年（1955）に特別史跡に指定された。

平成11年度に新居町教育委員会（現・湖西市教育委員会）が整備基本計画を策定し、平成17年度までに渡船場や護岸周辺の整備を完了、平成18年度より指定範囲全域の総合整備に着手している。追加指定地は平成23年度に湖西市の発掘調査によって明らかとなった、榊形北側土塁、大御門南側本柱・控柱の位置する箇所と、平成21年度から平成23年度にかけて財団法人静岡県埋蔵文化財調査事務所と静岡県埋蔵文化財センターによって調査された榊形南側土塁が位置する区域である。

今回条件が整ったことから追加指定を行い、保護の万全を期そうとするものである。

（出典：『月刊文化財』2015年2月号）

## 第2節 本質的価値の明示

新居関所は東海道の今切渡船場に隣接し、徳川家康によって慶長5年（1600）に設置され、今切関所とも呼ばれていた。江戸時代には全国で最も重要な関所の一つであった。これは今切渡船の発着所である新居が、交通の要衝として重要視されていたためである。高潮や津波などの災害により二度移転を経験しているが、創設から移転までの変遷過程が明確に分かっていることも新居関跡の大きな特徴の一つである。

上記の特徴を踏まえたうえで、大正10年（1921）の史蹟指定時の説明文や、平成11年（1999）と平成26年（2014）の追加指定時の説明文を基に、特別史跡新居関跡における本質的価値を以下のとおり掲出する。

### ■ 江戸時代の主要街道では唯一建物が現存している関所であり、江戸時代の最終移転地から位置を変えずに現在まで受け継がれてきたこと

新居関所は二度の災害により壊滅的な被害を受けた後、宝永5年（1708）に現在の場所に移転してきた。現在の関所建物は安政年間に再建されたものであり、廃関後も学校や役場として利用されてきたため、現在に至るまで関所として機能していた時期の建物とその位置を保っている。これは主要街道の関所としては、全国でも新居関跡のみであり、唯一無二の価値であると言える。

### ■ 江戸時代の関所機能時の地下遺構が良好な状態で残存していること

指定後の発掘調査により、榊形や渡船場といった遺構が良好な状態で残存していることが明らかになった。これらの発掘調査成果と関所絵図の調査成果を総合することで、関所として機能していた時期の構内構造をより具体的に把握することが可能となった。

### ■ 江戸幕府の交通政策や統治形態を如実に示していること

江戸時代の新居関所は全国で最も重要な関所の一つであり、江戸期の地下遺構や現存する関所建物は、近世交通史上で極めて重要な位置を占める。

### 第3節 新たな価値視点の明示

新居関跡が史跡に指定されてから既に100年以上が経過しており、指定後の調査の積み重ねや周辺環境の変化にともない新たな価値視点が生じているため、それらを以下のとおり掲出する。

#### ■ 新居関跡には他の関所跡には見られない独自の建物が存在していた

関所構内の建物の復元検討を通し、江戸時代に最重要とされていた木曾福島、箱根、新居のそれぞれの関所のなかで、構内に渡船場や船会所、女改之長屋が存在していたのは新居関所のみであることが判明した。これらの特徴は、新居関所がもつ立地や機能の面での特異性を反映している。現在では女改之長屋と渡船場の復元が完了しており、前記の特徴を視覚的に捉えることができる。

#### ■ 新居関跡は現在の周辺景観形成に重要な影響を与えている

現在の新居関跡周辺には、江戸時代の位置や道幅を保ったまま舗装されている東海道や宿内の小路が多く残存している。また、新居関跡の南側には格子状の街区が広がっているが、これは宝永5年（1708）に新居関所とともに宿場が移転した際の町割りが残されているためである。この関所南側の街区には、旅籠紀伊国屋資料館などの江戸時代の外観を引き継いだ建物が存在している。

このように新居関跡は、現在の関所周辺地区の景観形成に大きな影響を及ぼしている。

#### ■ 新居関跡が周辺のまちづくりの核となっている

新居関跡の周辺地区では、「新居町景観計画」や「湖西市新居関所周辺地区景観条例」に基づき景観形成が行われているが、これらの計画や条例の中心には新居関跡が据えられている。新居関跡を利用した商品等が周辺の商店で販売されていることや、新居関跡を中心にトイレや駐車場、観光看板の整備が行われていることなど、周辺地域のまちづくりの核としても新居関跡は重要な位置を占めている。さらに、現在も新居の人々の生活に根ざしている祭礼・風習には、直接・間接的に新居関跡の影響を受けているものもみられる。

このように、新居関跡は地域にとってのシンボルであり、現在の関所周辺のまちづくりにおいて欠かせない存在である。

#### ■ 新居関跡は全国で最初に国の史蹟に指定された遺跡である

新居関跡は大正8年（1919）に制定された「史蹟名勝天然記念物保存法」に基づき、大正10年（1921）3月に史蹟に指定されている。これは国の史蹟では全国で1番目の指定であり、当時の文化財保護への認識を考えるうえで貴重である。

#### ■ 新居関跡に関する江戸時代の古文書や絵図等が豊富に残されており、関所機能時の詳細な姿や変遷の様子を知ることができる

新居関所に関連する古文書や、関所構内の様子を描いた絵図や絵画は、新居関所史料館や周辺の旧宿場を形成した家々など、浜名湖一帯に点在している。特別史跡指定後に行われた新居町史編さん事業や復元整備事業の際には、これらの史資料についての調査・研究が進められ、江戸期の関所の実態が明らかになっている。また、近代以降の姿を記録した写真や図面も豊富に残されており、各時代の詳細な姿を知ることができる点で貴重な遺跡である。

## 第4節 構成要素の特定

特別史跡指定地内には、第2節・第3節で触れた本質的価値や新たな価値視点に関わる要素のほかに、史跡の保存活用の観点から取扱いを検討すべき要素など、多くの構成要素が存在している。これらの要素について整理したものが表3-1である。

なお、構成要素は以下の4種類に区分される。

### A：本質的価値を構成する枢要の要素

史跡の本質的価値を直接構成する要素であり、今後永続的に保存し続ける必要がある。史跡の根幹をなすものであり、これが滅失した場合は指定解除につながりかねない。

### B：本質的価値の理解を促進する要素（調査に基づく復元建造物）

史跡の本質的価値の理解を促進させるため、発掘調査成果等に基づき復元を行った建造物がこれに該当する。今後適切な維持管理を行っていく必要がある。

### C：史跡等の保存活用に資する要素

廃関後から今日に至るまでの間に人為的に付与されたものであり、史跡の保存活用を行う際に役立つ要素が該当する。

### D：その他の要素

他の3区分のいずれにも該当しない要素がこれに該当する。

表3-1 特別史跡の構成要素

区分	A 本質的価値を構成する枢要の要素	A以外の要素		
		B 本質的価値の理解を促進する要素（調査に基づく復元建造物）	C 史跡等の保存活用に資する要素	D その他の要素
特別史跡を構成する諸要素	<b>A 1 現存する関所建物</b> ・面番所棟 ・書院棟 ・下番勝手棟 <b>A 2 関所機能時の建物の地下遺構</b> ・大御門 ・裏御門 ・女改之長屋 ・船会所 ・土蔵 ・上番勝手棟 <b>A 3 関所機能時の地下遺構</b> ・北側柵形土塁 ・護岸、渡船場 ・硬化地盤面 ・通路 他 <b>A 4 特別史跡指定地内の地下に包蔵されている遺物</b>	<b>B 1 復元整備した関所附属施設</b> ・大御門 ・裏御門 ・女改之長屋 <b>B 2 復元整備した関所機能時の遺構</b> ・東護岸石垣、渡船場 ・北側柵形土塁 ・北側護岸柵列	<b>C 1 屋外展示物</b> ・柵形高札 ・面番所前高札 ・浮世絵板 ・石樋 ・荷物石 他 <b>C 2 説明板・案内板</b> ・高札型説明看板 ・料金等受付看板 ・順路看板 ・VR用案内板 <b>C 3 新居関所史料館</b> <b>C 4 防災・防犯設備</b> ・消火栓 ・防犯センサー ・南側および東側柵列 ・北側管理通用口 他 <b>C 5 水準点</b> <b>C 6 電気設備</b> ・分電盤 ・大御門および高札場のライト 他 <b>C 7 史跡標柱</b> <b>C 8 構内舗装・仮舗装</b> <b>C 9 地下遺構の平面表示</b> ・北側柵形土塁の西側延長部 ・南側柵形土塁	<b>D 1 インフラ設備</b> ・電柱 ・上下水道（消火栓、制水弁含む） ・ガス管 ・マンホール ・変圧器 他 <b>D 2 石碑類</b> ・漂流者の碑および漂流者看板 ・歌碑 ・学制記念碑 <b>D 3 設置物</b> ・コンクリート製柵ライト ・手水鉢 ・物置庫 <b>D 4 歩道・車道・道路設備</b> ・信号機 ・車止め ・歩道上ライト ・歩道柵 <b>D 5 植栽</b>

※番号は次ページからの写真の番号に対応する

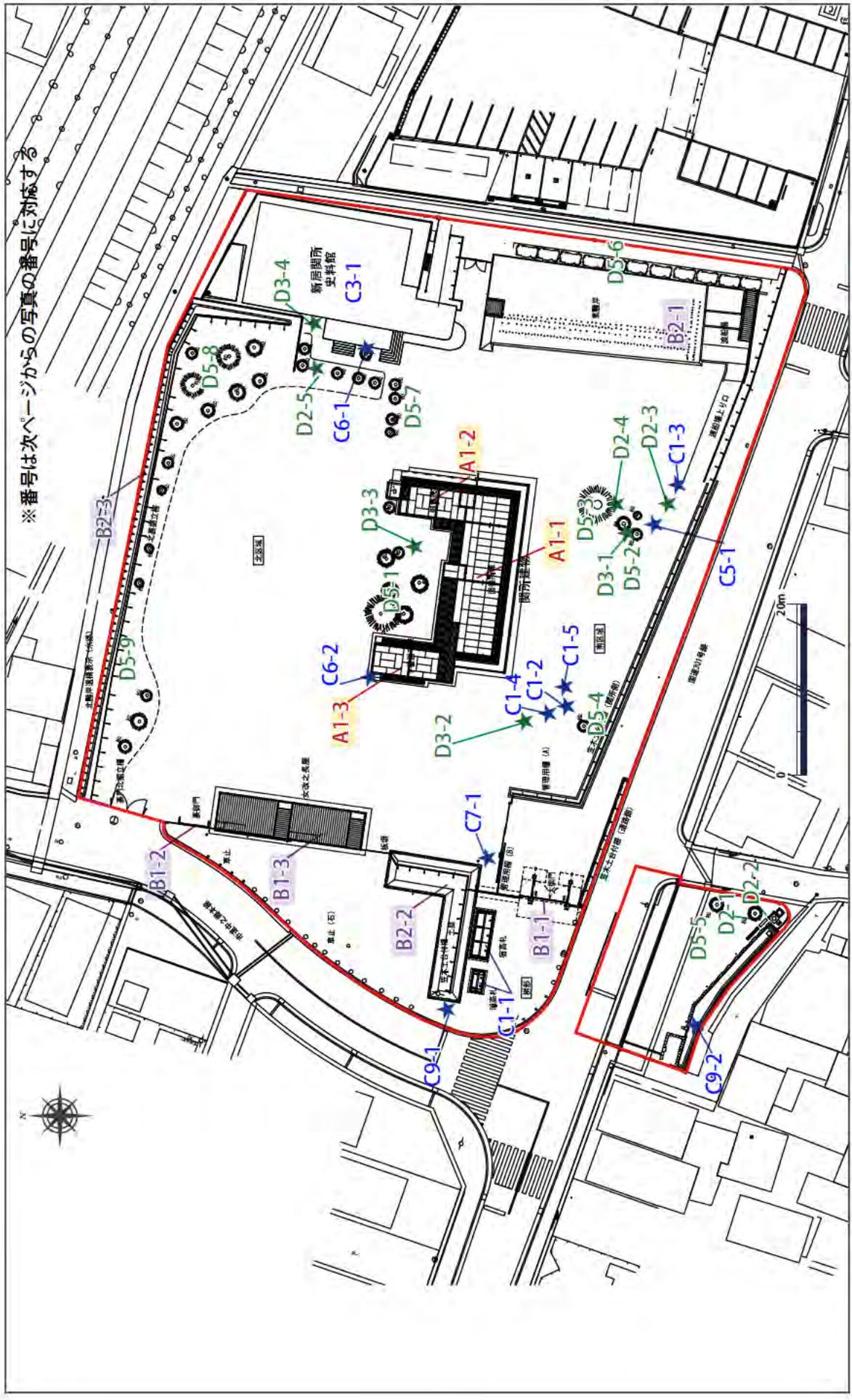


図 3-1 主な構成要素位置図 (下図：現況平面図)

## 構成要素の写真一覧

### A：本質的価値を構成する枢要の要素

#### A1 現存する関所建物



A1-1 面番所棟



A1-2 書院棟



A1-3 下番勝手棟

### B：本質的価値の理解を促進する要素（調査に基づく復元建造物）

#### B1 復元整備した関所附属施設



B1-1 大御門



B1-2 裏御門



B1-3 女改之長屋

#### B2 復元整備した関所機能時の遺構



B2-1 東護岸石垣、渡船場



B2-2 北側樹形土塁



B2-3 北側護岸柵列

### C：史跡等の保存活用に資する要素

#### C1 屋外展示物



C1-1 樹形高札（宿高札、浦高札）



C1-2 面番所前高札



C1-3 浮世絵板



C1-4 石樋（いしどい）



C1-5 荷物石

## C2 説明板・案内板



C2-1 高札型説明看板 (9カ所)



C2-2 料金等受付看板 (3カ所)



C2-3 順路看板



C2-4 VR用案内板 (2カ所)

## C3 新居関所史料館



C3-1 新居関所史料館

## C4 防災・防犯設備



C4-1 消火栓 (私設) (3カ所)



C4-2 防犯センサー (6カ所)



C4-3 南柵列



C4-4 東柵列



C4-5 北側管理通用口

C5 水準点



C5-1 水準点

C6 電気設備



C6-1 分電盤 (史料館下)



C6-2 分電盤 (下番勝手棟)



C6-3 大御門のライト



C6-4 高札場のライト

C7 史跡標柱



C7-1 史跡標柱

C8 構内舗装・仮舗装



C8-1 構内舗装 (礫敷)



C8-2 構内舗装 (白砂利)



C8-3 構内舗装 (軟質土系舗装)



C8-4 構内舗装 (叩き舗装)



C8-5 構内舗装 (脱色アスファルト舗装)



C8-6 構内仮舗装 (土)



C8-7 構内仮舗装 (碎石)



C8-8 構内仮舗装 (碎石)



C8-9 構内舗装 (軟質土系舗装)

### C9 地下遺構の平面表示



C9-1 北側樹形土塁の平面表示  
(薄層カラー舗装)



C9-2 南側樹形土塁の平面表示  
(硬質土系舗装)

## D：その他の要素

### D1 インフラ設備



D1-1 電柱



D1-2 マンホール



D1-3 消火栓



D1-4 制水弁



D1-5 変圧器

### D2 石碑類



D2-1 漂流者の碑 1



D2-2 漂流者看板



D2-3 漂流者の碑 2



D2-4 歌碑



D2-5 学制記念碑

### D3 設置物



D3-1 コンクリート製柵ライト 1



D3-2 コンクリート製柵ライト 2



D3-3 手水鉢



D3-4 物置庫

### D4 歩道・車道・道路設備



D4-1 信号機



D4-2 車止め 1



D4-3 車止め 2



D4-4 歩道とライト



D4-5 歩道上ライト 1



D4-6 歩道上ライト 2



D4-7 歩道柵

D5 植栽



D5-1 上番勝手



D5-2 南東側 1



D5-3 南東側 2



D5-4 南側



D5-5 南側樹形



D5-6 東護岸東側



D5-7 北側 1



D5-8 北側 2



D5-9 北側 3

## 第4章 史跡の現状と課題

第4章では、新居関跡の現状と課題について、「保存管理」「活用」「整備」「運営体制」の4項目に分けて整理する。

### 第1節 保存管理の現状と課題

#### (1) 特別史跡指定地全体の保存管理における現状と課題

第3章第4節で整理したとおり、特別史跡指定地内には、「A 本質的価値を構成する枢要な要素」、「B 本質的価値の理解を促進する要素（調査に基づく復元建造物）」、「C 史跡等の保存活用に資する要素」、「D その他の要素」の4種類の要素が所在しており、それぞれの特性に合わせた保存管理を行う必要がある。また、特別史跡指定地の周辺は海拔が低い住宅密集地であり、常に災害等のリスクにさらされている。

以上を踏まえ、特別史跡指定地全体の保存管理における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

- ・特別史跡指定地全域の公有地化が完了している。
- ・特別史跡指定地内に国有地（国道301号）と市有地がある（図4-2, 図4-1）。
- ・第3章第4節に記載のとおり、特別史跡指定地内に史跡を成り立たせるA～Dの4種類の構成要素が存在しており、それぞれの性格に応じた保存管理を日常的に行っている。
- ・住宅密集地内に位置しており、特別史跡指定地内には関所建物や復元建造物などの木造建造物が多数存在している。
- ・特別史跡指定地の標高は、海拔2.0～2.6mであり、全域が津波の浸水区域に指定されている。ハザードマップでは、南海トラフ地震などの巨大地震による津波の浸水深は、新居関跡周辺で最大2～3mに及ぶことが予想されている。



図4-1 国有地（歩道部分）と市有地

#### 課 題

##### ➤保存管理方針および現状変更等の許可基準が未策定である

- ・特別史跡指定地内の公有地に、国有地と市有地があり、土地ごとの保存管理方針や、現状変更等の許可基準等が整理されていないため、き損への対応の遅れや無断現状変更などのおそれがある。
- ・特別史跡指定地内に存在する構成要素ごとの保存管理の方法や方針が整理されていないため、場当たりの手法を執らざるを得なくなっている。

##### ➤地震や津波などの災害による本質的価値のき損が危惧される

- ・関所建物の耐震診断実施歴がないため、耐震性能が不明であり大地震の際に倒壊するおそれがある。また、特別史跡指定地全域が津波の浸水区域に含まれているため、津波による損傷や部材の流失等が危惧される。
- ・木造建造物が多いため、特別史跡指定地内からの出火や、周辺住宅地で生じた火災の延焼により、関所建物がき損する危険がある。

#### (2) 本質的価値を構成する枢要の要素の保存管理における現状と課題

特別史跡としての本質的価値を構成する要素として、関所建物、地下遺構および地下に包蔵されている遺物が挙げられる。これらの要素にき損が生じた場合、特別史跡としての価値が損なわ

れるため、構成要素の中で最も適切に保存管理を行うべきものである。

以上を踏まえ、本質的価値を構成する要素の保存管理における現状と課題を以下に示す。

## 【関所建物】

### 現 状

- ・新居関跡の関所建物は、昭和 46～47 年（1971～1972）に半解体修理を実施して以降、本格的な修繕を行うことなく現在に至っている。
- ・関所建物や復元建造物に損傷が生じた場合は、損傷箇所の確認後、き損届や復旧届、現状変更許可申請の提出等、必要な手続を経たうえで速やかに修繕を実施している。

### 課 題

#### ➤建物の正確な状態把握ができていない

- ・専門家による定期的な建物診断調査や躯体についての調査・点検を実施していないため、現在の関所建物や復元建造物の状態が不明確であり、関所建物の解体修理や、復元建造物の大規模修理を適切な時期に実施できない可能性がある。

#### ➤現状変更の取扱基準が定められていない

- ・関所建物の部分・部材ごとの保存方針や、現状変更の取扱方針が定められておらず、き損等への早期対処や円滑な保存管理に支障が生じている。

## 【地下遺構・地下に包蔵されている遺物】

### 現 状

- ・地下遺構は現在の地表面から 10～100cm 地下に広がっている（図 4-2）。
- ・関所建物が江戸時代から存続しており、旧地表のままであるため、保護層が薄い場所がある（図 4-2）。
- ・市有地部分の発掘調査は既に終わっており、埋め戻し後、保護層を確保したうえで復元整備を行っている。
- ・国道 301 号北側の歩道部分は江戸時代の絵図により地下遺構の存在が確実視されたため、平成 26 年（2014）に発掘調査を経ずに追加指定された。
- ・国道 301 号の歩道部分の舗装工事は、平成 26 年（2014）に当該地が特別史跡へ追加指定された後に実施している。舗装工事にともない、現況の地表面から 24cm 地下まで掘削したが、すべて表土層に収まるものであったため、歩道部分の地下遺構は現在も舗装下に保存されている。
- ・市道部分では、北側柵形土塁や大御門に係る遺構が見つかっており、国道 301 号部分同様、舗装下に保存されている。
- ・道路部分の地下には電線や水道管等のインフラ設備が存在している。
- ・構内の植栽による地下遺構への影響についての調査は未実施である。

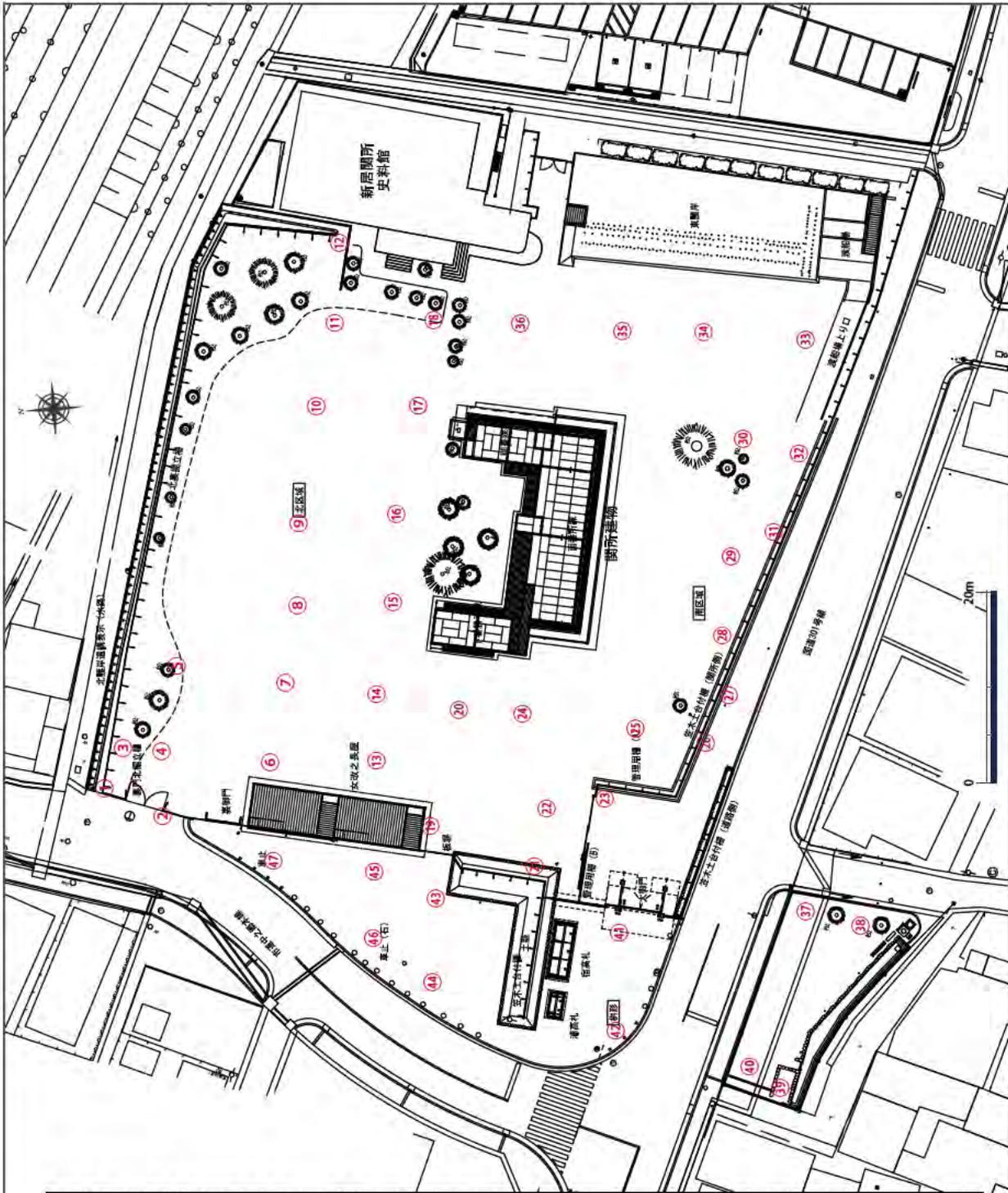
### 課 題

#### ➤地下遺構の正確な状態把握ができていない

- ・国道 301 号北側歩道部分は、地下遺構の残存状況が不明である。
- ・新居関所に関連する地下遺構は、新居関跡南側の宅地部分にも広がっていると考えられる。しかし当該地の大部分が未調査であるため、その地下遺構についての詳細は不明である。
- ・植栽の根が著しく生長し、地下遺構に悪影響を与えている可能性がある。

#### ➤工事により地下遺構をき損するリスクがある

- ・保護層が薄い場所では、工事等の際に地下遺構をき損するおそれがある。
- ・国道 301 号部分では、道路管理者である浜松土木事務所が主体となる道路工事のほか、地下に埋設されている電線や水道管等のインフラ設備の更新にともなう現状変更等により、地下遺構をき損する可能性がある。また、市道部分についても同様のことが危惧される。



(単位:m)

番号	標高	遺構高	保護層の厚さ
1	2.48	1.48	1.00
2	2.34	1.48	0.86
3	2.46	1.48	0.98
4	2.35	1.65	0.70
5	2.37	1.65	0.72
6	2.39	1.80	0.59
7	2.44	1.80	0.64
8	2.42	1.80	0.62
9	2.36	1.75	0.61
10	2.33	1.70	0.63
11	2.34	1.70	0.64
12	2.37	2.05	0.32
13	2.48	2.00	0.48
14	2.45	1.90	0.55
15	2.37	1.80	0.57
16	2.36	1.80	0.56
17	2.37	1.80	0.57
18	2.38	1.80	0.58
19	2.50	1.80	0.70
20	2.50	1.96	0.54
21	2.54	1.83	0.71
22	2.56	2.12	0.44
23	2.55	2.19	0.36
24	2.46	2.10	0.36
25	2.41	2.11	0.30
26	2.36	2.06	0.30
27	2.36	2.06	0.30
28	2.39	1.88	0.51
29	2.29	1.89	0.40
30	2.49	1.89	0.60
31	2.20	1.71	0.49
32	2.20	1.81	0.39
33	2.03	1.77	0.26
34	2.05	1.95	0.10
35	2.15	2.05	0.10
36	2.27	2.15	0.12
37	2.40	2.1	0.30
38	2.32	1.92	0.40
39	2.59	2.02	0.57
40	2.57	2.1	0.47
41	2.31	2.05	0.26
42	2.31	1.85	0.46
43	2.45	1.83	0.62
44	2.44	1.85	0.59
45	2.43	1.89	0.54
46	2.42	1.85	0.57
47	2.45	1.80	0.65

図 4-2 保護盛土の現況図 (令和 4 年時点)

### (3) 防災における現状と課題

新居関跡は、立地や周辺環境から常に災害の危険にさらされており、関所が設置されてから現在に至るまで、何度も災害による被害を受けてきた。今後、地震や津波、火災によるき損から特別史跡を保護し、災害時の被害拡大を防ぐため、平常時における防災体制の整備や、建物の状態把握を進める必要がある。

以上を踏まえ、防災における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

##### 【防災・防火体制】

- ・ 現行の防災体制は「新居関所・新居関所史料館避難計画」に整理されている。
- ・ 毎年1月に実施する文化財防火デーでは、湖西市の文化財担当課、消防署、消防団、泉町自主防災会および新居関所防火協力隊、ボランティアガイド団体である「新居宿史跡案内人の会」の計6団体合同で防災訓練を行い、防火管理体制や防火設備の扱い方について確認を行っている（図4-3-1、図4-3-2）。
- ・ 火災発生から消防が到着するまでの初期消火は、文化財担当課職員や新居関所防火協力隊、周辺住民により構成される泉町自主防災会が、施設内の消火栓や消火器を用いて行う必要がある。



図 4-3-1 文化財防火デー



図 4-3-2 文化財防火デー

##### 【耐震診断・構造調査】

- ・ 関所建物の小屋裏にある小壁の一部は軽量鉄骨により補強がされている。
- ・ 耐震診断や、耐風性についての構造調査等はこれまでに実施していない。
- ・ 関所建物の調査は昭和46～47年（1971～1972）の半解体修理の際に実施している。

#### 課 題

##### ➤ 防災・防火体制が徹底されていない

- ・ 災害時の防災体制や日常の防火体制が、関係者間で周知・徹底されていないため、有事の際に対応が遅れる可能性がある。
- ・ 大規模災害や火災が発生した際に、関所建物や地下遺構のき損や焼失を防ぐための策が整理されていないため、有事の際に対応が遅れる可能性がある。

##### ➤ 非常災害や火災により本質的価値がき損する危険性が高い

- ・ 関所建物の耐震診断や耐風に関する調査歴がなく、災害発生時の安全性が不透明である。
- ・ 地震や津波により関所建物の全壊が危惧されるが、災害後の復旧を目的とした調査や資料作成等を行っていないため、復旧にかなりの時間を要することが予想される。

## 第2節 活用の現状と課題

### (1) 特別史跡全体の活用における現状と課題

新居関跡の歴史性や価値について、より理解しやすい形での普及・啓発を行うためにVR等を用いた体験事業や劇の実施、パンフレットや書籍といった刊行物の作成等の事業を行っている。

以上を踏まえ、特別史跡全体の活用における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

- ・現在の新居関跡は、埋立てにより浜名湖に面した景観が失われており、船会所や土蔵等の復元整備も完了していないため、来館者に新居関所史料館の受付でタブレット端末を貸し出し、VR空間上に再現された江戸時代の新居関所を体験できるようにしている(図4-4)。
- ・本計画策定時に実施した見学者アンケートでは、江戸時代の関所改めの様子を知ることができるコンテンツの要望が挙げられている。
- ・令和元年(2019)に実施したイベントでは、新居宿史跡案内人の会と協力し、関所改めの様子を演じた劇を、関所建物を用いて上演した。
- ・企画展の内容に応じて、図録の作成や販売を行っている。
- ・昭和58年(1983)には、新居関跡の概説書として「街道と関所」を刊行している。



図4-4 VR体験

#### 課 題

##### ➤江戸時代の新居関所を体感し、理解できるコンテンツが不足している

- ・VR体験は新居関所史料館で貸し出している5台の端末でしか行うことができないため、大人数が同時に体験することができない。
- ・江戸時代の関所改めや今切渡船の様子を体感できる活用事業が少なく、過去に実施した事業も一回限りの開催で終了しているため、本質的価値の理解につながりにくい。

##### ➤新居関跡の理解につながる刊行物が不足している

- ・新居関跡の概説書は昭和58年(1983)に発行した「街道と関所」以降作成しておらず、子ども向けの刊行物もこれまでに作成していないため、本質的価値の十分な発信ができていない。

### (2) 個別要素の活用における現状と課題

新居関跡の歴史的価値を広く、分かりやすく伝えるうえで、本質的価値と深い関わりをもつ「関所建物」「復元建造物」「地下遺構」の3種類の構成要素を、どのように活用していくかが重要である。一方で、不適切な活用によるき損の可能性が存在するため、活用事業を実施する際は、本質的価値が保存されることを前提とする必要がある。

以上を踏まえ、構成要素の活用における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

##### 【関所建物】

- ・関所建物の書院棟と面番所棟は見学者に開放しており、内部には関所役人の改めの様子を表した時代人形や関所武具等を展示している。
- ・下番勝手は、新居宿史跡案内人の会の倉庫として利用しており、内部公開をしていない。そのため、下番勝手から入室する同心休息所は、屋外からの見学しかできない(図4-5)。



図 4-5 下番勝手内部より同心休息所をみる



図 4-6 使用および公開していないトイレ内部

- ・昭和 32 年（1957）の書院棟の意匠整備の際、江戸期の図面に便所が描かれている場所に現代様式の見学者用便所を増設したが、現在は使用および公開をしていない（図 4-6）。

#### 【復元建造物】

- ・平成 25 年度に高札場を、平成 26 年度には大御門と榊形広場を整備した。いずれの施設も無料で見学することができ、特に大御門は歩道上に位置する新居関跡のランドマークとして、観光客の記念撮影スポットとなっている。
- ・江戸時代の建物意匠や建築構造についての展示を目的として、令和元年度に、江戸時代の建築技法を用いた女改之長屋の復元整備を行った。女改之長屋は南北に 2 棟が連結する構造で、南側では発掘調査や復元整備に関する展示を行っており、北側は主にワークショップ等を開催する際の講座スペースとして使用している。また、必要に応じて古文書などの閲覧やメディアへの取材対応等にも利用している。

#### 【地下遺構】

- ・女改之長屋では、発掘調査について解説したパネルや出土遺物の展示を行っている。
- ・発掘調査で見つかった地下遺構は、現在保護盛土下に保存されている。

### 課 題

#### ➤ 関所建物の全面公開ができていない

- ・下番勝手と同心休息所、書院棟便所を公開していないため、関所機能や建物の全容について見学者に十分に伝えられていない。

#### ➤ 復元建造物や地下遺構の理解につながる活用事業が不足している

- ・復元建造物の構造を解説した展示やキャプション、ワークショップが少なく、見学者に対して復元建物の特徴や復元整備の意義を十分に伝えられていない。
- ・地下遺構についての説明看板や展示が少なく、特別史跡としての価値を見学者に十分に伝えられていない。

### （3）新居関所史料館での活用事業における現状と課題

新居関所史料館は「新居関所史料館設置条例」に基づいて設置されており、新居関所に関する資料ならびに宿場、街道、民俗資料等の収集、保管および展示に関することや、資料に関する専門的調査および保管展示についての技術的研究の実施等を目的としている。昭和 51 年 11 月 3 日の開館以降、特別展の開催や構内でのイベントの企画・運営、新居関所に関する冊子の刊行など、数多くの活用事業を、前述の目的に沿って実施してきた。

以上を踏まえ、新居関所史料館での活用事業における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

- ・新居関所史料館は特別史跡指定地内に所在しており、新居関跡の構内を見学するためには、先に新居関所史料館で入館料金を支払う必要がある。
- ・新居関所史料館の令和3年度の来館者数は12,663人である(図4-7)。また、近年では年間パスポートを導入し、リピーターの確保に努めている。

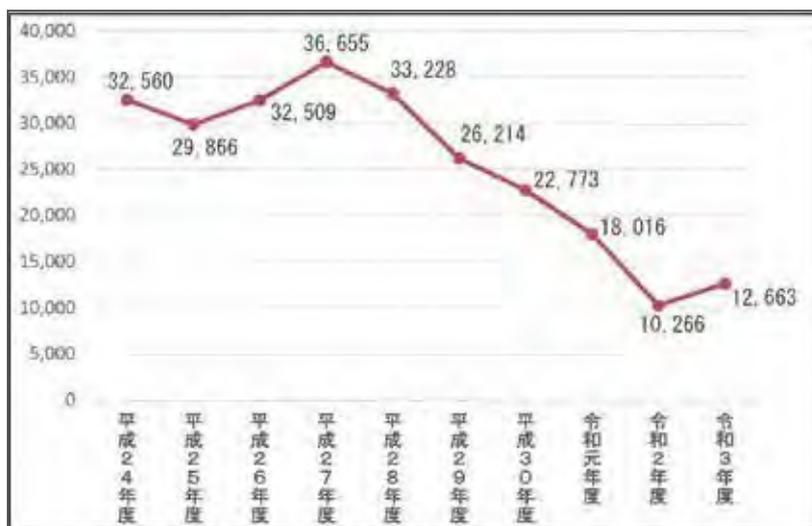


図4-7 来館者数推移(単位:人)

- ・新居関所史料館の常設展示室は1階と2階にある。1階は「街道と関所」と「海の関所新居」をテーマにしており、新居関所の変遷と機能について紹介している。2階では「旅と宿場」をテーマとしており、宿場に関連する資料を展示している(図4-8、4-9)。
- ・2階の一部を企画展示室としている。企画展は毎年4~6回程度実施しており、昭和52年度から令和3年度までに計153回開催している。企画展は特別史跡や新居関所に関する内容だけでなく、新居宿や白須賀宿などの宿場に関する展示や、浮世絵の展示なども行っている。
- ・視聴覚展示は常設展では行っていないが、企画展では、テーマに応じて職員が作成した映像等を展示する場合がある。
- ・受付では新居関所や浮世絵をモチーフとしたポストカードやクリアファイル、マグネット、図書カード等のグッズや、企画展図録の販売を行っている。また令和4年度からは、地元観光協会の依頼を受けて東海道御宿場印の販売を行っている(図4-10)。



図4-8 史料館1階展示室



図4-9 史料館2階展示室

## 課 題

### ➤来館者数が減少している

- ・定期観光バスの廃止、平成24年(2012)の新東名高速道路の開通にともなう人の移動の変化などが続き、来館者数は継続して減少傾向にある。また、新居関跡を訪れるリピーターの数も少ない傾向にある。

### ➤展示内容が固定化している

- ・昭和61~62年度に新居関所史料館の増改築工事を実施して以来、壁面の解説パネルを更新して



図4-10 史料館1階販売コーナー

いないため、最新の研究成果が解説できていない。

- ・キャプションの内容が難解であり、誰もが理解できる展示になっていない。また、館内のキャプションや案内看板は多言語化されておらず、一部の文面は文字が小さく読みにくい表示になっている。
- ・常設展の展示替えを長期間実施していない。
- ・資料とキャプションを並べる展示が主であり、常設の視聴覚展示がないため、やや単調な展示内容となっている。
- ・常設展は、新居関所の機能や新居宿に関する展示が主であり、地下遺構や構内の建造物など、特別史跡の理解につながる内容が少ない。

#### ➤ミュージアムグッズが不足している

- ・ミュージアムグッズの新規開発や販売は長らく実施しておらず、所蔵する資料や、これまでの調査研究成果を反映した魅力的な商品販売ができていない。また、地域住民からは物販の要望が挙げられるが、十分に応えられていない。

### (4) イベント面での活用における現状と課題

新居関跡に関係するイベントには、特別史跡指定地内で湖西市が主催するイベントと、新居宿や新居関所史料館駐車場で民間組織が主催するイベントの2種類がある。イベントの開催は、新居関跡へ訪れたことがない新規層や、地域住民、リピーター等、幅広い層の誘客が期待できる一方で、特別史跡指定地内で実施する場合は、本質的価値の保存について考慮する必要がある。

以上を踏まえ、それぞれのイベント事業における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

##### 【特別史跡指定地内で開催するイベント】

- ・毎年8月21日の「県民の日」と11月3日の「新居関所史料館開館記念日」には、特別史跡の無料開放を実施している。特に開館記念日には、地元住民の関所への理解と愛着を深めることを目的に、ボランティアガイド団体である新居宿史跡案内人の会による時代衣装での案内や、湖西市文化協会会員である「煎茶会」による茶会席を開催している(図4-11)。



図4-11 開館記念日の茶会席

##### 【特別史跡指定地周辺で開催されるイベントとの連携】

- ・JR東海が主催する「さわやかウォーキング」では毎年新居関跡がコースに組み込まれており、市ではウォーキング参加者に対する新居関所史料館入館料の減免等を実施している。
- ・新居関跡周辺のにぎわいづくりを目的とした「きらく市」が、きらく市実行委員会により毎月1回(8・9月を除く)新居関所史料館駐車場で開催されており、花苗や飲食物の販売、じゃんけん大会等が行われている。
- ・令和4年度は新居町商工会主催の産業まつり「あらいじゃん」が新居関跡の駐車場を主要会場として実施されている。

#### 課 題

##### ➤イベント開催時の普及啓発活動が不足している

- ・無料開放に合わせて訪れた見学者への解説は新居宿史跡案内人の会に依存しており、市による主体的な取組が希薄である。

- ・イベント時の見学者を対象とした普及・啓発活動を実施していないため、開催日に一時的に見学者数は増えるものの、新居関跡の歴史性や特別史跡としての価値について十分に伝えられていない。

#### (5) 教育分野での活用における現状と課題

新居関跡は観光客だけでなく、湖西市内外の小・中学生の利用も多い。近年では、見学者数の向上や郷土愛の醸成につなげるために、特に教育機関向けの事業に力を入れている。

以上を踏まえ、教育分野での活用における現状と課題を以下に示す。

##### 現 状

- ・令和2年度からは、教育機関を対象とした「新居関所 de 学習プラン」を展開している（図4-12）。この学習プランは新居宿史跡案内人の会による説明を基本としつつ、オプションとして様々な体験学習を行うことができるもので、小中学生向けと園児向けの計2コースを設定している。実施件数は令和2年度が2件、令和3年度が4件だったのに対し、令和4年度が11件であり、増加傾向にある。
- ・令和4年度からはNPO法人キッズアートプロジェクトしずおかに入会し、ミュージアムパスポート事業を展開している。ミュージアムパスポートは県内の全小学校に配布されており、新居関所史料館の受付で提示すれば無料で入館することができる。
- ・市内の小学校では、新居関所や新居宿について学習する時間が設けられており、新居関跡が総合学習の場として利用されている。



図4-12 学習プラン実施

##### 課 題

###### ➤学習プランの実施内容についての検討が不足している

- ・学習プランについての利用者アンケートや、実施内容の評価・見直しなどの作業を実施していないため、利用者のニーズが十分に把握できていない。
- ・低学年向けの内容が中心であるため、小学校の学習プランの利用者数は増加傾向にあるが、中学校や高等学校の利用数は少ない。
- ・学習プランの利用者数増加にともない、学習プランの担い手の数が不足している。

###### ➤学習コンテンツの充実化や教育機関向けの周知、デジタル教材の提供が十分にできていない

- ・現在発信している学習コンテンツは、新居関跡の機能についての内容が中心であり、新居宿の歴史や災害史など、江戸時代の新居地域の総合的な理解につなげていない。
- ・ミュージアムパスポートの周知が不足しているため、利用者数が少ない。
- ・学習の場としての利用を促進するために、様々な事業や企画を展開しているが、教育機関への周知が不足している。
- ・GIGAスクール構想にともない、市内の小中学校でタブレット端末の利用が進んでいる一方で、新居関跡に関するデジタル教材の提供ができていない。

#### (6) 周辺の文化財や施設と連携した活用における現状と課題

新居関跡周辺には、秋葉灯籠や江戸時代から続く寺社など、新居宿に関する文化財が数多く存在している。特に湖西市指定有形文化財である新居宿旅籠紀伊国屋資料館や、国登録有形文化財

である小松楼まちづくり交流館は、どちらも近在していることから、新居関跡と併せて訪れる見学者が多い。また、新居関跡の周辺には飲食店が数多く営業しており、この飲食店を目当てに新居宿へ訪れる地元住民や観光客も多く存在する。

以上を踏まえ、周辺文化財や施設との連携における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

### 【周辺文化財】

- ・新居宿旅籠紀伊国屋資料館は新居関跡と歴史的なつながりが深く、どちらも湖西市が所有する施設であるため、新居関所史料館との共通入館券をそれぞれの施設で販売している。旅籠紀伊国屋資料館の内部では、旅籠や新居宿に関する展示を行っている。
- ・新居宿内の文化財や、大元屋敷遺跡等の新居関跡に係る史跡を巡る町歩きイベントを平成 18、19、30 年度に実施している（図 4-13）。

### 【周辺施設】

- ・新居関跡が観光拠点であるという認識を強めるとともに周辺の飲食店や街並みを目当てに訪れた観光客を新居関跡へ誘導することを目的として、新居関所史料館第2駐車場の無料開放を実施している（図 4-14）。

## 課 題

### ➤見学者の周遊性を高めるための活用事業が不足している

- ・周辺に所在する寺院や秋葉灯籠などの文化財と、新居関跡を関連付けた歴史ストーリーの構築や、町歩きルートの考案を行っておらず、地域全体を周遊するための活用事業が不足している。
- ・新居関所史料館と旅籠紀伊国屋資料館の双方で連携した展示やイベントが十分に実施できていない。
- ・過去に開催した町歩きイベントは、すべて一回限りで終了してしまっている。

### ➤駐車場利用者を新居関跡へ誘導できていない

- ・駐車場を利用した観光客を新居関跡へ誘導するための効果的な取組が不足しているため、周辺の飲食店を利用した後、新居関跡を訪れない観光客が多い。



図 4-13 ウォーキングイベント  
(平成 18 年度)



図 4-14 第2駐車場

## (7) ユニークベニューの活用における現状と課題

ユニークベニューとは、歴史的建造物や博物館などの独特な雰囲気を持つ会場で、会議やイベント等を実施し、特別感や地域性を演出することを目的に、本来の用途とは異なるニーズに応えて特別に貸し出される会場のことである。新居関跡においても、ユニークベニューとしての利用を希望する団体からの問合せが過去に複数回あり、中には実際に利用を許可した事例もある。

以上を踏まえ、ユニークベニューの活用における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

- ・ユニークベニューを実施する際の条件等を定めていないため、イベントの開催希望者には、通常の入館料の支払と、開館時間内での事業実施を条件に使用を許可している。

- ・コスプレやよさこい踊り、高校の三味線部の演奏会などの際に、新居関跡を撮影場所として提供している。

## 課 題

### ➤利用基準が未策定である

- ・利用条件や料金等の制定や周知を行っておらず、利用希望者側で事業内容や実施可能性についての検討ができない。また、開催許可の判断にも時間を要している。
- ・特別史跡指定地内には木造建造物が多いため、不適切な利用により特別史跡がき損するおそれがある。

## (8) 広報活動における現状と課題

新居関跡で現在行っている広報活動には、市の広報紙やウェブサイトを用いる能動的な広報活動と、新聞社やテレビ番組等での取材や雑誌への掲載など、外部組織からの依頼に対応する受動的な広報活動があり、企画展やイベントの開催時には両者を併用して周知を行っている。また、過去には冊子上での有料広告を実施していたが、近年では動画投稿サイトやSNSを用いた情報発信に広報の比重を移している。

以上を踏まえ、広報活動における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

- ・新居関跡で開催する企画展やイベント等の広報は、市が発行する広報紙を中心に、市の公式ウェブサイトや新居関跡の公式 SNS アカウント、民間のイベント情報サイトやメディアへの情報提供を通して行っている。
- ・教育機関への広報は、市内外の小中学校へのチラシ配布や湖西市ウェブサイト、静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」で行っている。
- ・公式 SNS では、新居関跡の特別展や周辺に所在する文化財の紹介を行っている。また、動画配信サイトを用いて、新居関跡の観光案内動画や空撮映像を公開している。
- ・周辺地域の観光拠点であるため、雑誌やテレビ番組などのメディアで取り上げられることも多く、その際には取材への対応や資料・撮影場所の提供等を実施している。

## 課 題

### ➤広報手法や内容が限定的である

- ・広報媒体が固定化されており、新規層の獲得につなげていない。
- ・湖西市が能動的に行う広報活動は、公式ウェブサイトや市内の広報紙、メディアへの情報提供のみであり、多様な手法による広報活動ができていない。
- ・県外メディアへの情報発信力が低く、効率的な集客につなげていない。
- ・取材やロケーション撮影における利用方法を知るためには、湖西市文化観光課か新居関所史料館へ直接問い合わせる必要があり、利便性の向上が必要である。
- ・動画配信サイトを活用した広報活動が不十分である。
- ・新居関所史料館の展示やイベントに関する情報や、周辺の文化財および歴史についての情報発信が中心であり、歴史ファン以外の集客につなげていない。
- ・全国で最初に史蹟指定をされたという点や、特別史跡としての価値についての周知が不足している。

## (9) 関係する関所や博物館との連携における現状と課題

新居関跡と深く関係する箱根関跡(神奈川県足柄下郡箱根町)と福島関跡(長野県木曾郡木曾町)は、いずれも資料館が併設されており、イベントや企画展の際に交流を行ってきた。また、東海道の沿線に所在する自治体の博物館では、東海道や宿場といった江戸時代の交通史について展示している場所も多い。

以上を踏まえ、関係する関所や博物館との連携における現状と課題を以下に示す。

### 現 状

- ・江戸時代の重要関所を有する縁から、福島関所が所在する長野県木曾町とは旧新居町時代の昭和54年(1979)から双方の児童交流を継続している。また令和4年(2022)には、木曾町と湖西市の文化交流親善友好都市宣言10周年を記念し、これまでの交流を振り返るパネル展を新居関所史料館と福島関所資料館の双方で開催した。
- ・企画展の内容により、関係する館との展示資料の貸借を行っている。また、SNSや広報面での連携も図っている。

### 課 題

#### ➤他館との連携が不足している

- ・江戸時代の関所を有する自治体や、交通史や東海道に関する展示を行っている史料館と連携した展示活動や広報活動が継続的に実施できていない。

## (10) 新居関所史料館所蔵史資料や調査・研究成果の活用における現状と課題

新居関跡に関係する資料のうち、湖西市が所有するものはすべて新居関所史料館内の収蔵庫に保管されており、必要に応じて館内の展示や、調査研究等に活用している。また、これまでの発掘調査や文献調査の成果は、企画展への反映や、調査報告書の刊行などを通して公開を行ってきた。

以上を踏まえ、史資料および調査研究成果の活用における現状と課題を以下に示す。

### 現 状

- ・資料の閲覧希望や雑誌・書籍への掲載希望があった場合には、申請内容について確認のうえ、個別に許可・不許可を判断している。
- ・新居関所史料館が所蔵する資料は、平成9年(1997)に刊行した『館蔵図録Ⅰ 関所手形』や、平成19年(2007)に刊行した『新居関所史料館所蔵資料目録』に掲載している。
- ・新居関所に関する古文書や浮世絵などの資料は、新居関所史料館での展示や他館で実施される展示への貸出しを通して公開を行っている。
- ・湖西市が主体となり実施した過去の学術調査の成果は報告書の刊行や、企画展へ反映することで公開している。

### 課 題

#### ➤資料の利便性が低い

- ・資料の利用方法を一般向けに周知しておらず、利用者にとって不便な状態となっている。
- ・平成9年(1997)以降は、新居関所史料館所蔵資料についての書籍を刊行しておらず、新居関所に関係する資料を総合的に整理した刊行物やデータベースがないため、調査・研究活動を行ううえでの支障となっている。

#### ➤調査・研究活動や研究成果の周知が不十分である

- ・湖西市主体での学術調査や、調査成果の周知が不十分であるため、特別史跡の価値を十分に周知できていない。

### 第3節 整備の現状と課題

#### (1) 特別史跡指定地全体の整備における現状と課題

第2章第5節に記載のとおり、新居関跡では江戸時代の関所空間を見学者へ視覚的に伝えるために、平成13年度から継続して特別史跡指定地内の復元整備を実施している(図2-33)。一方で、整備事業の実施期間が当初の計画から大幅に延長しており、本計画策定時点でも船会所や土蔵などの主要建物の復元が完了していない。

以上を踏まえ、特別史跡指定地全体の整備における現状と課題を以下に示す。

#### 現状

- ・新居関跡での整備事業は、平成12年(2000)に作成した基本計画および、平成16年(2004)に作成した『特別史跡新居関跡保存整備構内整備基本設計報告書』(以下、基本設計)、平成19年(2006)3月に『平成18年度特別史跡新居関跡保存整備基本設計報告書』に基づき進めている。
- ・今切関所平面図には、下番勝手棟北側と船会所東側にそれぞれ便所が描かれており、過去には発掘調査を実施しているが、明確な遺構は見つかっていない。
- ・基本計画および基本設計ではSTEP1～3の段階的な整備の実施を計画していたが、STEP2で復元予定だった船会所、土蔵の復元整備のほか、上番勝手棟や井戸等の平面表示および関所飾り、板塀や柵、路地口の整備が完了しておらず、STEP3で計画していた大御門の復元と柵形の表示が先に完了している(図1-3, 図2-33)。

#### 課題

##### ➤主に財政的な理由から構内の復元整備および平面表示の整備が停滞している

- ・復元検討委員会での審議は済んでいるものの、財政的な問題から船会所や土蔵の復元整備が未着手となっている。また、上番勝手棟や井戸の平面表示および関所飾り、関所構内を南北に区切る板塀や柵、路地口の詳細な調査や整備が未実施であるため、江戸期の新居関所の全体像を視覚的に示すことができていない。
- ・下番勝手棟北側と船会所東側に附属する便所の整備は基本計画で明確に言及しておらず、整備実施の可否や方法についての検討を行っていない。
- ・基本計画および基本設計で示した整備計画と、現在の達成状況に大きなズレが生じている。
- ・新居関所史料館が入口と出口を兼ねている現在の動線では、見学の順路が分かりにくい。また、江戸時代の動線と現在の見学ルートが異なっている。

##### ➤既存施設の劣化や維持管理コストの高額化が顕著である

- ・新居関跡の復元整備が長期間に及んでいるため、過去に整備を行った復元建造物や特別史跡指定地内の施設に劣化が生じており、特に近年では、着色防腐剤の色落ちやシロアリ被害が顕著である(図4-15)。このため、維持管理に要するコストが増加している。



図4-15 劣化した柵

#### (2) 保存のための整備における現状と課題

保存のための整備として、防災・防犯設備の整備や、特別史跡の管理に必要な施設の設置、き損の原因となる要素の排除などが挙げられる。保存のための整備は新居関跡を後世へ確実に残していくうえで最も重要であるため、湖西市では必要に応じてこれらの設備の整備を継続的に実施している。

以上を踏まえ、保存のための整備における現状と課題を以下に示す。

## 現状

### 【防災設備】

- ・新居関所構内の防災・防犯設備の設置・交換を令和2年度に実施しており、既存の消火栓の撤去や、水道管直結式屋外消火設備の設置を行っている。また、女改之長屋の自動火災報知設備は、建物の復元整備時に設置したものである。
- ・関所建物の自動火災報知機は、昭和25～27年（1950～1952）に設置したものであり、昭和58年（1983）に煙感知器の交換を行っている。

### 【防犯設備】

- ・関所建物南側の国道との境界部分や旧湖面の東側に設置された柵は、発掘調査に基づいて復元整備された施設ではなく、特別史跡指定地内の管理・防犯のために設置したものである。
- ・令和2年（2020）に監視カメラ4台と赤外線侵入センサーの設置工事を行っている（図4-17）。



図4-16 老朽化した電気設備

### 【電気設備】

- ・関所建物内のコンセントや電気配線などの一部の電気設備は、設置後数十年が経過している（図4-16）。

### 【植栽】

- ・特別史跡指定地内の植栽は、定期的なせん定と薬剤散布を実施している。
- ・平成16～17年（2004～2005）には、修景を目的として北護岸付近へクロマツの移植を行っている。この際、根巻きや防根シートの敷設による地下遺構の保護を行っている。

### 【特別史跡の管理に必要な施設】

- ・文化財保護法で定められている史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設のうち、境界標のみ設置していない。
- ・史跡標柱は大御門の西側にあり、榊形と大御門の影となる場所に設置している。
- ・説明板は駐車場内の四阿付近に設置している。

## 課題

### ➤防災・防犯・電気設備の適切な設置や更新ができていない

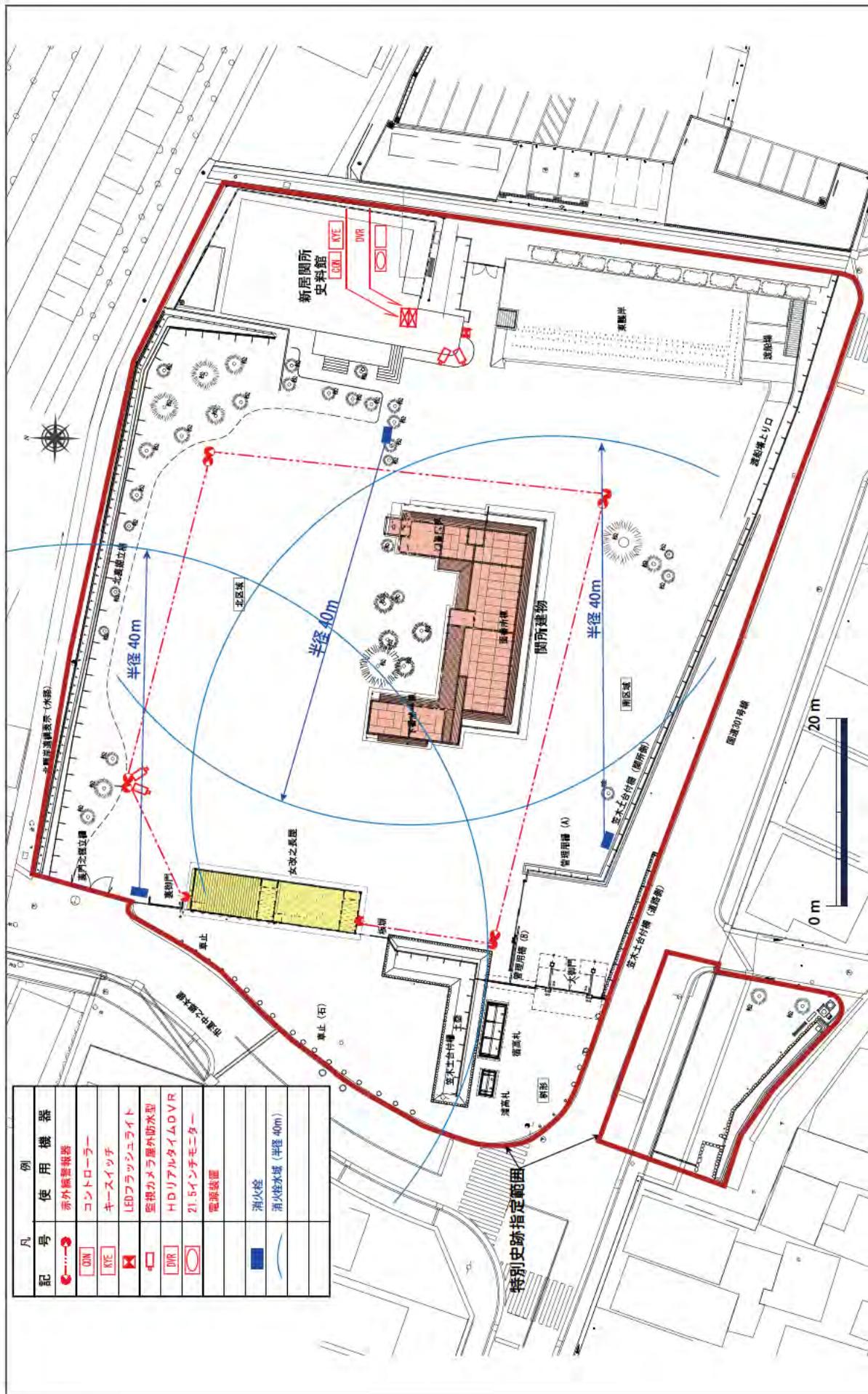
- ・関所建物内の自動火災報知機や電気設備の一部は著しく老朽化しており、漏電による火災や設備の故障のリスクが高い。
- ・監視カメラは構内の四隅にしか設置されておらず、関所建物内や女改之長屋西側などが死角となっている。また、船会所や土蔵、板塀や柵の復元整備後は、現状の防犯カメラおよび赤外線センサーの設置台数や位置では、特別史跡指定地全体を網羅することができない。

### ➤構内の植栽整備が不十分である

- ・平成16年（2004）以前に植栽された樹木は根巻き等の有無が不明であり、根の成長により地下遺構がき損する可能性がある。また、一部の植栽については構内の動線の妨げとなっている。
- ・関所建物北側の上番勝手棟が所在した箇所にはクロマツが植栽されており、関所建物について見学者に誤った認識を与えている。

### ➤境界標・史跡標柱が適切な場所に設置されていない

- ・文化財保護法で設置が義務付けられている境界標が設置されていない。
- ・新居関所史料館が入口と出口を兼ねている現在の動線では、見学者が史跡標柱の存在に気が付きにくい。



凡	例	使用機器
記号		赤外線警報器
		コントローラー
		キースイッチ
		LEDフラッシュライト
		監視カメラ屋外防水型
		HDリアルタイムDVR
		21.5インチモニター
		電源装置
		消火栓
		消火栓水域 (半径 40m)

図 4-17 防災・防犯設備現状図

### (3) 活用のための整備における現状と課題

活用のための整備は、特別史跡を適切に公開するとともに、特別史跡が持つ価値を顕在化させるために行う整備であり、見学設備の拡充や、活用面で支障となる要素の除去などが該当する。新居関跡でも、構内の舗装整備による見学路の確保や、説明板・案内板の設置、見学の支障となっていた防火壁の撤去など、活用のための整備を継続的に実施している。また、新居関所史料館も活用のための施設であり、新居関跡の普及・啓発を行う拠点として、開館から40年以上使用し続けている。

以上を踏まえ、特別史跡指定地内の個別の構成要素、および新居関所史料館の整備における現状と課題を以下に示す。

#### a. 個別の構成要素の整備における現状と課題

##### 現 状

###### 【関所建物】

- ・書院棟は、昭和32年(1957)に図面史料に基づいて意匠整備を実施している。この時、江戸期の図面に便所が描かれている場所に見学者用の便所を設置したが、現在は使用や公開を行っていない。

###### 【構内舗装】

- ・新居関跡の入口から新居関所史料館にかけては雨天の足場養生のため、玉砂利による仮舗装を、関所建物の北側には碎石による仮舗装をそれぞれ施している(図4-18)。
- ・関所建物東側の護岸付近は、平成14年(2002)に土系舗装を整備した。また、関所建物南側は、平成19年(2007)に礫敷舗装を整備した。なお、いずれの整備事業も国庫補助金を利用している。
- ・これまでの舗装整備では、標高が最も高い関所建物から、護岸や特別史跡指定地周囲の側溝に向け自然排水がなされるように設計されている。



図4-18 仮舗装

###### 【地下遺構の平面表示】

- ・南側柵形広場の柵列および北側柵形広場の土塁延長部分に地下遺構の平面表示を展示している。

###### 【説明板・案内板】

- ・構内の説明板や案内板にはデザインの異なるものが複数存在している。
- ・特別史跡の解説板は令和3年度に駐車場の四阿南側に整備した。
- ・令和4年度には、特別史跡指定地内に所在する建造物等の可動式高札型説明看板を整備した。この説明看板は、二次元コードを用いた多言語化に対応している。

###### 【屋外展示物・石碑類・設置物】

- ・特別史跡指定地内の石碑には、新居町が昭和49年(1974)に設置した学制記念碑と、渡船場整備をきっかけに平成14年(2002)に設置した浮世絵石碑の他、風浪俳句会・千鳥俳句会が昭和36年(1961)に設置した歌碑、新居宿史跡案内人の会が平成17年(2005)に設置した無人島漂流者顕彰碑がある。
- ・新居関所機能時に使用されていた石樋や荷物石を、関所建物南側高札の前に展示している。
- ・旧新居町が新居関所のライトアップを行っていた際に使用していたコンクリート製ライト2個が、関所建物南側に所在している。
- ・上番勝手棟が存在していた関所建物北側部分は、昭和期に庭園風の整備が行われており、現在も手水鉢が置かれたままになっている。

## 課 題

### ➤書院棟便所の意匠整備を行っていない

- ・書院便所は現代の便器を設置したままであり、江戸期の様相とはかけ離れたものになっているため、関所建物全体を公開するうえで妨げとなっている。

### ➤構内の舗装整備が未完成である

- ・復元整備が進展しない影響で、構内全域の舗装整備が未実施であり、具体的な実施時期も定まっていない。
- ・舗装整備が完了するまでの暫定措置として玉砂利や碎石敷きで仮舗装を実施した箇所が、車椅子利用者の障壁となっている。

### ➤過去に整備した構内の舗装に劣化が生じている

- ・渡船場周辺の軟質土系舗装が雨により護岸側へ流出し、旧湖面内に沈殿している。また、夏場は藻や草が繁茂するため、頻繁に清掃や草刈りが必要となる。
- ・関所建物南側の礫敷舗装に劣化が生じている。
- ・関所建物北側の土蔵周辺の排水が十分に機能しておらず、雨天時には水たまりが生じるため、史跡の管理や見学の支障となっている。

### ➤地下遺構の平面表示が不十分である

- ・上番勝手棟や、復元整備が完了していない船会所や土蔵の平面表示を実施していないため、見学者へ建物配置や規模を正確に伝えることができていない。
- ・既存の平面表示についての説明板がないため、地下遺構をどのように表現しているかが見学者に伝わりづらい。

### ➤説明板や案内板のデザインや内容が不十分である

- ・異なるデザインの案内板や説明板が混在しており、全体で調和のとれたものとなっていない。
- ・案内板の一部は多言語化されていない。
- ・史跡の説明板は適宜増設しているものの、見学順路を示した案内板が不足している。

### ➤屋外展示物・石碑類・設置物が正しく設置されていない

- ・コンクリート製ライトや手水鉢等の設置物が構内の景観や動線の妨げとなっている。
- ・新居関跡の歴史に関係のない設置物が特別史跡指定地内に所在しており、見学者に誤った理解を与える要因となっている。
- ・新居関跡の歴史性を示す石樋や学制記念碑などが適した場所に置かれていない。

## b. 新居関所史料館の整備における現状と課題

### 現 状

#### 【展示施設】

- ・新居関所史料館は昭和 51 年（1976）に開館し、昭和 61 年（1986）に現在の受付部分を増築した。これ以降大規模な増築や改修は実施していない。また、現在の建物が位置する場所は、平成 11 年（1999）に特別史跡へ追加指定された場所である。
- ・平成 16 年度に耐震診断を実施し、社団法人静岡県建築士事務所協会より耐震評定書を取得している。その際、重要度係数（地震時に軽微な被害にとどまり、震災後でも使用可能）を考慮した診断を行っており、耐震性能は非常によく、大地震に対して部分的に被害を受けるが、倒壊はしないとの結果を得ている。この部分的な被害として、エントランス庇およびアプローチ片持ち梁が大地震に耐えられないとの所見を得ている。
- ・収蔵庫にはこれまでに収集した新居関所関連史資料のほか、新居宿や東海道に関する資料を収蔵している。

### 【特別史跡指定地外への移設】

- ・平成 11 年度に作成した基本計画では、新居関所史料館を第 1 駐車場の北側へ移設することを目標としている。また、平成 30 年(2018)に策定した『湖西市公共施設再配置個別計画』では、令和 13～17 年(2031～2035)に新居関所史料館移設の実施計画と建設工事を計画している。

### 【駐車場】

- ・新居関所史料館の駐車場は、特別史跡指定地東側の第 1 駐車場と、南側の第 2 駐車場の計 2 ヶ所に設置している。
- ・第 2 駐車場は周辺飲食店等の利用者用駐車場として開放している。
- ・東側駐車場内には四阿や公衆トイレ、自動販売機を設置しており、新居関跡の見学者や駐車場利用者だけでなく、付近を通過するサイクリストや東海道を散策する観光客の休憩所となっている。
- ・第 2 駐車場は碎石敷きによる仮舗装を行っている。

## 課 題

### ➤ 史料館施設が特別史跡指定地内に立地している

- ・現在の建物は特別史跡指定地内に位置しており、特別史跡の保存活用上適した立地ではない。

### ➤ 新居関所史料館の老朽化が顕著である

- ・近年は施設の老朽化が激しく、修繕の実施頻度が高くなっている。特に事務室部分の床下や壁には数年に一度シロアリが発生しており、被害箇所の修繕に費用と労力を割いている。

### ➤ 収蔵・展示・バリアフリー設備が不足している

- ・収蔵庫や展示スペースが不足しており、企画展の開催に支障をきたしている。
- ・現在の施設にはエレベーターがないため、車椅子利用者は 2 階の展示を見ることができない。また、多目的トイレがないため、車椅子利用者や高齢者、こども連れの見学者等にとって不便である。

### ➤ 具体的な移設時期が定まっていない

- ・新居関所史料館の新設計画は存在するものの、財政上の課題や用地確保の問題により、具体的な実施時期が決まっていないため、当面の間現状の施設を使用する必要がある。

### ➤ 駐車場整備が不十分である

- ・第 2 駐車場の舗装が周辺の景観と調和していない。

## 第4節 運営体制の現状と課題

### (1) 計画の実施体制における現状と課題

本計画で示す施策を継続的に実施し、特別史跡の価値を後世に渡って守り、高めていくために、保存活用に関する事業の実施体制や庁内外の連絡体制を十分に整備する必要がある。

以上を踏まえ、運営体制における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

- ・湖西市が特別史跡の管理団体であり、特別史跡の保存活用に関する事業は、湖西市産業部文化観光課が主体となって実施している。
- ・新居関所史料館は正規職員1名と会計年度任用職員1名が交代で勤務しており、草刈りや施設点検等の史跡の維持管理や運営に関する諸作業のほか、企画展の計画・準備、旅籠紀伊国屋資料館に関する事務作業等を行っている。
- ・特別史跡指定地のうち、市有地部分の維持管理・整備・活用については原則的に湖西市の文化観光課が所管しているが、歩道や道路下の水道管等の設備は湖西市の都市整備部局や環境部局が所管しているため、必要に応じてこれらの関係部署と連絡調整を行っている。

#### 課 題

##### ➤計画の実施体制が不十分である

- ・特別史跡の保存活用に関する業務が年々増加しているため、業務を直接担当する職員の確保や専門職員の育成が不可欠である。
- ・新居関所史料館の職員のみで特別史跡や新居関所史料館の管理に関する事務作業に加え、旅籠紀伊国屋資料館の事務作業を行っているため、十分な活用事業が実施できていない。

##### ➤庁内の関係部局との連携が不足している

- ・特別史跡指定地の範囲や現状変更の制限について、庁内への周知が不十分であり、効果的な保存活用が行えていない。

### (2) 関係機関等との連携における現状と課題

現在の新居関跡の保存活用に関する事業は、湖西市が主導して実施している。一方で将来にわたって特別史跡の価値を守り、高めていくうえで、庁外の多様な組織との連携や新居関跡周辺に居住する地域住民の協力が不可欠である。

以上を踏まえ、関係機関等との連携における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

##### 【関係機関との連携】

- ・特別史跡指定地のうち、国有地である国道301号部分は静岡県浜松土木事務所が維持管理を行っている。
- ・国道301号の追加指定に際して、道路管理者である静岡県浜松土木事務所と管理についての協定を締結しており、「大御門および脇堀の一部」「笠木土台付柵の一部」「歩道部舗装・路盤の一部」「歩道縁石の一部」「その他柵形広場に属する施設」については、湖西市が静岡県浜松土木事務所から道路占用許可を受ける必要があること、湖西市が上記施設の清掃や維持管理を行うとともに、大御門を常時開放する必要があること等が記されている。
- ・特別史跡指定地内で実施する事業は、必要に応じて文化庁や静岡県文化財課の指導助言を受けている。
- ・整備事業の内容に関しては整備委員会の指導・助言を、新居関所史料館の管理・運営に関しては「新居関所史料館運営委員会」（以下、運営委員会）の指導・助言を受けている。

### 【地元組織との連携】

- ・ 来場者への解説は、地元住民により構成されるボランティアガイド団体の新居宿史跡案内人の会が行っており、学習プランやイベント等の運営にも長年携わっている（図 4-19）。
- ・ 近隣で町歩きイベントが開催される場合は、地元団体である NPO 法人新居まちネットや、湖西・新居観光協会等と協力・連携している。
- ・ 新居関跡で火災が発生した場合の初期消火は、周辺住民により構成される新居関所防火協力隊および泉町自主防災会と協力して実施することとなっている。



図 4-19 案内人の会による説明案内

### 課 題

#### ➤関係機関との連携体制を構築する必要がある

- ・ 国道 301 号部分の管理を行ううえで、管理者である浜松土木事務所との連絡調整が不可欠である。
- ・ 文化庁および静岡県との連絡調整が適切に行われなかった場合、無断現状変更やき損につながるおそれがある。
- ・ 整備事業や活用事業へ様々な立場からの知見を反映していくために、整備委員会や運営委員会が継続的に開催され、議論の場として適切に運営されていく必要がある。
- ・ 新居関跡の保存活用を実施していくうえで、新居宿史跡案内人の会の協力が不可欠である一方で、会員の高齢化や後継者不足が深刻となっている。
- ・ 新居関跡の保存活用を行ううえで、地元組織や地域住民の協力が不可欠である一方で、十分な協力体制が築けていない。

## 第5章 大綱・基本方針

### 第1節 大綱

新居関跡は、江戸時代の主要街道に設置された関所では、唯一関所建物が機能時から建物位置を変えずに現存している関跡であるが、これは、廃関後から現在に至るまで、学校や役場として地域住民に利用され続けたためである。また、良好な状態で発見された地下遺構は、江戸時代の関所構内の構造や、他の関所と比較した際の新居関跡の特異性等を検討するうえで、非常に重要である。昨今では古くからの景観が残る新居宿の観光拠点や、周辺地域のシンボルとしてもその重要性を増している。

上記をふまえたうえで、今後の新居関跡の保存活用の大綱を以下のとおり掲出する。

**大綱** 新居関跡を未来へ確実に継承するとともに、まちなみ・まちづくりの核として磨き上げ、将来にわたって周辺地域の発展に寄与していく

### 第2節 基本方針

特別史跡新居関跡について上記第1節で掲げた大綱を実現するために、本計画における基本方針を以下のとおり定める。

**保存管理** 計画的な保存管理や防災対策、適切な現状変更等の運用を行い、本質的価値を後世へ確実に継承する。

**活用** 新居関跡の魅力を積極的に発信するとともに、誰もが学び、享受することができる活用事業を展開することで、新居関跡の本質的価値を広く伝える。

**整備** 本質的価値の確実な保存を前提としたうえで、江戸期の関所空間を視覚的に伝えるための復元整備や効果的な活用事業を推進するための構内整備に取り組む。

**運営体制** 保存活用を担う人材の確保・育成に取り組むとともに、関係する組織や地域住民との連携を強め、効果的な運営体制の構築を目指す。

# 第6章 保存（保存管理）

## 第1節 保存管理の方向性

新居関跡の本質的価値を確実に継承していくために、特別史跡指定地内の適切な保存管理や防災対策に取り組むとともに、現状変更や保存に影響を及ぼす行為の取扱基準を定め、遵守していくことが必要である。また、特別史跡指定地外にも新居関跡の本質的価値に関係する地下遺構が広がっていると考えられるが、発掘調査履歴が少ないため実態が不明である。

そこで、第4章で掲出した保存管理についての現状と課題や、第5章で掲出した基本方針を踏まえたうえで、保存管理の方向性を以下のとおり示す。

### 保存管理の基本方針

計画的な保存管理や防災対策、適切な現状変更等の運用を行い、本質的価値を後世へ確実に継承する。

### 保存管理の方向性

- 構成要素ごとに保存管理の方法を定め、確実に実行していく。
- 特別史跡指定地内の地下遺構の確実な保存を行うとともに、特別史跡指定地内から連続する指定地外の地下遺構の把握と保護に取り組む。
- 関所建物は部分・部位ごとに保存の方針を定めた上で、保存のための措置を講じていく。
- 新居関跡で行われる現状変更行為について整理を行い、事務処理の迅速化や、制度の確実な運用を図る。
- 災害による本質的価値のき損を未然に防ぐとともに、被災後のき損を最小限に抑えるために、適切な防災方法や被災後の応急措置を執る。

なお、第6章では「保存のための行為」および「活用のための行為」という語句を使用している。新居関跡で行われる行為としてそれぞれ想定されるものを示したものが表6-1であり、表中に示した行為に類するもの以外は「その他の行為」として取り扱う。

表6-1 保存のための行為および活用のための行為の具体例

保存のための行為	活用のための行為
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関所建物の修繕や解体修理</li><li>・ 関所建物や地下遺構のき損に対する復旧</li><li>・ 防災・防犯設備の設置・修繕</li><li>・ 文化財保護法第115条に定める史跡標柱や境界標、説明板等の保存施設の設置や移設</li><li>・ 維持の措置</li><li>・ 非常災害の際に行う必要な措置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学術的な発掘調査</li><li>・ 調査成果に基づく復元整備</li><li>・ 説明板等の設置</li><li>・ 建築物の修繕や再整備</li><li>・ 舗装の修繕や再整備</li><li>・ 工作物の特別史跡指定地外への移設や撤去</li><li>・ バリアフリー化のための設備の新設や改修</li><li>・ ベンチなどの便益設備の設置</li><li>・ 植栽の伐採やせん定</li></ul>

## 第2節 指定地の地区区分と保存管理の方法

### (1) 地区区分

保存管理の地区区分は以下のとおりである（図6-1）。

**区域1**：特別史跡指定地内の市有地部分が該当する。土塁と女改之長屋で区切られた西側は常時公開しており、それ以外の範囲は有料公開を行っている。関所建物が所在するほか、女改之長屋や土蔵等、江戸時代の主要建物の遺構が保存されている。

**区域2**：特別史跡指定地内の国有地部分が該当する。全域が国道301号の歩道や車道として利用されている。大御門や枳形に関連する地下遺構が保存されている。

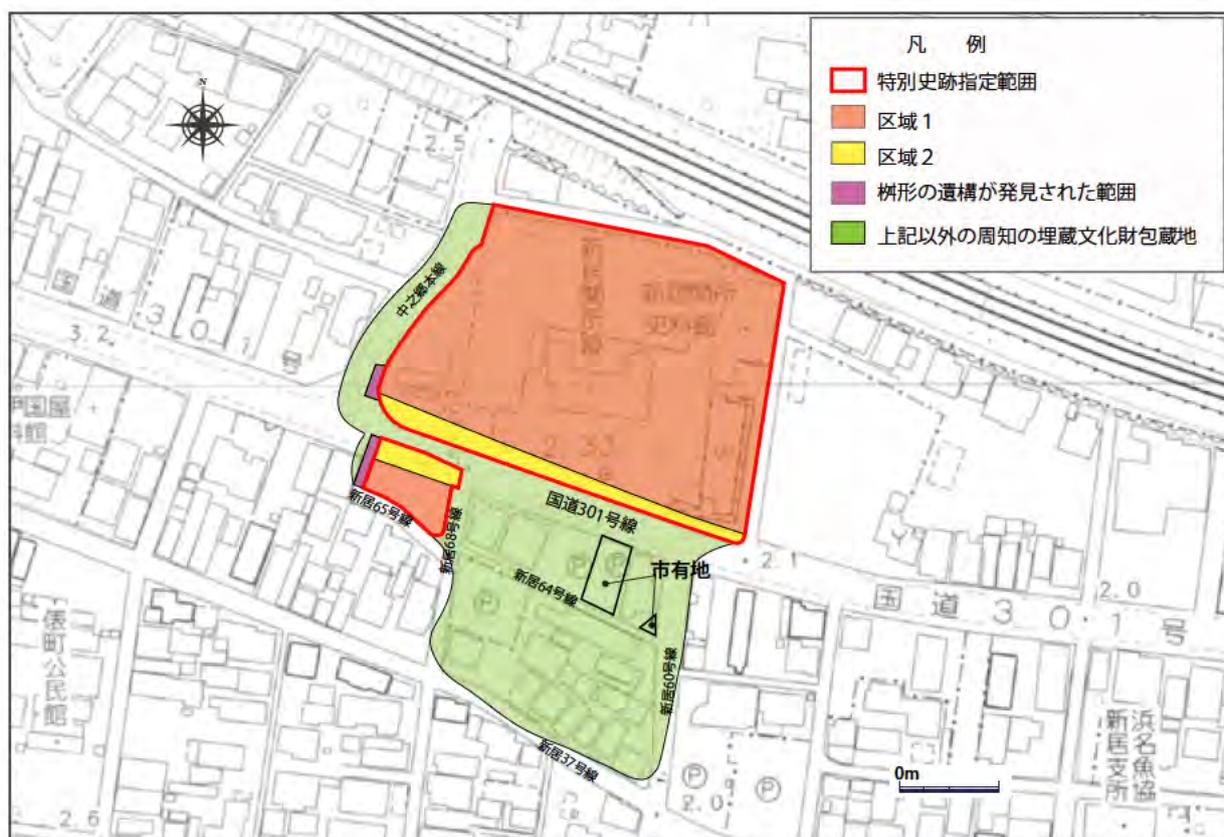


図6-1 新居関跡の地区区分図

### (2) 保存管理の方法

前述の地区区分ごとに、保存管理のための方法や土木工事等の取扱方針、発掘調査や整備の進め方について示す。（表6-2, 表6-3）

表 6-2-1 区域 1 の保存管理の方法

区域	区分	存在する構成要素	具体例	保存管理の方法
区域 1	A 本質的価値を構成する 枢要の要素	現存する 関所建物	面番所棟、書院棟、下番勝手棟	職員による日常点検や専門家による建物診断調査を定期的 に実施することで正確な状態把握に努める。
				老朽化箇所や損傷箇所が発見された場合は、所定の手 続を経たうえで、早急に修繕等を実施する。
				日常的に清掃を行うとともに、通風を確保する。
				保存のための行為は、文化庁および静岡県文化財課、 整備委員会からの指導・助言を受けながら実施してい くとともに、修理の際は事前・施工中・事後の写真や 図面等の記録を残す。
				関所建物の状態に応じて、適切な時期に解体修理を行 う。
		関所機能時 の建物遺構	大御門、裏御門、 女改之長屋、船会 所、土蔵、上番勝 手棟	構成要素の移設や撤去、新設や更新、修繕等にと もなう掘削は、原則的に既往の掘削範囲に収める。 止むを得ず掘削範囲を超える場合は、過去の発掘 調査で遺構が確認されなかった場所に限定して掘削 を行うか、もしくは遺構確認面から十分な保護層を 設けたうえで掘削を行う。  保存活用のための行為は、文化庁および静岡県文 化財課、整備委員会からの指導・助言を受けなが ら実施する。
	関所機能時 の地下遺構	北側榊形土塁、護 岸、渡船場、硬化 地盤面、通路 他	復元整備を行う際は、地下遺構の保護を前提とし た手法で行う。	
	特別史跡指 定地内の地下 に包蔵されて いる遺物	—	発掘調査等を実施する場合は、遺構の保存を前提 とし、必要箇所のみにとどめる。	
	B （調査に基づく復元 建造物） 本質的価値の理 解を促進する要素	復元整備し た関所附属 施設	大御門、裏御門、 女改之長屋	新居関所史料館職員による日常点検や専門家による建 物診断調査を定期的 に実施することで正確な状態把握 に努める。
		復元整備し た関所機能 時の遺構	東護岸石垣、渡船 場、北側榊形土 塁、北側護岸柵列 他	老朽化箇所や損傷箇所が発見された場合は所定の手 続を経て、早急に修繕等を実施する。
C 史跡等 の保存活 用に資す る要素	屋外展示物	榊形高札、面番所 前高札、浮世絵 板、石樋、荷物石 他	定期的な点検や維持管理を行い、施設の長寿命化を図 る。	
	説明板 ・案内板	高札型説明看板、 料金等受付看板、 順路看板、VR用案 内板		

表 6-2-2 区域1の保存管理の方法

区域	区分	存在する構成要素	具体例	保存管理の方法
区域1	C 史跡等の保存活用に資する要素	史跡標柱	—	日常点検や維持管理を継続する。
		水準点	—	
		構内舗装・仮舗装	—	草刈りや塩化カルシウムの散布など、日常管理を継続して実施する。
				日常点検や損傷箇所の修繕といった維持管理を継続する。
		地下遺構の平面表示	北側柵形土塁の西側延長部、南側柵形土塁	特別史跡の活用を行ううえで有効な施設であるため、日常点検や維持管理を継続する。
		新居関所史料館	—	公共施設としての日常点検や維持管理を継続し、施設の長寿命化を図る。
				条件が整った場合は、特別史跡指定地外への移転をする。
	防災・防犯設備	消火栓、防犯センサー、南側および東側柵列、北側管理通用口 他	定期的な点検や維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。	
			機能面でより優れた機器への更新、および復元構造物や関所建物内部への新設・増設に取り組む。	
	D その他の要素	インフラ設備	電柱、上下水道、ガス管、マンホール、変圧器 他	新設や改修、維持管理を行う際は、地下遺構の保存を前提とするよう、湖西市の関係部局や占有者に理解と協力を求めていくとともに、事前に湖西市文化観光課と調整を行う旨を周知する。
				地下遺構や景観保護のために、条件が整った場合は特別史跡指定地外へ移設する。
		道路設備	車止め、歩道上ライト 他	湖西市が設置したものについては、新居関所史料館職員による日常点検を行うとともに、損傷箇所を発見した場合は地下遺構の保護に配慮したうえで修繕を行う。
				上記以外の道路設備は、地下遺構の保存を前提とし、改修・維持管理を行う際は湖西市文化観光課と調整を行う旨を占有者へ周知する。
		石碑類	漂流の碑、歌碑、学制記念碑 他	日常点検や維持管理を継続する。
条件が整った場合は、特別史跡指定地外や、より適した場所へ移設する。				
構内設置物		コンクリート製柵ライト、手水鉢 他	撤去もしくは特別史跡指定地外への移設を進める。	
植栽	—	植栽が遺構に与える影響についての調査を行うとともに、悪影響を与えていることが判明した植栽には伐採等の措置を講ずる。		
		日常点検を継続して行うとともに、定期的なせん定や薬剤散布を行う。		
		枯損が生じた場合は、関所建物や地下遺構に悪影響が生じないように、せん定・伐採を実施する。		

表 6-3 区域2の保存管理の方法

区域	区分	存在する構成要素	具体例	保存管理の方法
区域2	A 本質的価値を構成する 要素の要	関所機能時の 建物の 地下遺構	大御門	構成要素の移設や撤去、新設や更新、修繕にともなう掘削は、原則的に既往の掘削範囲にとどめる。止むを得ず既往の掘削範囲を超える場合は、発掘調査で遺構が確認されなかった場所に限定して掘削を行うか、もしくは遺構確認面から十分な保護層を設けたうえで掘削を行う。  保存のための行為は、文化庁および静岡県文化財課、整備委員会からの指導・助言を受けながら実施する。
		関所機能時の 地下遺構	南側榊形土塁、硬化地盤面、通路、榊形関連遺構 他	発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提とし、必要箇所のみにとどめる。
		特別史跡指定 地内に包蔵されて いる遺物	—	国道301号北側の歩道部分は未調査であるため、全面的な道路改修等が計画された場合は、道路管理者である静岡県浜松土木事務所と協議のうえ発掘調査を実施し、地下遺構の把握に努める。
		B 本質的価値の理解 を促進する要素（調査 に基づく復元建造物）	復元整備した 関所附属 施設	大御門
	D その他の要素		インフラ 設備	電柱・上下水道・ ガス管 他
		歩道・車道	—	条件が整った場合は、占有者と調整のうえ特別史跡指定地外への移設を行う。
		道路設備	信号機・車止め・ 歩道上ライト・道 路舗装 他	湖西市が設置した車止め、歩道上ライト、道路舗装等は、新居関所史料館職員による日常点検を行うとともに、損傷箇所を発見した場合は、道路管理者である静岡県浜松土木事務所と協議のうえ、市が修繕や改修を実施する。  上記以外の道路設備の改修や維持管理は、地下遺構の保存を前提とし、事前に湖西市文化観光課と調整するよう道路管理者である静岡県浜松土木事務所へ周知する。

### 第3節 関所建物の保存管理

本質的価値を構成する枢要の要素である歴史的建造物の関所建物について、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」に準じ、保存管理の方針を以下のとおり定める。

#### （1）部分の設定と保護の方針

面番所の屋根、平面、外観または各部屋を単位として、本質的価値を維持する重要性から「保存部分」「保全部分」「その他部分」に区分して、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定め、部分・部位ごとに今後の保存活用の方針や方法について検討を行う。

##### 【保存部分】

建築当初の形式を維持している部分であり、構造軸部や屋根、壁、床、天井等の主要構造部および通常望見できる範囲については保存部分として、価値を守るためにその材料自体を本計画ののっとり保存を行う。主として基準1・2に該当する部位により構成される。

##### 【保全部分】

改修等により歴史的建造物の原状を失い、材料自体の保存を必要とせず、かつ建造物全体としての価値を損なわない部分である。修繕等を行う際は意匠上の配慮を要する。主として基準3または4に該当する部位により構成される。

##### 【その他部分】

増築等により歴史的建造物としての価値が低い、あるいは有さない部分であり、活用または安全性の向上のための改変が許容される。主として基準4または5に該当する部位により構成される。

#### （2）部位の設定と保護の方針

前項に述べた部分を構成する一連の部材等（室内の壁、床面、天井面、建具等）を単位として、形式・材料・意匠の状態から以下の基準1～5に区分して取扱方針を定める。なお、この設定は過去の修理記録や現状の目視調査によるものであり、今後必要に応じて適宜見直しを行う。

##### 【基準1】

保存部位のうち歴史的建造物としての価値が特に高い部位であり、材料自体の保存を行う。当初材の軸部や板材等が当たる。過去の修復工事で損傷部分を修理された軸部材等を含むものとする。なお、今後の保存修理にあたって、腐朽・破損した部材を補修あるいは交換することもあり得る。

##### 【基準2】

保存部位のうち歴史的建造物としての価値が高い部位で、材料の性質や設置環境から更新を必要とするもの。更新にあたっては形状、材質、仕上げ、色彩の保存を行う。屋根瓦や外壁材等が当たる。

##### 【基準3】

保存部位のうち歴史的建造物としての価値を持つ部位で、主たる形状および色彩を保存する。

##### 【基準4】

歴史的建造物としての価値が低い、あるいは失われた部位で、保存部分と調和するよう意匠上の配慮を要する。後補の雨樋やガラス建具等が当たる。

##### 【基準5】

歴史的建造物としての価値を持たない部位で、防災・防犯機器等がこれにあたる。

### (3) 関所建物の部分の設定

#### a. 面番所棟の部分の設定

昭和46年(1971)の修理を経て、建築当初と考えられる形式に復されているので、外観の屋根・柱・外壁、また屋内の各室すべてを保存部分とする。

#### b. 下番勝手棟の部分の設定

面番所棟と同様に、外観および各室ともすべて保存部分とする。

#### c. 書院棟の部分の設定

書院棟の外観および御書院、御書院次之間、二畳之間は、形式および意匠の面から歴史的建造物としての価値がある保存部分とする。

北側の便所については、おそらく図面史料に基づいて復元されたものとみられるが、屋根・建具等が保存部分に比して形式が新しいものとみられることから、保全部分とする。

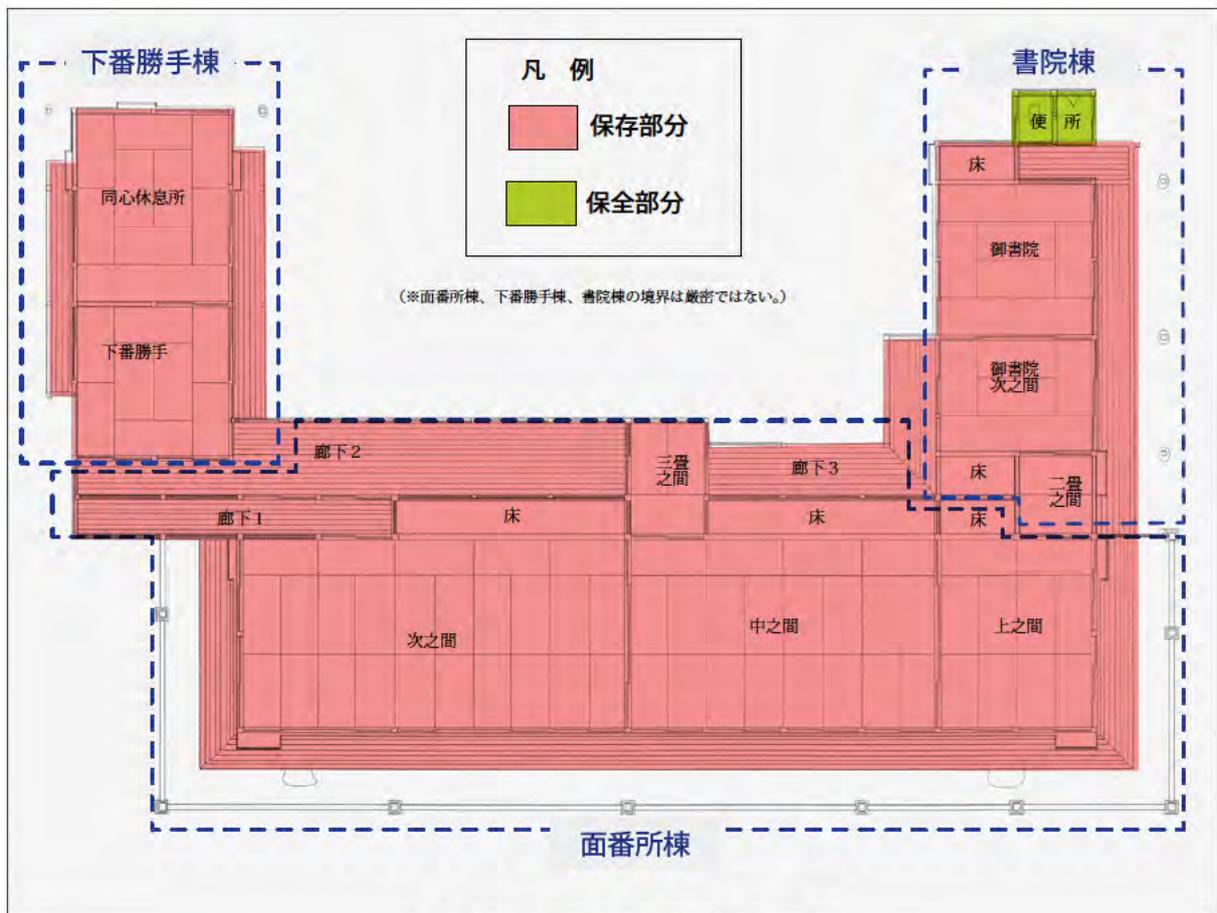


図 6-2 関所建物の部分設定図 (平面)  
(下図は現況平面図)



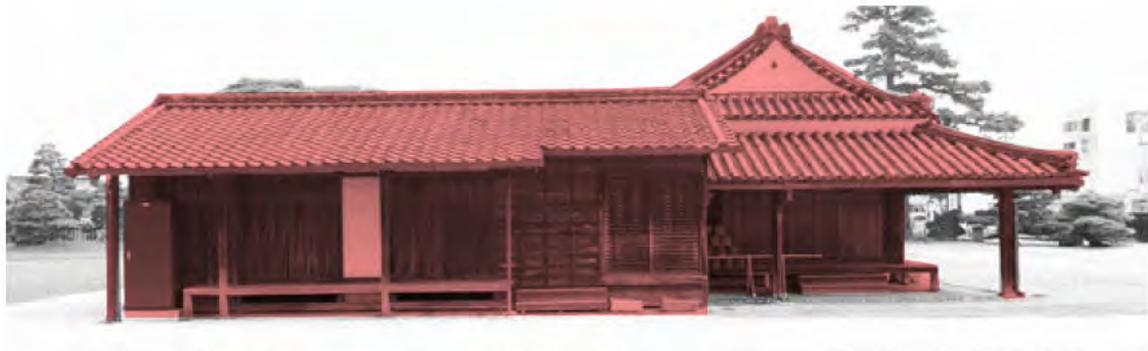
南立面



東立面



北立面



西立面

凡 例	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: #f08080; border: 1px solid black;"></span> 保存部分	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: #90ee90; border: 1px solid black;"></span> 保全部分
-----	--	--

図 6-3 関所建物の部分設定図（立面）

(4) 関所建物の部位の設定

面番所の部位について、設定の概要を以下の表に示す。

また、個別の箇所の部位の基準について、一覧表および写真を巻末の資料編に整理する。

表 6-4 部位の設定概要

		保存部分			保全部分
		面番所棟	下番勝手棟	書院棟	書院棟 (便所)
保存 部位	【基準1】 歴史的建造物としての価値が特に高い部位で材料自体の保存を行うもの	【軸部】 柱、梁、桁、鴨居、敷居、束、土台、繋ぎ梁、軒桁、庇柱、吊束、長押、隅木、垂木、小間返野地板 (北廊下) 【天井】 棹縁、天井板 【基礎】 束石、地覆石	【軸部】 柱、梁、桁、鴨居、敷居、束、土台、吊束、長押、隅木、垂木 【天井】 棹縁、天井板 【基礎】 束石、地覆石	【軸部】 柱、梁、桁、鴨居、敷居、束、土台、軒桁、庇柱、吊束、長押、隅木、垂木 【天井】 棹縁、天井板 【基礎】 束石、地覆石	【基礎】 束石、地覆石
	【基準2】 歴史的建造物としての価値が高い部位で、更新にあたっては形状、材質、仕上げ、色彩の保存を行うもの	【屋根】 瓦 【破風】 漆喰塗 【壁】 縦板張、下見板、漆喰等塗壁 【縁】 縁板、縁框、縁束 【軒裏】 化粧野地板、広小舞、小間返野地板	【屋根】 瓦 【破風】 板 【壁】 縦板張、下見板、漆喰等塗壁 【縁】 縁板、縁框、縁束 【軒裏】 化粧野地板、広小舞、小間返野地板	【屋根】 瓦 【破風】 板 【壁】 縦板張、下見板、漆喰等塗壁 【縁】 縁板、縁框、縁束 【軒裏】 化粧野地板、広小舞	該当なし
	【基準3】 歴史的建造物としての価値を持つ部位で主たる形状および色彩を保存するもの	【床】 畳 【建具】 腰付障子 (木部)、雨戸、舞良戸 【戸袋】	【床】 畳 【建具】 腰付障子 (木部)、雨戸、舞良戸 【戸袋】 【S46設置の庇柱】	【床】 畳 【建具】 腰付障子 (木部)、雨戸、舞良戸 【戸袋】 【S32より後に設置の庇柱】	【屋根】 瓦 【軸部】 柱・梁・桁・鴨居・敷居・土台・垂木
価値が低い、または失われた部位	【基準4】 歴史的建造物としての価値が低い、あるいは失われた部位で、保存部分と調和するよう意匠上の配慮を要するもの	【雨樋】 【建具】 腰付障子 (紙) 【照明器具】	【雨樋】 【建具】 腰付障子 (紙) 【照明器具】	【雨樋】 【建具】 腰付障子 (紙) 【照明器具】	【壁】 縦板張・下見板・漆喰等塗壁 【天井】 化粧野地板 【S32以降設置のコンクリート基礎】 【雨樋】 【建具】 ガラス窓 (枠・ガラス共) 舞良戸 (開き戸) 【照明器具】 【便器】
	【基準5】 価値を持たない部位で、防災・防犯機器等	【防災・防犯機器等】	【防災・防犯機器等】	【防災・防犯機器等】	【防災・防犯機器等】

## 第4節 現状変更の取扱方針および取扱基準

### (1) 現状変更に関わる総則

文化財保護法第125条の規定に基づき、新居関跡の特別史跡指定地内では「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為」（以下、現状変更等）を行う際は、文化庁長官の許可が必要となる。特別史跡指定地内においては、原則として保存・活用のための行為以外は許可しないが、インフラ設備や道路設備が存在していることから、これらの機能維持を目的とした現状変更等が不可避である。このような場合には、庁内外の関係部局や関係機関と協議し、地下遺構の保存や史跡景観との調和を徹底するよう求めている。

### (2) 区域ごとの現状変更等の許可基準

特別史跡指定地内における現状変更等を適切に取り扱うため、取扱基準について区域ごとに以下のとおり整理する（表6-5・表6-6）。なお、保存活用上必要な行為であっても、本質的価値をき損するおそれがある場合は、現状変更行為を許可しない。また、景観が変更される行為については、「新居関所周辺地区景観条例」に記載されている景観保護のための措置が十分に執られる場合のみ許可する（表6-7）。

表6-5-1 区域1に所在する構成要素の取扱基準

区域	区分	存在する構成要素	具体例	保存管理の方法
区域1	A 本質的価値を構成する 枢要の要素	現存する関所建物	面番所棟、書院棟、 下番勝手棟	第6章第3節で示した部分のうち、保存部分に該当する箇所については、保存のための行為以外は原則許可しない。保全部分に該当する箇所は、意匠上の配慮が十分にされている場合のみ、活用のための行為も許可する。  関所建物および地下遺構保護のための措置や、「新居関所周辺地区景観条例（以下、景観条例）」の規制の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
		関所機能時の建物の地下遺構	大御門、裏御門、 女改之長屋、船会所、 土蔵、上番勝手棟	保存のための行為以外は原則許可しない。
		関所機能時の地下遺構	北側樹形土塁、護岸、 渡船場、硬化地盤面、 通路 他	
		特別史跡指定地内の地下に包蔵されている遺物	—	発掘調査や植栽の地下調査は、遺構の保存を前提とし、必要最小限にとどめたくらうで許可する。
	B 本質的価値の理解を促進する要素 (調査に基づく復元建造物)	復元整備した関所附属施設	大御門、裏御門、 女改之長屋	保存・活用のための行為以外は原則許可しない。  復元整備は、発掘調査や文献調査の成果に基づいていることを前提に、整備委員会の承認を経た場合のみ許可する。
		復元整備した関所機能時の遺構	東護岸石垣、渡船場、 北側樹形土塁、北側護岸柵列 他	関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。

表 6-5-2 区域 1 に所在する構成要素の取扱基準

区域	区分	存在する構成要素	具体例	現状変更等の取扱基準
区域 1	C 史跡等の保存活用に資する要素	屋外展示物	面番所前高札、浮世絵板、宿高札、浦高札、石樋、荷物石	保存・活用のための行為以外は原則許可しない。
				特別史跡のガイダンスを行う工作物の新設や改修は、発掘調査や文献調査の成果に基づいていることを前提に、整備委員会の承認を経た場合のみ許可する。
		説明板・案内板	高札型説明看板、料金等受付看板、順路看板、VR用案内板	関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の規制の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
		史跡標柱	—	保存・活用のための行為以外は原則許可しない。
		水準点	—	関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
		構内舗装・仮舗装	—	保存・活用のための行為以外は原則許可しない。
				新設や改修、再整備を行う場合は整備委員会の承認を経た場合のみ許可する。
		地下遺構の平面表示	北側柵形土塁の西側延長部、南側柵形土塁	関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
				保存・活用のための行為以外は原則許可しない。 新設や改修、再整備は、発掘調査や文献調査の成果に基づいていることを前提に、整備委員会の承認を経た場合のみ許可する。
		新居関所史料館	—	保存・活用のために行う既存施設の修繕および改修、特別史跡指定地外への移設のみ許可する。
関所建物および地下遺構の保護や、景観条例の規制の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。				
防災・防犯設備	消火栓、防犯センサー、南側および東側柵列、北側管理通用口 他	保存・活用のための行為以外は原則許可しない。		
		関所建物や地下遺構の保護や、景観条例の規制の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られない場合は許可しない。		

表 6-5-3 区域 1 に所在する構成要素の取扱基準

区域	区分	存在する構成要素	具体例	現状変更等の取扱基準
区域 1	D その他の要素	インフラ設備	電柱、上下水道、ガス管、変圧器 他	特別史跡指定地内の安全管理や周辺住民の生活、公益上必要な設備に限り、新設や改修、撤去、移設を許可する。
		道路設備	車止め、歩道上ライト 他	関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
		石碑類	漂流の碑、歌碑、学制記念碑 他	新設は原則許可しない。 既存の石碑類は、修繕、撤去、特別史跡指定地外の移設を行う場合に限り、関所建物や地下遺構、周辺景観の保護のための措置が十分に執られる場合のみ許可する。
		構内設置物	コンクリート製柵、ライト、手水鉢 他	保存・活用のための行為以外は、原則許可しない。 既存の構内設置物は、改修、撤去、特別史跡指定地外への移設を行う場合に限り、関所建物や地下遺構、周辺景観の保護措置を十分に執ったうえで許可する。
		植栽	—	活用のための新規植栽は、関所建物や地下遺構、周辺景観の保護のための措置が十分に執られない場合は許可しない。 既存植栽は原則として維持管理および伐採のみ許可するが、移植に際して地下遺構に与える影響が全くないと判断される場合のみ、特別に移植を許可する。

表 6-6 区域 2 に所在する構成要素の取扱基準

区域	区分	存在する構成要素	具体例	現状変更等の取扱基準
区域 2	A 本質的価値を構成する 重要な要素	関所機能時の建物の地下遺構	大御門	保存のための行為以外は原則許可しない。
		関所機能時の地下遺構	南側榊形土塁、硬化地盤面、通路、榊形関連遺構 他	
		特別史跡指定地内に包蔵されている遺物	—	発掘調査や植栽の地下調査は、遺構の保存を前提とし、必要最小限にとどめたうえで許可する。
	B (調査に基づく復元建造物) 本質的価値の理解を促進する要素	復元整備した関所附属施設	大御門	保存・活用のための行為以外は原則許可しない。
				復元整備は、発掘調査や文献調査の成果に基づいていることを前提に、整備委員会の承認を経た場合のみ許可する。
				関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
	D その他の要素	インフラ設備	電柱・上下水道・ガス管 他	特別史跡指定地内の安全管理や周辺住民の生活、公益上必要な設備に限り、新設や改修、撤去、移設を許可する。
歩道・車道		—		
道路設備		信号機・車止め・歩道上ライト・道路舗装 他	関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。	

表 6-7 「新居関所周辺地区景観条例」における行為の制限

項目	基準
①高さ・階数	できるだけ2階以下とする。やむをえず3階とする場合は、その部分の町並みを十分考慮すること。
②屋根・庇	屋根、庇は、「歴史の香る関所のまち新居」にふさわしいものにする。
③デザイン・色彩	建物の外観は街並みに調和するように配慮し、「歴史の香る関所のまち新居」にふさわしいものにする。 色彩は、原色を避け、町並みに調和した色調とすること。
④前面空地	町並み及び前面の歩道と調和した仕上げとするよう努めること。
⑤設備器具	道路等から容易に望見できる部分に露出しないようにすること。
⑥垣・塀	伝統的な形式にならった和風のものとするよう努めること。
⑦建物付属広告物	デザイン、色彩、大きさ等は、街並みの景観に調和したものとする。 屋上の広告塔、窓面利用の広告、ネオンサイン類等はいずれも原則として認めない。

### (3) 現状変更等の行為の許可権者

特別史跡指定地における現状変更等については、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となるが、文化財保護法施行令第5条に規定される行為については、湖西市教育委員会（湖西市産業部文化観光課が補助執行）が事務処理を行う。（表 6-8）

表 6-8-1 現状変更等の許可権者一覧

種別	具体例	行為の内容	許可権者
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復元建造物（女改之長屋、船会所、土蔵）</li> <li>・新居関所史料館</li> </ul>	新築・改築・増築	文化庁
		除却（建築又は設置の日から50年を経過したもの）	文化庁
		除却（建築又は設置の日から50年を経過していないもの）	湖西市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模建築物※（仮設プレハブ等）</li> </ul>	掘削、盛土、切土、その他土地の形状変更を伴わない新築・改築・増築	湖西市
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復元建造物（建築物に該当するもの以外）</li> <li>・石碑類、看板</li> <li>・コンクリート製柵ライト 他</li> </ul>	設置（掘削等、土地の形状変更を伴うもの）	文化庁
		設置（掘削等、土地の形状変更を伴わないもの）	湖西市
		改修・除却（設置の日から50年を経過したもの）	文化庁
		改修・除却（設置の日から50年を経過していないもの）	湖西市
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道</li> <li>・車道</li> </ul>	舗装・修繕（掘削、盛土、切土、その他土地の形状変更を伴うもの）	文化庁
		舗装・修繕（掘削、盛土、切土、その他土地の形状変更を伴わないもの）	湖西市
インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱及び電線</li> <li>・ガス管</li> <li>・上下水道管</li> <li>・排水溝 他</li> </ul>	新設	文化庁
		設置・改修・除却（改修に伴う掘削が既往の掘削範囲を超える場合）	文化庁
		設置・改修・除却（改修に伴う掘削が既往の掘削範囲を超えない場合）	湖西市

※小規模建築物とは、階数が2以下でかつ地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積は120㎡以下で、2年以内の期間を限って設置されるものをいう。

表 6-8-2 現状変更等の許可権者一覧

種別	具体例	行為の内容	許可権者
史跡の管理等	・文化財保護法第115条に規定する標識や説明板、境界標、囲い	設置・改修	湖西市
植栽	・クロマツやヒノキ等の構内植栽	大規模な伐採や土地の形状変更を伴う伐採	文化庁
		上記以外の伐採	湖西市
史跡の整備	—	土地の形状変更を伴う整備	文化庁
発掘調査等	—	史跡整備や学術調査のための発掘調査	文化庁
		史跡の保存のために必要な試験材料の採取	湖西市

#### (4) 現状変更許可等を要しない行為

文化財保護法第125条のただし書には、現状変更等の許可申請を要しない場合として、「維持の措置」、または「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」および「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」が挙げられている。また史跡の日常管理に関する行為についても、土地の形状変更や掘削がともなわない場合は現状変更等の許可申請を要しない行為として取り扱う。これらに該当する行為を以下に例示する。

ただし、これらの行為の実施に際しては、湖西市教育委員会や静岡県文化財課、文化庁との事前協議が必要となる場合がある。

##### 【維持の措置】

維持の措置の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第4条に、以下の3つが挙げられている。

- ① 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ② 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ③ 史跡等の一部がき損し、または衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

##### 【非常災害のために必要な応急措置を執る場合】

- ・ 台風接近時に行う関所建物の雨戸の打ち付け。
- ・ 地震や台風等の災害により関所建物が損傷・倒壊した場合に行う、シートや土嚢による損傷箇所の保護などの応急措置。
- ・ 倒壊した樹木や流出した土砂の除去、崩落や落下の危険がある部材の除去など。

##### 【保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微である場合】

保存に影響を及ぼす行為とは、主に特別史跡指定地外で行われ、かつ特別史跡指定地内にも影響が及ぶ行為のことを指す。これに該当する行為のうち特別史跡指定地内への影響が軽微である場合は、現状変更等の許可申請を要しない行為として取り扱う。

### 【史跡の日常管理に関する行為】

特別史跡指定地内の状態を一定に保つうえで必要不可欠な維持管理的行為や、特別史跡の普及や周知のために特別史跡指定地内で開催されるイベントにともなう仮設物の設置等のうち、土地の形状変更や掘削がともなわない行為は、史跡の日常管理に関する行為として取り扱い、現状変更の許可申請を要しないものとする。新居関跡における具体的な行為は表 6-9 のとおりである。

表 6-9 史跡の日常管理に関する行為の具体例

種 別	具体例	行 為	
建築物	復元建造物（女改之長屋、土蔵、船会所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損個所の部分的な修繕</li> <li>・防腐剤の塗布</li> <li>・同色による壁面の部分的な再塗装</li> </ul>	
	新居関所史料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気配線工事や扉の取替え</li> <li>・同色による壁面の部分的な再塗装</li> </ul>	
	現存する 関所建物	仮設物（関所役人の人形や刺又、説明パネル等）	・移動、修繕、釘を使用しない設置
		建具・内装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破れた障子・ふすまの張替え</li> <li>・緩んだ金具等の締め直し</li> <li>・傷んだ畳の取替え</li> <li>・見学者動線上のじゅうたんの据え直しや取替え</li> <li>・雨戸の開閉</li> </ul>
工作物	看板・石碑類・テント・ベンチ・仮設ステージ 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別史跡の普及や周知のために行うイベントの際の、テント、ベンチ、仮設ステージ等の工作物の一時的な設置</li> <li>・整備工事や管理作業を行う際の、三角コーンや立て看板等の設置</li> <li>・のぼり旗の設置</li> <li>・同色や同仕様による再塗装および修繕</li> </ul>	
	復元建造物（建築物に該当するもの以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損個所の部分的な修繕</li> <li>・防腐剤の塗布</li> <li>・同色による再塗装</li> </ul>	
植栽	クロマツやヒノキ等の構内植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈りや除草</li> <li>・構内植栽のせん定や薬剤散布</li> <li>・枯損枝のせん定</li> </ul>	
その他 日常的な 管理	復元遺構（渡船場・旧湖面）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧湖面内の草刈り</li> <li>・水面の藻や堆積した泥の清掃（大規模なしゅんせつ工事を除く）</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泥抜き等の側溝の清掃管理</li> <li>・特別史跡指定地内の日常清掃</li> <li>・地下遺構や舗装に影響を与えない、低速走行で振動等を抑えた、資材・機材運搬および作業車の乗り入れ</li> </ul>	

※ 表6-9に該当する行為であっても、足場やプレハブ等の仮設工作物を設置する際は文化財保護法第125条および文化財保護法施行令第5条に基づき、湖西市の現状変更許可を要する。

※ 表6-9に該当する行為であっても、土地の形状変更や掘削が伴う行為は文化庁長官の現状変更許可を要する。

### （5）き損届・復旧届

特別史跡の本質的価値を構成する関所建物や地下遺構、地下遺構と一体となった土地や史跡の保護に有用な要素等に何らかのき損が生じた場合には、文化財保護法第 33 条を準用する「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則」第 6 条に基づき、き損が発覚した日から 10 日以内に、文化庁長官に届け出なければならない。

また、これらのき損に対して、管理団体もしくは所有者が復旧を行う場合は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則」に基づき、復旧に着手する 30 日前までに文化庁長官にその旨を届け、当該復旧作業の終了後は文化庁長官へ遅滞なく終了の報告を行う必要がある。

## 第5節 追加指定および公有地化の方針

過去の調査や江戸期の絵図などから、新居関跡の地下遺構が特別史跡指定地南側の埋蔵文化財包蔵地内にも広がっていることが予想される。そのため、当該地では試掘・確認調査を継続的に実施し、地下遺構の状態把握に努める。また、地下遺構が確認された地点については、追加指定および公有地化の可否について検討していく。

一方で、当該地の大部分は民有地であり、住宅や店舗として長年利用されている。そのため試掘・確認調査は空き地となった地点を中心に、地権者の同意を得たうえで実施する。同様に追加指定および公有地化についても私権の制限に直結するため、地権者の同意を得ることができた場合に限り実施する。また、埋蔵文化財包蔵地内に居住する住民を対象とした周知活動や、追加指定についての意向確認を継続的に実施する。

なお、枳形の遺構が確認されている特別史跡指定地西側の市道部分については、市の都市整備部局と調整の上、追加指定を検討する。また、新居関所史料館第2駐車場の地下でも新居関所の地盤面を確認しているが、当該地は周辺店舗を利用する際の駐車場として地元住民や観光客に広く利用されており、周辺地域活性化の面で非常に重要である。そのため、当該地は現状維持を基本としつつ、新居関所史料館第2駐車場を別所へ移転した場合に追加指定を行う。

## 第6節 防 災

### (1) 防災体制

地震や火災等の災害に対する現行の防災体制は、平成30年(2018)に作成した「新居関跡・新居関所史料館避難計画」に定めている。その後、文化財行政担当課の組織改編にともなう名称変更を経ているため、現行の体制に即して計画内の防火・防災体制を以下のとおり見直す。なお、各係や各班には文化観光課職員を任命し、年度ごとに体制の見直しを行うとともに、関係者への防災体制の周知に取り組む。

#### a. 防火管理体制

常時の火災予防については、施設責任者は図6-4のとおり防火管理者の下に班長を決め、関所と史料館それぞれの火気管理にあたる。

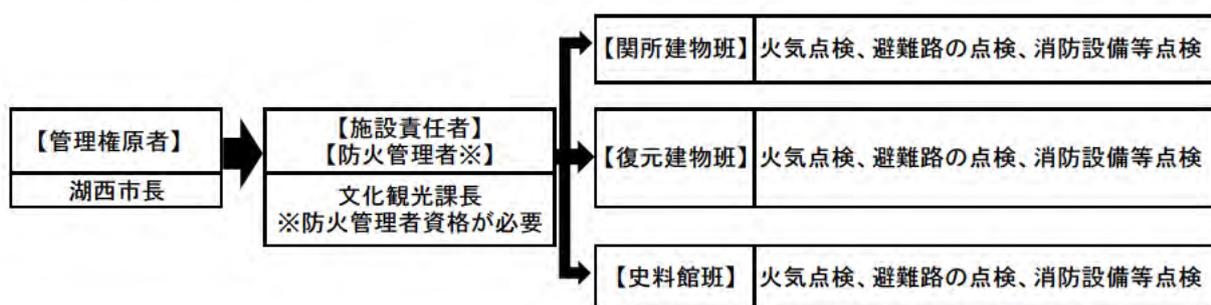


図6-4 防火管理体制

また、防火管理者は、火災予防および人命安全確保のため特に万全を期するように努力し、消防機関と以下の事柄についての連絡をはかる。

- ① 消防計画の提出
- ② 消防用設備等の点検結果の報告
- ③ 法令等の改正による諸手続の促進
- ④ 教育・訓練・指導の要請
- ⑤ その他、防火管理についての必要な事項

夜間（職員退館後）の防火管理については、自動火災報知設備の受信機から信号を受け、火災等の異常信号がある場合には、警備受託業者が連絡を受けるものとする。警備受託業者は、現場へ急行し状況を確認した後、新居関所史料館職員、消防署、文化観光課職員および湖西市役所へ異常発生の旨を連絡する。また、ただちに駆けつけた新居関所史料館職員または異変を察知した関所防火協力隊・泉町自主防災会は、施設内の消火栓や消火器を用いて消火活動を行う。

### b. 火災防ぎょ体制

火災、その他の事故発生時、特に人命の被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を図 6-5 のとおり定める。

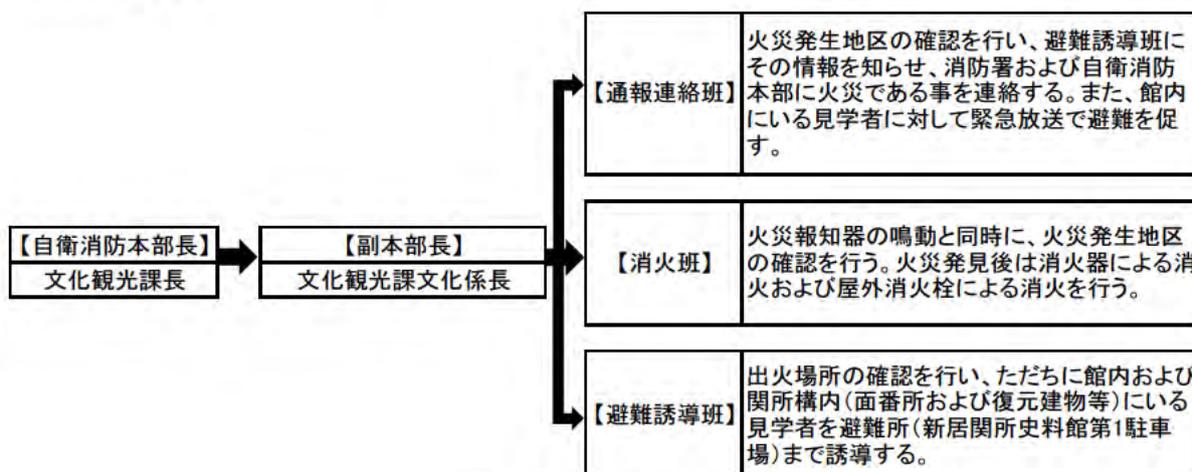


図 6-5 火災防ぎょ体制

### c. 地震防災体制

警戒宣言が発せられた際には、図 6-6 のとおり施設責任者の下に各係を配置し、特別史跡指定地内の警戒および見学者の避難誘導等にあたる。

夜間（職員退館後）に災害が発生した場合は、防火管理者の指示の下、新居関所史料館職員が現場に急行し、警戒宣言そのほかの情報を収集し、施設責任者へ連絡するとともに、消防用設備や建物内外の点検および火災の消火を行う。

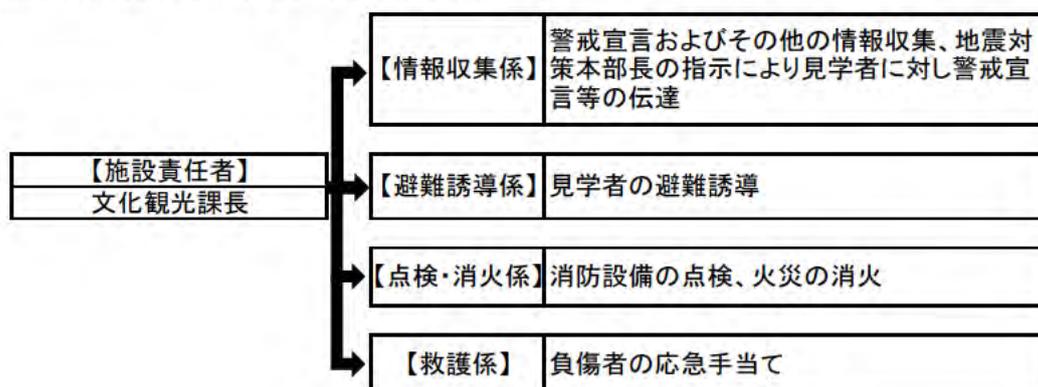


図 6-6 地震防災体制

なお今後発生が予想される南海トラフ地震の南海トラフ臨時情報（調査中、注意、警戒）が発出された際の対応について、将来的に消防計画を定める。

## (2) 建物の防災方法

### a. 平常時の対策

#### 【地震・津波】

関所建物の耐震予備診断を実施し、その結果に応じて耐震基礎診断や耐震専門診断を実施し、関所建物の状態把握を行う(図6-7)。また、耐震補強を実施する際は、強い地震が生じた場合にも人命に重大な影響を与えないことを目標とし、原則として本質的価値を損なわない範囲で必要な補強が可能な場合には補強工事を実施する。なお補強を行うことにより本質的な価値を失ってしまう等やむを得ない場合には、関所建物内の誘導體制を整備することで、見学者の安全を確保する。なお誘導體制の整備だけでは見学者の安全が確保できないと判断される場合には、立入りの制限等について検討する。

また、耐震診断の実施とあわせ、地震や津波による倒壊からの復旧を目的とした、建物構造や部材等に関する調査や資料の作成を行う。

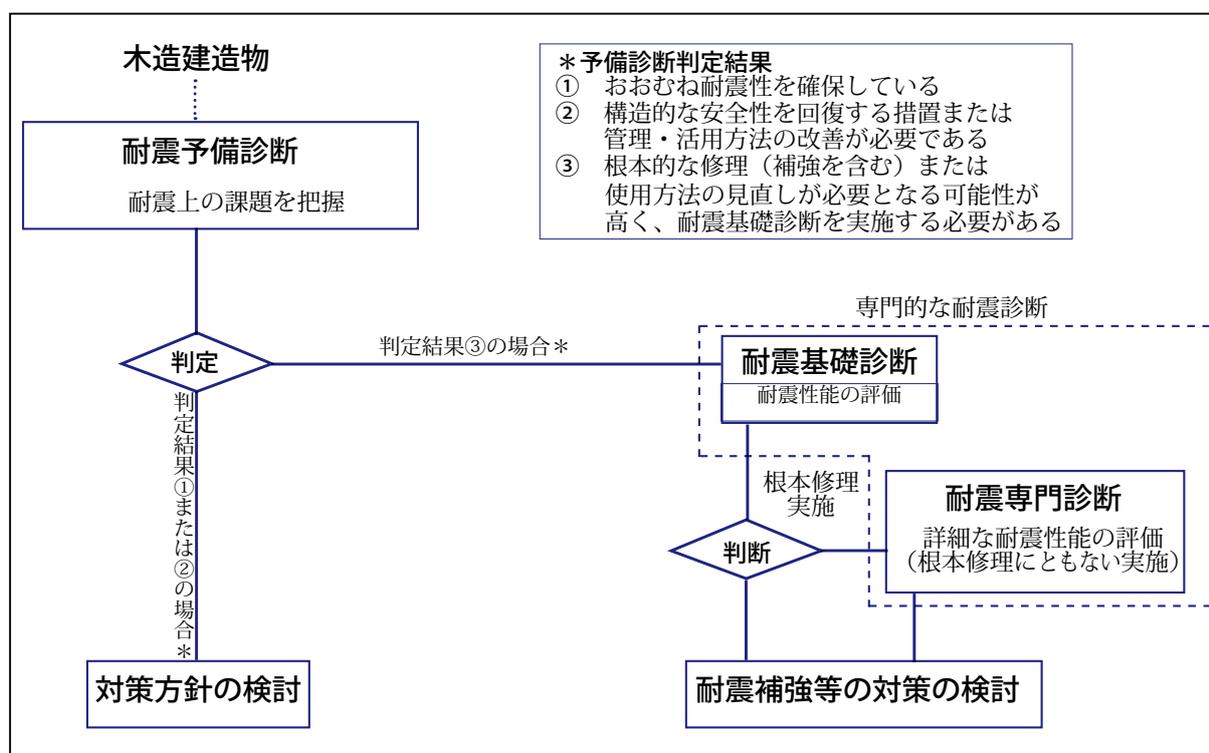


図 6-7 耐震診断の流れ

#### 【火災】

有料公開を行っている構内全体を防火管理区域とし、防火管理区域内では火気厳禁を徹底する。あわせて、日常的に建造物や周囲の可燃物の整理を行い、不要な可燃物の除去に努めるとともに、防災設備の点検や新設を進めることで、特別史跡指定地内からの出火や、周辺住宅地からの延焼に備える。

特別史跡指定地内の建築物・火気・電気・各施設等の管理・点検については次により実施する。

- ① 火気管理・避難路の点検：随時、職員（防火管理者）が実施する。
- ② 消防設備等の自主点検：随時、職員（防火管理者）が実施する。
- ③ 電気設備の点検：年2回、専門業者へ委託し実施する。
- ④ 関所防火協力隊の消火器管理：随時、職員（防火管理者）が実施する。

また、消防設備の点検整備については消防法に定める基準により実施し、点検および整備の結果については記録簿に残し、3年に1回消防長に報告する。なお、消防用設備の点検は専門業

者に委託し、防火管理者立会いの下に実施するものとする。これらの点検により、異常が確認された場合は速やかに必要な措置を講じる。

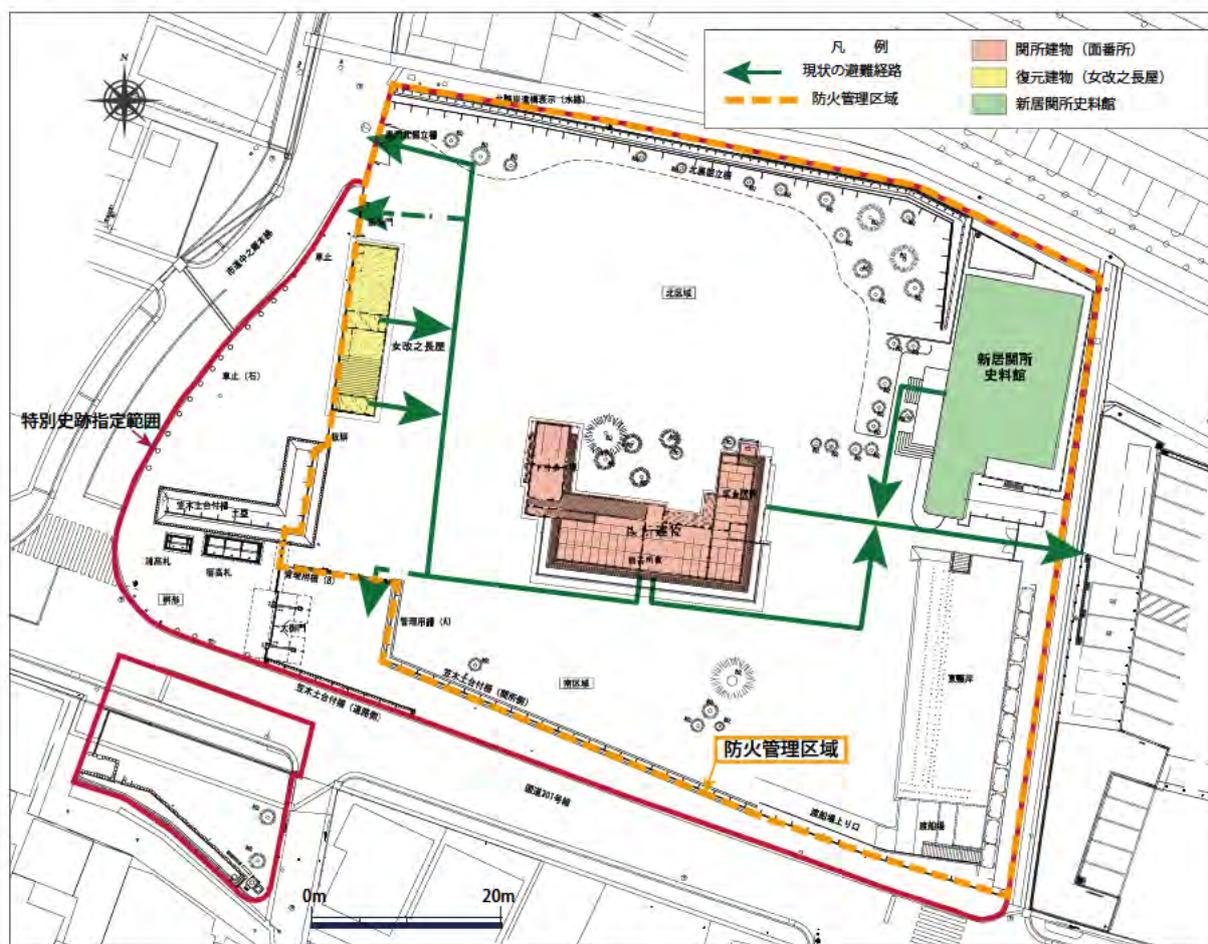


図 6-8 防火管理区域図

### 【気象災害】

関所建物や復元建造物の屋根材や外壁材の健全性や安全性に関わる調査を行い、必要に応じて適切な修理を行う。また、建物の構造強度については、耐震診断とともに耐風に関する構造調査を行い、必要と認められる場合には補強を検討する。構内の樹木は、強風時の倒木や枝の落下によるき損を防ぐため、定期的なせん定や枝打ち、枯損木の伐採を行う。

#### b. 災害発生時の対策

関所建物や復元建造物の被災後の応急措置は、支柱やワイヤー等による補強や、防水シートによる被災部の保護等の措置を執った後、文化庁や静岡県文化財課と適切な対応について協議する。

### (3) 地下遺構の防災方法

#### a. 平常時の対策

強風時の倒木による地下遺構がき損を未然に防止するため、必要に応じて枯損木の伐採を行う。

#### b. 災害発生時の対策

豪雨による舗装面の流失や、地震によるひび割れが生じた場合は、応急措置としてブルーシートや土のうによる被災部の保護を行った後、文化庁や静岡県文化財課と協議する。

## 第7章 活用

### 第1節 活用の方向性

新居関跡は全国で唯一主要な関所建物が現存する江戸幕府設置の関跡である。これは新居関跡の関所建物が廃関後に取り壊されることなく、学校や役場として使用され続けてきたためであり、廃関後から現在に至るまで新居地域のシンボルであり続けている。このことは旧新居町の町章が新居関跡の「関」の字を図案化したものであったことからもうかがうことができる。

地域の中で新居関跡がたどってきた上記の歴史や、第5章で掲出した基本方針を踏まえたうえで、新居関跡の活用の方向性を以下のとおり示す。

#### 活用の基本方針

新居関跡の魅力を積極的に発信するとともに、誰もが学び、享受することができる活用事業を展開することで、新居関跡の本質的価値を広く伝える。

#### 活用の方向性

- 本質的価値の保存を前提に、見学者に誤った認識を与えることがない適切な手法での公開・活用を行う。
- 誰もが本質的価値を理解することができる史跡とするため、特別史跡指定地内や新居関所史料館での活用事業を充実させる。
- 歴史教育の場としての環境を整えるとともに、教育機関への積極的な利用を働き掛ける。
- 地域全体の魅力向上に寄与するため、周辺の文化財や諸施設、地域住民のほか、関係する関跡や博物館と連携した活用事業を展開していく。
- 新居関跡を認知していない層への周知を図るため、既存の媒体や手法、視点にとらわれない広報活動を行う。
- 新居関所についての調査研究活動を促進させるため、新居関所に関する歴史資料の利用環境を整える。

## 第2節 活用の方法

### (1) 特別史跡指定地全体の活用

ARやVR等のデジタル技術を用いた活用や映像コンテンツ、体験イベント等を充実化させるとともに、新居関跡についての刊行物の作成に取り組み、現代ではイメージし難い江戸時代の関所機能や本質的価値についての理解を促す。

- ・新居関跡の本質的価値を見学者に対して視覚的に伝えるため、タブレット端末の増設や、スマートフォン用アプリの配信など、AR・VRをはじめとするデジタルコンテンツの更なる拡充を図る。
- ・新居宿史跡案内人の会と連携した関所改め劇の開催など、体験イベントの実施頻度の向上に取り組む。
- ・新居関跡の歴史性や本質的価値を広く伝えるための冊子の作成に取り組む。
- ・自由研究や、小学校での学習に利用可能な低学年向けのブックレットの作成に取り組む。

### (2) 個別要素の活用

復元建造物や地下遺構、関所建物の更なる活用に取り組むことで、新居関跡の本質的価値への理解を深める。

- ・新居宿史跡案内人の会の倉庫の移設と、書院棟便所の意匠整備を行い、書院、下番勝手と同心休息所を含めた建物全体の公開を図る。
- ・女改之長屋は講座やワークショップとしての活用を継続しつつ、江戸時代の建物の意匠や構造、地下遺構について紹介したキャプションや解説パネル等の増設・更新に取り組む。
- ・復元建造物や地下遺構についての講座や案内ツアー、専門家による講演会、ワークショップ等の活用事業を開催し、関所建物、地下遺構、復元建物および復元整備の価値理解につなげる。

### (3) 新居関所史料館での活用事業

見学者ニーズの把握に取り組むとともに、展示内容の改善やミュージアムグッズの販売を進め、来館者にとってより魅力的な新居関所史料館とする。

- ・見学者のニーズを把握するため、来館者アンケートを実施し、企画展の満足度や要望についての項目を設ける。また、アンケート結果を次回以降の企画展に反映し、見学者にとってより魅力的な内容にしていくことで、来館者数の増加を図る。
- ・江戸期の関所建物や現在の復元整備、発掘調査をテーマとした常設展や企画展を実施し、関所建物や地下遺構といった新居関跡の本質的価値と復元整備の必要性について来館者に伝える。
- ・常設展の展示替えに取り組むとともに難解な内容となっている現在のキャプションや解説パネルを、誰もが理解できる内容へと更新していく。同時に、視聴覚展示の充実にも取り組む。
- ・館内キャプションの多言語化や、大きく読みやすい文字の採用といった展示内容のユニバーサルデザイン化に取り組む。
- ・年間パスポートやキッズミュージアムパスポートの利用周知を行い、来館者数の向上やリピーターの確保につなげる。
- ・地元観光協会等の組織と連携し、来館者にとって魅力的なミュージアムグッズの開発や販売に取り組む。

#### (4) イベント面での活用

特別史跡指定地内外で開催されるイベントの際に積極的な普及啓発活動を行い、より多くの人に新居関跡の本質的価値を伝える。

- ・新居関跡の歴史性や本質的価値について周知するため、新居関所史料館の開館記念日や県民の日に実施する無料開放の際や、周辺でイベントが開催される際は、市が主体となって新居関跡に関する見学ツアー等のイベントの実施を検討する。
- ・イベント開催時には、見学者に対して積極的に文化財の区分についての説明を行い、特別史跡の価値について周知に努める。

#### (5) 教育分野での活用

学習プランやデジタル教材を整備し、学校教育の場として利用しやすい環境づくりに取り組む。

- ・学習プランを、より効果的かつ利用者のニーズをとらえた内容とするために、毎年利用状況や内容についての改善を行う。
- ・中学校や高等学校など、これまで学習プランのメインターゲットとしていなかった層を対象としたプランの創出に取り組む。
- ・児童が江戸時代の新居地域について総合的に理解できるように、新居関跡を学習テーマの核に据えるとともに、交通史や災害史、江戸時代の風俗習慣といった多様な学習テーマの発信に取り組む。
- ・大学との連携を推進し、学習プランにおける大学生の参画を図る。
- ・児童の年齢に応じたデジタル教材の開発に取り組むとともに、ウェブサイト等を用いて市内外の教育機関へ積極的に発信する。

#### (6) 周辺の文化財や施設と連携した活用

周辺の文化財や店舗、施設と連携し、地域全体の魅力向上を図り、新居宿内での周遊性を高める。

- ・新居関跡と新居宿、周辺の文化財や寺院等を相互に関連付けた歴史ストーリーの構築に取り組む。また、歴史ストーリーを基にした町歩きコースを考案し、パンフレットやウェブサイトでの周知に取り組む。
- ・新居関跡と新居宿の関わりについての理解を深めるため、新居宿旅籠紀伊国屋資料館と連携した企画展や、町歩きイベントを定期的で開催する。
- ・周辺飲食店との連絡体制を構築し、新居関跡のパンフレットの配架やポスターの掲示を依頼することで、駐車場利用者が新居関跡へ訪れるように促す。

#### (7) ユニークベニュー等における活用

ユニークベニューの会場としての利用を促すため、会場利用のルール等を定め、広く周知を図る。

- ・外部事業者が、ユニークベニューの会場として新居関跡を利用する際の利便性を向上させるとともに、開催許可についての事務処理を効率化させるため、利用する際のルールや注意事項、申請手続等を明文化し、ウェブサイト上での公開を図る。

## (8) 広報活動

既存の広報手法や広報媒体にとらわれない幅広い広報活動を行うことで、これまで新居関跡を認知していなかった層への周知を図る。

- ・動画配信サイトを用いた広報活動や、新居関跡に関する映像コンテンツの公開を行う。
- ・広告宣伝費を予算計上し、雑誌や電車、ウェブ媒体等を用いた能動的な広報活動を実施する。
- ・静岡県外の報道機関への情報発信を強化する。
- ・取材やロケーション撮影における新居関跡の利用方法を示したウェブページを新設する。
- ・全国で最初に史蹟指定された遺跡であることを周知し、新居関跡の付加価値を高める。
- ・新居関所史料館所蔵の浮世絵や鉄砲、刀剣等の史資料の他、館内で展示している人形など、新居関跡に関連する多様なコンテンツの発信に取り組む。

## (9) 関係する関所や博物館との連携

他の施設との連携体制を維持・構築することで、より効果的な活用事業の展開を図る。

- ・ポスター掲載やチラシの配架、公式 SNS などの広報活動を通じ、市外の施設との連携を図る。
- ・他市の博物館や、史料館を有する他の関跡と連携した巡回展やイベントの実施について検討する。

## (10) 新居関跡関係史資料および調査・研究成果の活用

資料へのアクセス環境を向上させるとともに、これまでの調査・研究成果を活かした活用を行う。

- ・資料の利用方法や申請書式等を市のウェブサイト公開し、利用者の利便性向上を図る。
- ・史料の収集や調査研究活動に継続的に取り組み、得られた成果については企画展やパネル展示、刊行物等での公開を図る。
- ・新居関跡関係資料の研究活用を促進するため、データベースの作成・公開に取り組む。



# 第8章 整備

## 第1節 整備の方向性

新居関跡では、これまで大御門、女改之長屋等の一連の復元整備事業を継続して実施しており、徐々に江戸時代の関所機能時と同様の景観を取り戻しつつある。また、防犯センサーや消火栓等の防災・防犯設備も必要に応じて設置・更新がなされてきた。

一方で、復元整備事業の大幅な延長により、土蔵・船会所といった一部施設の復元整備が未実施となっている。あわせて、これまでに整備を行った諸施設についても、設備の劣化にともなう再整備や機器更新の必要性等の課題が生じている。

新居関跡の整備における上記の課題や、第5章で掲げた基本方針を踏まえたうえで、新居関跡の整備の方向性を以下のとおり示す。

なお、本章ではおおむね『新居関跡保存整備基本計画報告書』の内容に準拠した整備の方法を示していく。ただし、この基本計画は作成後20年以上が経過しており、記載の内容が現状に即していない点が多くあるため、本計画で内容の修正を行う（詳細は第8章第3節に記載する）。

### 整備の基本方針

本質的価値の確実な保存を前提としたうえで、江戸期の関所空間を視覚的に伝えるための復元整備や効果的な活用事業を推進するための構内整備に取り組む。

### 整備の方向性

- 現存する関所建物を中心に、江戸期の関所空間を再現するための復元整備に取り組む。
- 本質的価値を構成する諸要素を後世に確実に継承することを目指し、保存のための整備を計画的に実施する。
- 新居関跡の歴史に触れ、親しむことができる場を見学者に提供し、本質的価値の理解へとつなげるため、活用施設の整備に取り組む。
- 現状の新居関所史料館の長寿命化に取り組むとともに、特別史跡にとってより適切な公開・活用施設とするための特別史跡指定地外への移設を図る。

## 第2節 整備の方法

### (1) 特別史跡指定地全体の整備方法

視覚的に新居関所の機能を伝えるための復元整備を推進するとともに、ランニングコスト等を考慮した整備事業を実施していく。

- ・江戸時代の新居関所の全体像を視覚的に示すとともに、見学動線を明瞭化するために、特別史跡指定地内の船会所や土蔵の復元整備、関所建物東西の板塀と柵や路次口の整備、上番勝手

棟や井戸等の平面表示の整備、および『今切関所平面図』に記されている関所飾り（三つ道具建、長柄建、水溜）等の整備に取り組む。

- ・下番勝手棟北側と船会所東側に附属する便所は史資料の調査を進め、将来的に整備の可否や整備方法の検討を行い、方針を決定する。
- ・復元整備に際して、クラウドファンディング等の多様な手法による財源確保に努める。
- ・特別史跡指定地内で復元整備や構内設備の新設を実施する際は、現在新居関跡構内で生じている着色防腐剤の色落ちやシロアリへの対策を施した方法で行う。

## (2) 保存のための整備方法

新居関跡の本質的価値を後世へ確実に継承するため、き損につながる要素の排除や、防災・防犯設備等の適切な設置・更新に取り組む。

### 【防災設備・防犯設備・電気設備】

- ・老朽化が著しい関所建物内の自動火災報知設備の更新を行う。また、漏電による失火が危惧される電灯・コンセント等の老朽化した電気設備の更新や撤去を進める。
- ・関所建物内の故意のき損を抑止するため、防犯カメラ等の防犯設備の拡充に取り組む。
- ・船会所や土蔵、板塀や柵、路地口の復元整備後は、既存の防犯設備網のみでは死角が生じるため、新たに赤外線侵入センサーの増設や監視カメラの増設を行う。

### 【植栽】

- ・地下遺構や関所建物保護の観点から、根巻き等の対策措置が施されていない植栽については、原則として伐採を進める（図 8-1）。建物南側の大松については、長期間にわたり新居関跡および周辺地域のシンボルとして愛されてきたことから、枯損や倒木への対策を十分に施したうえで現状維持し、枯死した場合には伐採する。
- ・枯損等のやむを得ない事情で伐採を行った特別史跡指定地内の樹木のうち、北側護岸付近のクロマツなど、復元整備事業の一環として植栽した樹木に限り、同じ箇所に植栽し直すことを検討する。

### 【境界標・史跡標柱】

- ・特別史跡の外周に境界標を設置する。また、現在大御門東側に設置している史跡標柱は、船会所と板塀の復元整備完了後に、移設や増設を検討する。なお、設置場所は、整備委員会の指導・助言を得たうえで決定する。

## (3) 活用のための整備方法

新居関跡の歴史や本質的価値の理解につなげるための活用施設の整備、および誰もが快適に特別史跡の見学を行うことができるようにするための構内環境整備に取り組む。

### 【関所建物】

- ・書院棟便所を江戸時代の意匠へと整備することで、関所建物全体の一般公開へとつなげる。

### 【構内舗装】

- ・船会所および土蔵の復元整備完了後、仮舗装箇所の地盤整備を行う。ただし本格整備までは、車椅子での通行が困難な場所には、ラバーマットの設置等の暫定的な措置をとる。
- ・関所建物南側の礫敷舗装や渡船場付近の土系舗装は、現状の草刈りや塩化カルシウム散布等の維持管理を継続する。また、渡船場周辺や関所建物前の舗装は、今後更なる老朽化が進行し、見学者の安全や地下遺構の保存に悪影響を及ぼすおそれが生じた場合に再整備を検討する。

- ・地形の改変をとまなう整備工事等を実施する際は、関所建物を中心として周囲へ雨水が排出される排水体系となるように留意する。また、排水不良が生じている土蔵周辺は地形整備を行う。

#### 【地下遺構の平面表示】

- ・船会所と土蔵の復元整備が完了するまでの期間、建物範囲等を示した簡易的な平面表示を整備する。
- ・関所建物北側の植栽や設置物を撤去したうえで、上番勝手棟の平面表示を行う。
- ・過去に整備した南側柵形広場の柵列、および北側柵形広場の土塁延長部分の平面表示については、説明看板を設置する。ただし、交通の妨げになるなどの理由により説明看板の設置が難しい場合は、パンフレット等の刊行物による解説を行う。

#### 【説明板・案内板】

- ・設置する説明板や案内板は全体でデザインや色調を統一させ、調和のとれたものにする。
- ・今後新規で設置する説明板や案内板は、多言語表記を行うとともに、既存の日本語表記のみものは、二次元コードを利用した多言語表記化を進める。
- ・見学順路を示した案内板は、構内の復元整備が完了し見学順路が定まった後に、板塀や船会所に設置する。

#### 【屋外展示物・石碑類・設置物】

- ・現在、新居関跡の特別史跡指定地内にある屋外展示物や石碑類のうち、見学動線および構内景観の妨げとなっているものや、特別史跡を理解するうえで適した場所に位置していないものは、特別史跡指定地外や、特別史跡指定地内の展示に適した場所へ移設する。
- ・コンクリート製ライトや手水鉢等、動線の妨げとなっている設置物の撤去を進める。

### (4) 新居関所史料館の整備

既存施設の長寿命化に取り組むとともに、特別史跡指定地外への移設を図る。

#### 【展示施設】

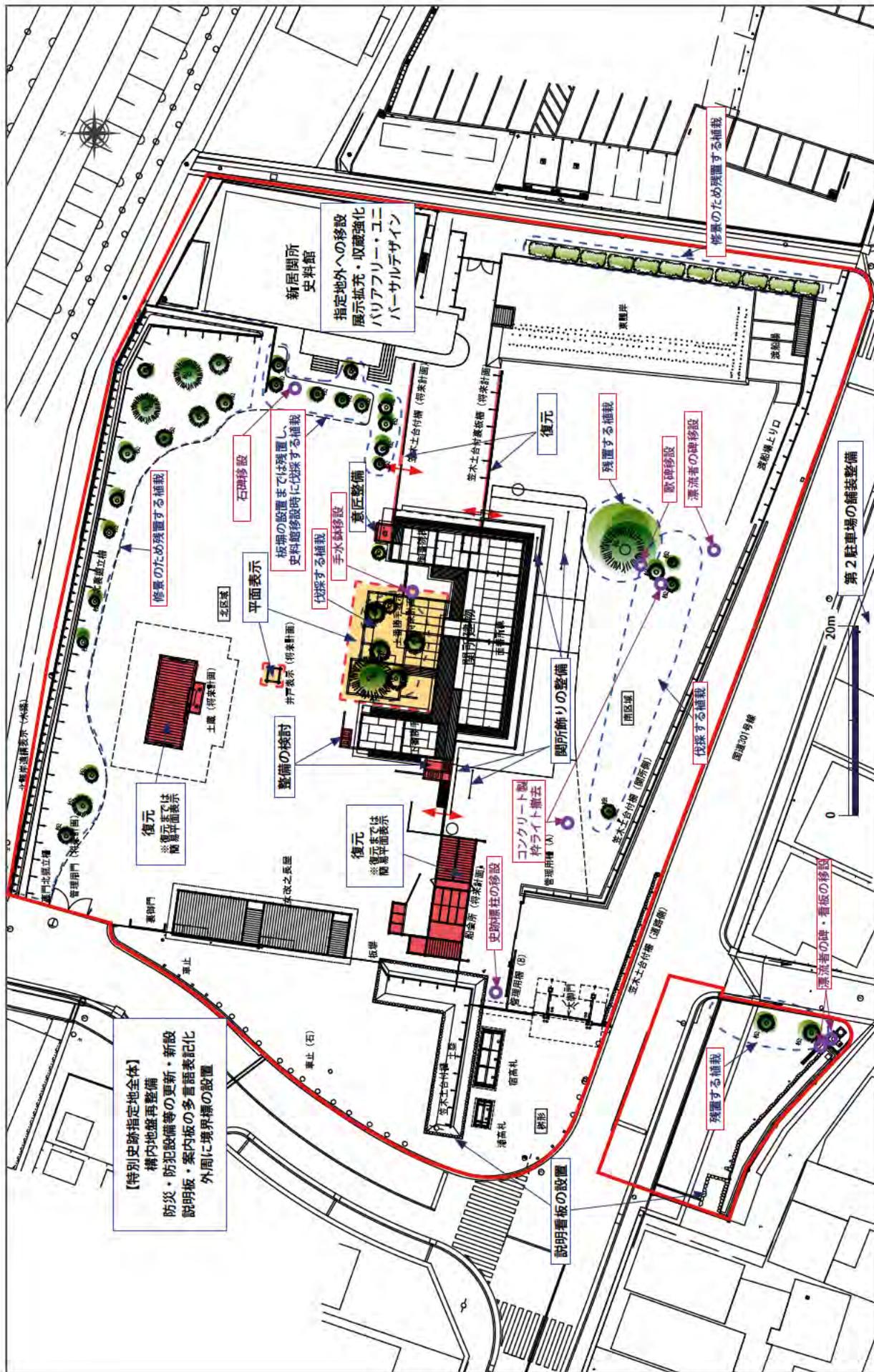
- ・新居関所史料館の移設が完了するまで、現状の施設の修繕やシロアリ対策を実施し、長寿命化を図る。

#### 【特別史跡指定地外への移設】

- ・特別史跡指定地外への移設条件が整った場合は、個別の移設計画を作成のうえ、特別史跡指定地外へ移設する。
- ・移設する際は展示設備の拡充や、収蔵・展示機能の強化を行う。また、誰もが見学することができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入を進める。

#### 【駐車場】

- ・碎石敷による舗装のみの新居関所史料館第2駐車場については舗装整備を検討する。なお、整備を実施する場合は周辺の町並みと調和した仕上がりとなるように留意する。



【特別史跡指定地全体】  
 構内地盤再整備  
 防災・防犯設備等の更新・新設  
 説明板・案内板の多言語表記化  
 外周に境界標の設置

第2駐車場の舗装整備

図 8-1 整備計画図

### 第3節 既存計画の見直し

#### (1) 保存整備基本計画の見直し

本計画で示した整備の方向性や手法は、おおむね基本計画の内容に準拠、もしくは当時記載のなかった事項を追記する形で示している。一方で基本計画の策定から既に20年以上が経過しており、現在の状況に即していない記載事項も多いため、内容の一部見直しを行う。(表8-1)

表8-1-1 計画変更点見直し表

見直し要素		基本計画での記載内容と掲載頁		本計画での見直し後の内容
基本方針	機能配置計画	関所への入口の一つとして船着（渡船場）側を当てる。	19ページ	船会所に券売機能を持たせるため、復元整備後は大御門側を入口とする。
	展示解説	新居関所に関する展示は、構内での機能表現と遺跡に関するガイダンスを行い、史料館では実物資料や絵図等を中心に新居関所と宿をテーマとした展示を行う。	20ページ	新居関所史料館の移転後は、特別史跡の価値を伝えるため特別史跡のガイダンス施設としての設備や、収蔵および展示機能を強化する。
建造物	勝手・御用達場等（上番勝手棟）	勝手・御用達場（上番勝手棟）は、発掘調査によって礎石等遺構を確認し立体表示を行うことを基本とするが、今後の調査から古写真等の史料より建物が明らかとなった場合、復元展示を目指し再度検討を行う。	20・23・27ページ	現在の関所建物の意匠を尊重するとともに、復元整備を行うことにより関所建物に悪影響を及ぼすおそれがあるため、上番勝手棟の復元整備は実施せず、平面表示を整備することで往時の位置や規模を表現する。
	女改之長屋	女改之長屋は立体表示を行うことを基本とするが、今後の調査から当建物の姿が明らかとなった場合、復元展示を目指し再度検討を行う。	20ページ	同様の施設が2室あるため、一室を復元整備や特別史跡のガイダンスを行う部屋、一室をワークショップや講座を開催する際の座学室として用いる。（令和2年復元整備完了）
公開・活用施設としての表現	船会所	ガイダンス機能を位置づけ、外観上の修景を図る。また、新居町の会所として町民と町民、または町民と来訪者を結ぶコミュニティー機能を持たせる。	20・34ページ	平成21年(2009)近隣にコミュニティ施設である小松楼まちづくり交流館が開館したため、船会所には、券売所、新居宿史跡案内人の会の控室、および周辺地域の観光や新居宿に残る町割、旧家等を紹介するガイダンス施設の機能を持たせる（基本設計に記載）。
	土蔵	土蔵をポンプ室と防火用品等の倉庫として整備を行い、面番所等の建造物と、来訪者の安全を図る。	20・35ページ	令和2年度に消火栓が水道管直結方式となったため、消防用ポンプ室は設置しない。かつての「船着きの関所」としてのイメージや、関所建物での通行改めの疑似体験、また新居関跡に関する歴史的情報等を理解できる映像展示を行う（基本設計に記載）。

表 8-1-2 計画変更点見直し表

見直し要素		基本計画での記載内容と掲載頁	本計画での見直し後の内容
その他	常夜灯・高札	新居関所の特徴を表現するうえで不可欠なものであり、資料や発掘調査より形と位置を検討し、表示を行うものとする。	20・36ページ 常夜灯は上部構造や設置箇所についての一次資料が十分にそろった場合に整備を行う。(『特別史跡新居関跡保存整備事業報告書Ⅰ』71頁参照)
			関所建物南側の高札を当面の間現状維持することで対応する。
便益・管理施設計画	休憩施設	史料館内に設け、また関所構内にも休憩とともに、地域と来訪者の交流の場となるよう船会所に同様の機能を持たせる。	46ページ 新居関所史料館第1駐車場に設置した四阿と、新居関所史料館に設置したベンチを休憩所として利用する。
	防災施設	土蔵を消防用ポンプ室および整備施設の運営に関わる備品等の収納・管理施設とする。	46ページ 令和2年度に消火栓が水道管直結方式となったため、消防用ポンプ室は設置しない。
			かつての「船着きの関所」としてのイメージや関所建物での通行改めの疑似体験、また新居関跡に関する歴史的情報等を理解できる映像展示を行う(基本設計に記載)。
	券売所	展示場効果的な動線を確保するため、渡船場周辺と船会所に設ける。	46ページ 新居関所史料館にある券売機能を船会所に持たせる。将来的に動線が決定した際に再検討する。
	照明	防犯上と管理上の理由から、夜間の照明を行う。その際、景観に対する配慮から高いポール形のものなどは避ける。また、面番所に行われているライトアップは引き続き行い、護岸等の新たに整備される場所やイベント時等に利用される照明計画も行う。	47ページ 常時ライトアップを行うのは大御門や高札場、歩道上のみとする。
かつて関所建物のライトアップを行う際に使用していた2基のコンクリート製柱ライトは撤去する。			
駐車場	整備が進むにつれ増加が見込まれる来訪者のため、新たな駐車空間の確保を進める。	47ページ 新たな駐車空間の確保を進めるとともに、令和3年度に設置した新居関所史料館第2駐車場の整備を行う。	

## (2) 段階的整備計画の見直し

保存整備基本計画内で示した特別史跡指定地内外の事業計画ステップ（図 1-3）についても、整備事業の長期化や、大御門および枳形整備を前倒して実施したため、当初の計画と現状に変更が生じている。そのため、本計画では現在の整備状況に合わせ修正を行い、新しい段階的整備計画を示す。（表 8-2、図 8-2）

### a. ステージ 1

ステージ 1 は基本計画の STEP 1 に該当する。平成 10 年に既に整備を完了している。

### b. ステージ 2

ステージ 2 は基本計画の STEP 2 に、STEP 3 で位置づけていた枳形広場の整備と新居関所史料館の移転を追加したものである。

枳形広場の整備が道路事業との兼ね合いから構内の復元整備より先に完了したことや、新居関所史料館の老朽化が著しいことを考慮し、整備基本計画から一部組み替えた。

### c. ステージ 3

ステージ 3 は、基本計画の STEP 3 の一部である新居関所史料館移転後の跡地（東護岸北側）の整備が該当する。

跡地整備の具体的な方法は、地下遺構の復元整備を行い東護岸を延長する案と、東護岸の地下遺構を平面表示で示す案の二とおりが考えられる。前者は、基本計画で示している案であり、江戸時代の関所空間がより正確に再現されるため、本質的価値の理解につながりやすいというメリットがある一方で、整備に多額の費用を要するというデメリットがある。後者は比較的安価で整備でき、イベント開催時に広場としての活用ができるというメリットがある一方で、江戸時代の護岸や旧湖面の全体像が視覚的に伝わりづらいというデメリットがある。

以上のとおり、両案ともにメリット・デメリットが存在している。また新居関跡を取り巻く社会的環境や地域のニーズは年ごとに変化しているため、将来、上記の案よりも適した整備方法が考案される可能性もある。したがって、本計画では整備案を示すにとどめ、整備実施の目途が立った段階で最終決定を行うこととする。

### d. ステージ 4

ステージ 4 は、基本計画に記載のない事業計画であり、現在の埋蔵文化財包蔵地の内容把握とそれに基づいた追加指定および整備が該当する。今後、追加指定と公有地化が進展し、まとまった用地が得られた場合に、平面表示や説明板等を備えた史跡公園としての整備を検討する。

ただし本計画策定時点では当該地の大半を民有地が占めており、追加指定および公有地化には所有者の同意を必要とするため、用地確保にかなりの時間を要することが予想される。

したがって、追加指定と公有地化が進展した段階で整備の可否や内容について再検討を行うこととする。

表 8-2 段階的整備計画 (見直し後)

段 階	実施内容	達成状況
【ステージ1】 渡船場・護岸の整備	東護岸、渡船場、湖面を整備し、江戸期の立地を表現する。	達成
【ステージ2】 特別史跡指定地内外の 総合的整備	女改之長屋・裏御門の復元整備や土塁・柵列の整備を通し、構内・構外を区画する。	達成
	大御門の復元整備や高札場や柵列の整備により、櫛形の表現を行う。	達成
	船会所の復元整備や板塀の整備により構内を南北に区画することで、動線を明確化する。	未達成
	土蔵の復元整備や上番勝手棟、井戸等の平面表示を行うことで、展示・解説機能の拡充を図る。	未達成
	構内全域の舗装整備を行い、見学者の利便性向上を図る。	一部未達成
	新居関所史料館の特別史跡指定地外への移設とガイダンス機能の拡充を図る。	未達成
【ステージ3】 新居関所史料館跡地の 整備	新居関所史料館の移設完了後に、跡地の整備を行う。	未達成
【ステージ4】 追加指定地の公有地化 および整備	現在の特別史跡南側の追加指定および公有地化に取り組む。	未達成
	公有地化の進展によりまとまった用地が確保できた段階で、平面表示や説明板等を備えた史跡公園としての整備を検討する。	



図 8-2 段階的整備計画図

# 第9章 運営体制

## 第1節 運営体制整備の方向性

新居関跡の運営に関する種々の業務は、管理団体である湖西市産業部文化観光課が主体となって実施している一方、職員数の減少にともない、近年は新居宿史跡案内人の会やシルバー人材センターに依存する部分が次第に増加している。また、特別史跡指定地内には国有地のほか、湖西市の都市整備部局や環境部局が管理する設備が混在しているため、特別史跡指定地内で何らかの事業を実施する場合は、これらの関係機関と相互に調整を図ることが重要である。

上記の新居関跡の現状や、第5章で掲出した基本方針を踏まえたうえで、新居関跡の運営体制の方向性を以下のとおり示す。

### 運営体制の基本方針

保存活用を担う人材の確保・育成に取り組むとともに、関係する組織や地域住民との連携を強め、効果的な運営体制の構築を目指す。

### 運営体制の方向性

- 庁内の関係部署や委員会、関係機関と連携しながら、適切な保存活用に取り組む。
- 多様な組織との連携体制を構築し、協働での保存活用の実施を図る。

## 第2節 運営体制整備の方法

### (1) 計画の実施体制

人材の確保・育成や庁内の連携体制の構築に取り組み、適切な保存活用の実施に努める。

- ・湖西市の人事部局と連携を取りながら、学芸業務を専門的に行う新居関所史料館の常駐職員や、文化財の専門的知識を有する人材の確保と育成を図る。
- ・本計画の内容について全庁的に周知を図るとともに、都市整備部や環境部、教育委員会等の関係部署との連携強化を図る。

### (2) 関係機関等との連携

関係機関との連携を強化するとともに、周辺住民や地元組織との連携体制を構築することで、市民協働での保存活用の実施を図る。

- ・国道301号の管理を行う浜松土木事務所との連絡調整を緊密に行い、道路工事を実施する際や歩道上の工作物に変更を加える際には、事前協議を行う。
- ・新居宿史跡案内人の会の新規会員募集や人材育成に関する補助金交付を継続するとともに、広

報活動や研修の開催等、組織運営や後継者育成の面で積極的に協力していく。

- 適切な保存活用事業を実施していくため、文化庁や静岡県文化財課との情報共有を積極的に行い、必要に応じて指導・助言を求めていく。
- 調査研究成果や特別史跡の保存活用について、整備委員会や運営委員会で積極的に共有し、委員による指導・助言を新居関跡関連事業へと反映していく。
- 市民と協働での保存活用を推進していくため、新居まちネットなどの地元組織や周辺住民を対象とした意見交換会や説明会を定期的を開催し、協力体制を構築する。
- 地元観光協会や商工会と連携し、より効果的な事業実施に努める。

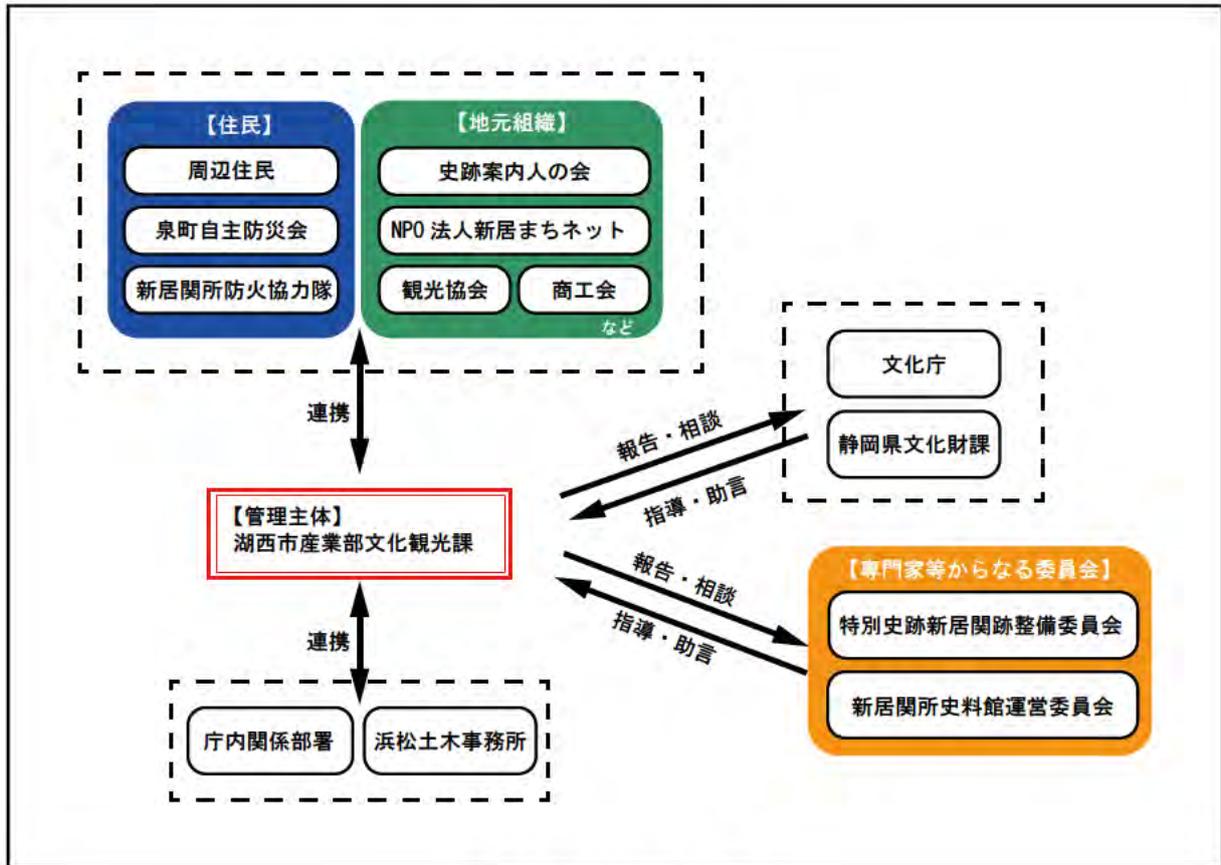


図 9-1 運営体制概略図

# 第 10 章 実施計画

## 第 1 節 施策の実施計画

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 16 年度末までの 11 年間とし、令和 6 年度から同 10 年度までを短期、令和 11 年度から同 16 年度までを中期、令和 17 年度以降を長期（第 2 次計画期間）とする。そのうえで、本計画における主要な施策の実施時期を示したものが表 10-1 である。

本計画の見直しについては、上位計画である第 6 次湖西市総合計画の計画期間が令和 15 年度までであり、総合計画の見直し内容を次期計画に十分に反映させる必要があるため、第 6 次総合計画最終年度の 1 年後である令和 16 年度に実施し、その後は湖西市の総合計画の改訂の翌年度に本計画の見直しを行ったうえで、第 2 次計画として継続して実施していく。

表 10-1-1 施策の実施計画表

凡例 ● : 事業着手時期 → : 事業期間 ○ → : 着手時期や期間、実施の有無が未定の事業

項 目		短期 令和 6～10 年度	中期 令和 11～16 年度	長期（第 2 次計画） 令和 17 年度～		
計画策定		短期事業の見直し (R10) ● →	次期計画策定準備 (R16) ● →			
保存管理	日常管理	建物・植栽点検、現状変更取扱基準の徹底、き損や災害への対応 等 ● →				
	埋蔵文化財包蔵地の調査	開発予定地や空き地となった箇所を中心に実施 ● →				
	追加指定および公有地化			所有者の合意の下実施 ○ →		
	耐震診断		耐震予備診断 ● → ○ →	耐震基礎診断 ○ →	耐震専門診断 ○ →	診断結果に応じ、耐震補強を実施 ○ →
	建物構造や部材等の調査		耐震診断や耐震補強、解体修理に合わせて実施 ○ →			
活用	特別史跡全体	ブックレット作成 ● →	デジタルコンテンツ 拡充 ● →	体験イベント 拡充 ● →		
	関所建物の活用			書院便所の意匠整備 関所建物の全面公開 ※1 ○ →		
	新居関所史料館の活用	ミュージアムグッズの開発 ● →			視聴覚展示の充実化 キャプション等の更新 ※2 ○ →	
	イベント時の活用	見学ツアー等の実施計画・準備 ● →	イベントの実施 ● →			
	教育分野の活用		デジタル教材の開発 ● →	高校・大学との連携 ● →		
	周辺文化財の活用		歴史ストーリーやまち歩きルートの考案 ストーリーの周知、イベントの実施 ● →			
	ユニークペニュー	使用ルールやウェブページの作成 ● →				

表 10-1-2 施策の実施計画表

項目		短期 令和6～10年度	中期 令和11～16年度	長期（第2次計画） 令和17年度～	
活用	広報活動	取材等のウェブページ作成 → 他県への情報発信	映像コンテンツの作成・発信 → 広告宣伝費の予算計上		
	調査・研究成果の活用	資料利用のウェブページ作成		データベースの作成	
整備	関所建物の防災・電気設備の撤去・更新		事前調査実施計画 → 工事		
	関所建物の防犯設備の新設		事前調査実施計画 → 工事		
	保存のための施設		境界標の設置		
	植栽整備			根巻きの有無の調査・伐採	
	構内舗装	車椅子での通行困難箇所の解消		構内全域の地盤整備および土蔵周辺の地盤整備 ※3	
	平面表示	説明板の設置パンフレット作成	船会所・土蔵の簡易的な平面表示		
	屋外展示物・石碑類・設置物		移設・撤去		
	関所史料館		第2駐車場の舗装整備		
	段階的整備	【ステージ2】上番勝手棟の平面表示		上番勝手棟の平面表示	
		【ステージ2】新居関所史料館の移設			特別史跡指定地外への移設計画・実施設計 工事
		【ステージ2】土蔵・船会所・板塀等の復元整備			調査 実施設計 → 整備工事
		【ステージ3】新居関所史料館の跡地整備			整備方法の検討※2
	【ステージ4】埋蔵文化財包蔵地の整備			整備方法の検討※4	
運営体制	計画の実施体制	職員の育成、文化庁・県文化財課や庁内関係部署との連携、整備・運営委員会の実施			
	地元組織との連携	観光協会 商工会との連携	地元組織や周辺住民との連携		

※1 船会所の復元整備後に実施

※2 新居関所史料館の移設にあわせて実施

※3 構内舗装の劣化状態に応じて実施

※4 追加指定・公有地化の進展状況に応じて実施

## 第2節 経過観察

経過観察は、短期の最終年度である令和10年度および中期の最終年度である令和16年度に実施する。経過観察の実施は湖西市文化観光課が主体となり、下表に示す点検項目に沿って行う。評価は優・良・可・未実施の4段階で実施する。観察結果と評価理由は整備委員会や運営委員会等へ報告し、指導・助言を得たうえで計画へ反映していく。

表 10-2-1 点検項目

区分	項目	観察実施時期	
		短期完了時	中期完了時
計画全体	総合計画に位置づけられているか。		○
	実施計画に基づく活動ができているか。	○	○
保存管理	特別史跡の適切な維持管理を実施しているか。	○	○
	関所建物の適切な維持管理を行っているか。	○	○
	現状変更等の取扱基準は適切に運用されているか。	○	○
	発掘調査の進展はあったか。	○	○
	埋蔵文化財包蔵地の周知を行ったか。	○	○
	防災・防犯体制は適切に維持できているか。	○	○
	耐震診断などの災害対策は進んでいるか。		○
活用	来館者数は向上したか。	○	○
	冊子やブックレットを刊行したか。	○	
	AR・VRコンテンツや体験イベントの拡充を行ったか。		○
	ミュージアムグッズの開発を行ったか。	○	
	関所史料館の企画展を効果的に実施しているか。	○	○
	見学ツアーやイベントを実施しているか。	○	○
	デジタル教材の作成・周知を行ったか。		○
	学習プランの見直しや多様な学習テーマの発信は効果的に実施しているか。	○	○
	大学と連携は十分に図れているか。		○
	歴史ストーリーの構築や周知、歴史ストーリーに基づく町歩きイベントを継続して実施しているか。		○

表 10-2-2 点検項目

区分	項目	観察実施時期	
		短期完了時	中期完了時
活用	ユニークベニユーにおける利用環境を整備したか。	○	
	効果的な広報活動を行っているか。	○	○
	資料利用の利便性は向上したか。	○	
整備	復元整備の実施に向けた取組を十分に行ったか。	○	○
	防災・防犯設備や境界標は適切に設置、更新しているか。		○
	通行困難箇所の解消に努めたか。	○	
	平面表示は適切に実施しているか。	○	○
	説明板や案内板の設置や多言語化は適切に行っているか。	○	○
	屋外展示物や石碑類、設置物の移設や撤去を進めているか。	○	○
	新居関所史料館第2駐車場の舗装を整備したか。		○
	新居関所史料館の維持管理は適切に実施しているか。	○	○
	新居関所史料館の移設に向けた取組を行っているか。		○
運営体制	職員の増員に関する取組を実施しているか。	○	○
	各関係機関や庁内の関係部局との連携は十分であるか。	○	○
	新居宿史跡案内人の会との連携や協力体制は十分か。	○	○
	地元組織や周辺住民との意見交換会や説明会を実施しているか。	○	○

